

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家機械設備改修工事

国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課		
課長	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家機械設備改修工事

2 工事場所 群馬県前橋市富士見町赤城山27 (国立赤城青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和4年1月20日 (木曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力等を所内より分岐する場合は、受注者の負担において計量器を設置し、料金は国立赤城青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② 完成建物等概要図書

完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。

③ その他

設計図書一式を、陽画製本 A3版 3部提出すること。

完成図面を国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めた「建築CAD図面作成要領(案)」により作成し、電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

下請負人一覧表及び使用機材発注先一覧表等を電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

(5) その他

鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

- ① 工事請負契約基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② 工事請負契約基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ③ 工事請負契約基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ④ 工事請負契約基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
 - ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
 - イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法

人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 請負代金債権の債権譲渡
この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガ

イドライン（改訂）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成20年9月国土交通省総合政策局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

(9) 瑕疵担保

① 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア 建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ 雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、**組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）**締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ ~~水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

- (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

- (4) 工事成績評定について
この工事は、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。
- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~
~~この工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
- ① ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ③ ~~受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について
- ① 工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 特別重点調査を受けた者との契約について
「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (9) 引渡し後点検について
受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うも

のとする。

(10) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(11) 質疑応答

① 現場説明会を実施しない場合

ア 質疑がある場合には提出

書面により令和3年9月13日（月曜日）17時までに 国立青少年教育振興機構財務部施設管理課へ提出する。

イ 質疑応答の電子メール又はFAXの送付日時

令和3年9月16日（木曜日）午前12時まで

② ~~現場説明会を実施する場合~~

~~質疑の提出：書面により平成 年 月 日 時までに 大学 部（課） 係へ提出する。~~

~~回 答：平成 年 月 日 時~~

~~回 答 場 所：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室~~

~~なお、質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。~~

~~(12) この工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。~~

~~数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開する。~~

~~この数量書に対する質問がある場合において、次により提出するものとする。~~

~~なお、上記(12)質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。~~

~~また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。~~

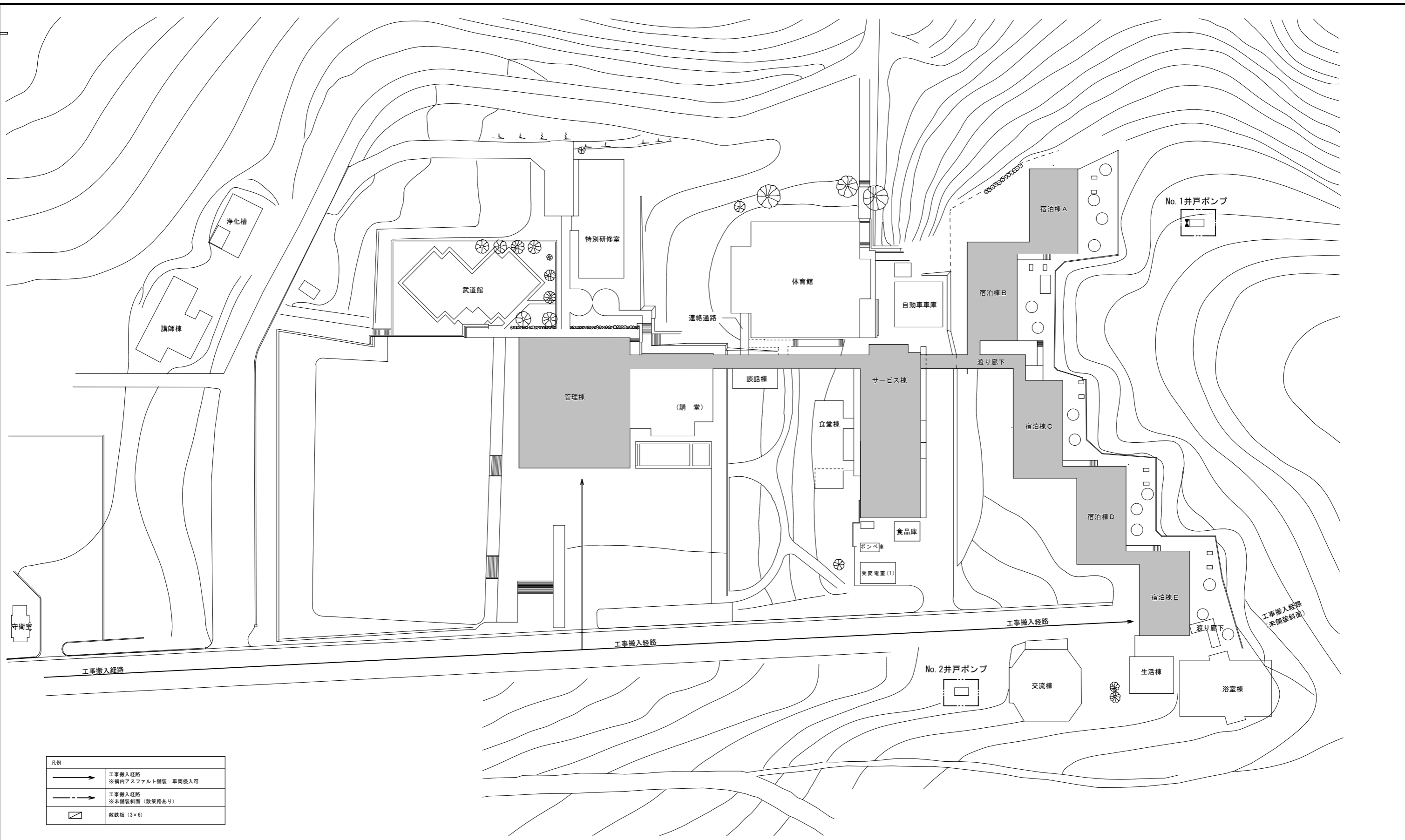
~~① 提出日時：令和 年 月 日（ 曜日）の17時まで~~

~~持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時から17時までに行うこと。~~

~~② 提出先：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室へ提出する。~~

~~③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。~~

~~④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、電子メール又はFAXにて通知する。~~



凡例	
	工事搬入経路 ※構内アスファルト舗装・車両侵入可
	工事搬入経路 ※未舗装斜面（散策路あり）
	敷鉄板（3×6）

: 今回工事範囲

配置図 1/500

有限会社 オヤマツ設計事務所 <small>一級建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一級建築士登録 第 352384 号 中野 元</small>	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構 <small>施設管理課長 施設管理課 担当</small>			業務番号	工事名称	図面名称	縮尺	図面区分	図面番号
										独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事				仮設計画図	1/500	機械設備	M-00

国立青少年教育振興機構

国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事

図面リスト

図面	図面名称	図面	図面名称
M-00	表紙・図面リスト	M-17	空調設備 宿泊棟 計装配置1階平面図(改修後)
M-01	機械設備特記仕様書 1	M-18	空調設備 管理棟 計装1階平面図(改修前・後)
M-02	機械設備特記仕様書 2	M-19	空調設備 生活棟 計装1階平面図(改修前・後)
M-03	案内図・配置図	M-20	空調設備 宿泊A棟 計装2・3階平面図(改修前・後)
M-04	空調設備 機器表(改修前・後)	M-21	空調設備 宿泊B棟 計装2・3階平面図(改修前・後)
M-05	空調設備 系統図(改修前)	M-22	空調設備 宿泊C棟 計装2・3階平面図(改修前・後)
M-06	空調設備 系統図(改修後)	M-23	空調設備 宿泊D棟 計装2・3階平面図(改修前・後)
M-07	空調設備 宿泊A棟 配管2・3階平面図(改修前・後)	M-24	空調設備 宿泊E棟 計装2・3階平面図(改修前・後)
M-08	空調設備 宿泊B棟 配管2・3階平面図(改修前・後)	M-25	衛生設備 器具表(改修前・後)・各階平面図
M-09	空調設備 宿泊C棟 配管2・3階平面図(改修前・後)	M-26	衛生設備 宿泊棟 2階平面図(改修前・後)
M-10	空調設備 宿泊D棟 配管2・3階平面図(改修前・後)	M-27	衛生設備 宿泊棟 3階平面図(改修前・後)
M-11	空調設備 宿泊E棟 配管2・3階平面図(改修前・後)	M-28	衛生設備 サービス棟1・2階平面図(改修前・後)
M-12	空調設備 断面図(改修前・後)	M-29	衛生設備 管理棟1・2階平面図(改修前・後)
M-13	空調設備 計装システム系統図(改修前)	M-30	井戸ポンプ 配置図
M-14	空調設備 計装システム系統図(改修後)	M-31	井戸ポンプ 機器表・詳細図(改修前・後)
M-15	空調設備 案内図・計装全体配置図(改修前・後)		
M-16	空調設備 宿泊棟 計装配置1階平面図(改修前)		

令和 3 年度

発注：独立行政法人国立青少年教育振興機構

有限会社 オヤマツ設計事務所

有限会社 オヤマツ設計事務所 <small>一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一般建築士登録 第 352384 号 中野 元</small>	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構	業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事		図面 区分	機械設備
										施設管理課長	施設管理課	担当	図面 名称	縮尺

国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事

I 工事概要

- 1. 工事場所 群馬県前橋市富士見町赤城山2-7
2. 完成期限 令和4年1月20日(木曜日)

Table with 4 columns: 建物名称, 宿泊棟, サービス棟, 管理棟. Rows include 工種, 構造, 階数, 建築基準法による延べ面積, 消防法施行令別表第一の区分, 改修面積, 建物使用の有無.

Table with 2 columns: 工事種目, 工事種別. Rows include 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, ガス設備, 雨水利用設備, 撤去工事.

- 5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分(指定部分工期 年 月 日)
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日(曜日) [第1編1.1.2] [第1編1.1.2]

Table with 2 columns: 方式及び種別, 設備概要. Rows include 空調方式, 換気方式, 給水方式, 排水方式, 給湯方式, 消火設備, ガスの種類.

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準, 現場説明書, 図面 27 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)
●文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)
●工事写真撮影要領(令和元年7月)

- (2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は()図、電気設備工事の特記仕様書は()図による。

- 2. 特記仕様
(1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2) 項目に記載の(第 編 . . .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3) 項目に記載の[第 編 . . .]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 適用区分, 電気保安技術者, 施工条件, 環境への配慮, 機材の品質等, 機材の検査等, 施工調査.

Technical specifications table with columns: 技能士, 施工の検査等, 技術検査, 完成時の提出図書, 安全に関する資料, 他工事又は他工種との取り扱い, 電動機, 電源周波数, 容量等の表示, 総合試運転調整, 足場その他, 埋め戻し土・盛土, 建設発生土の処理方法, 地中埋設構等.

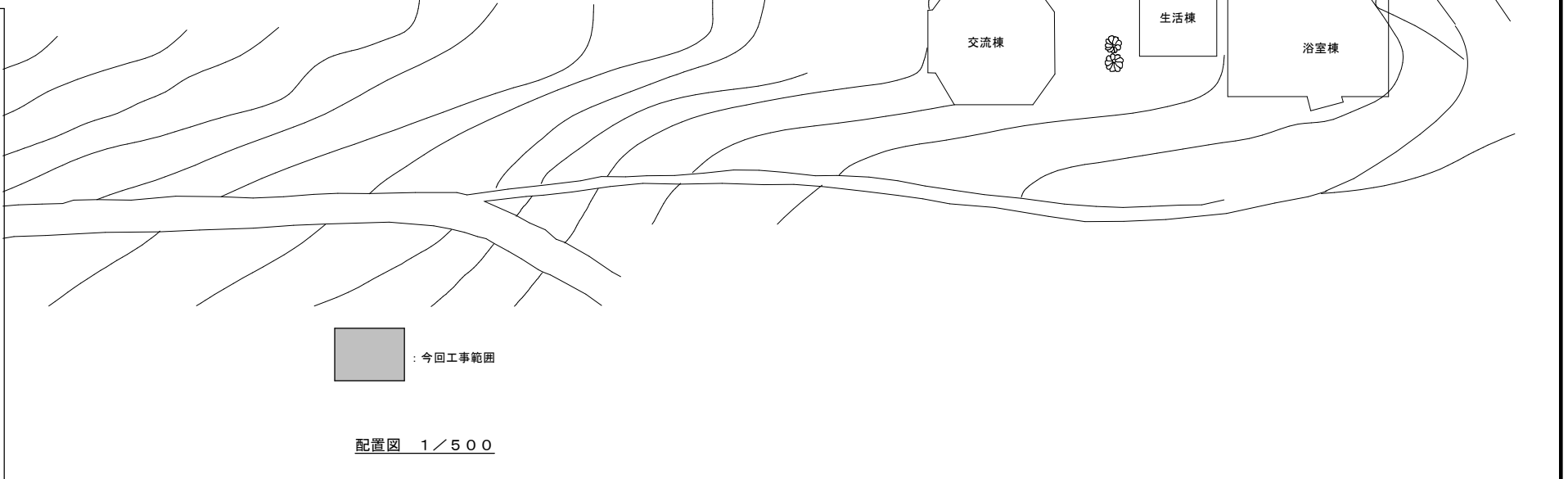
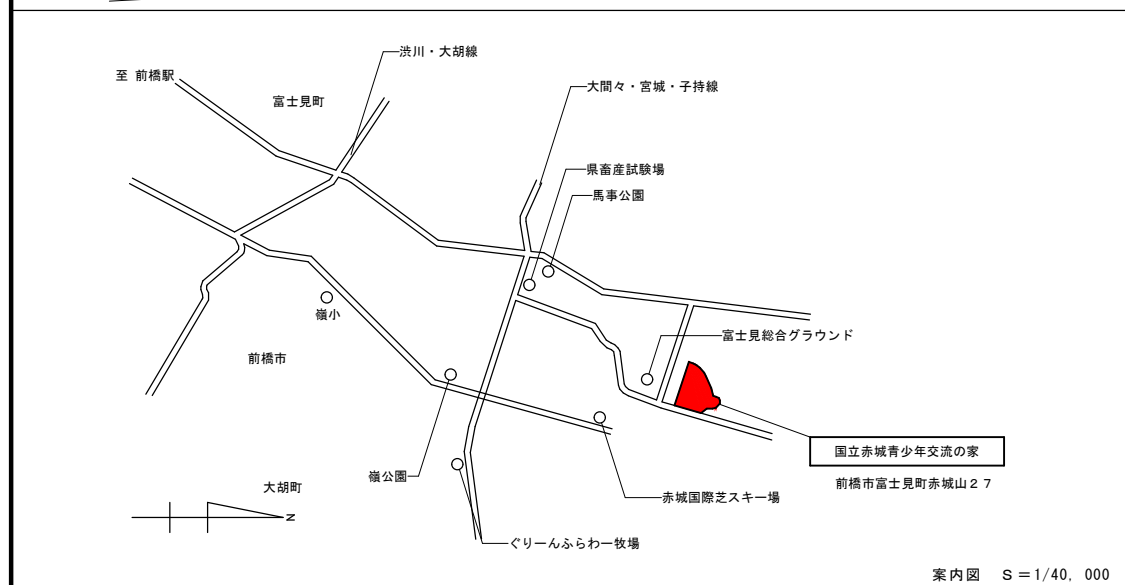
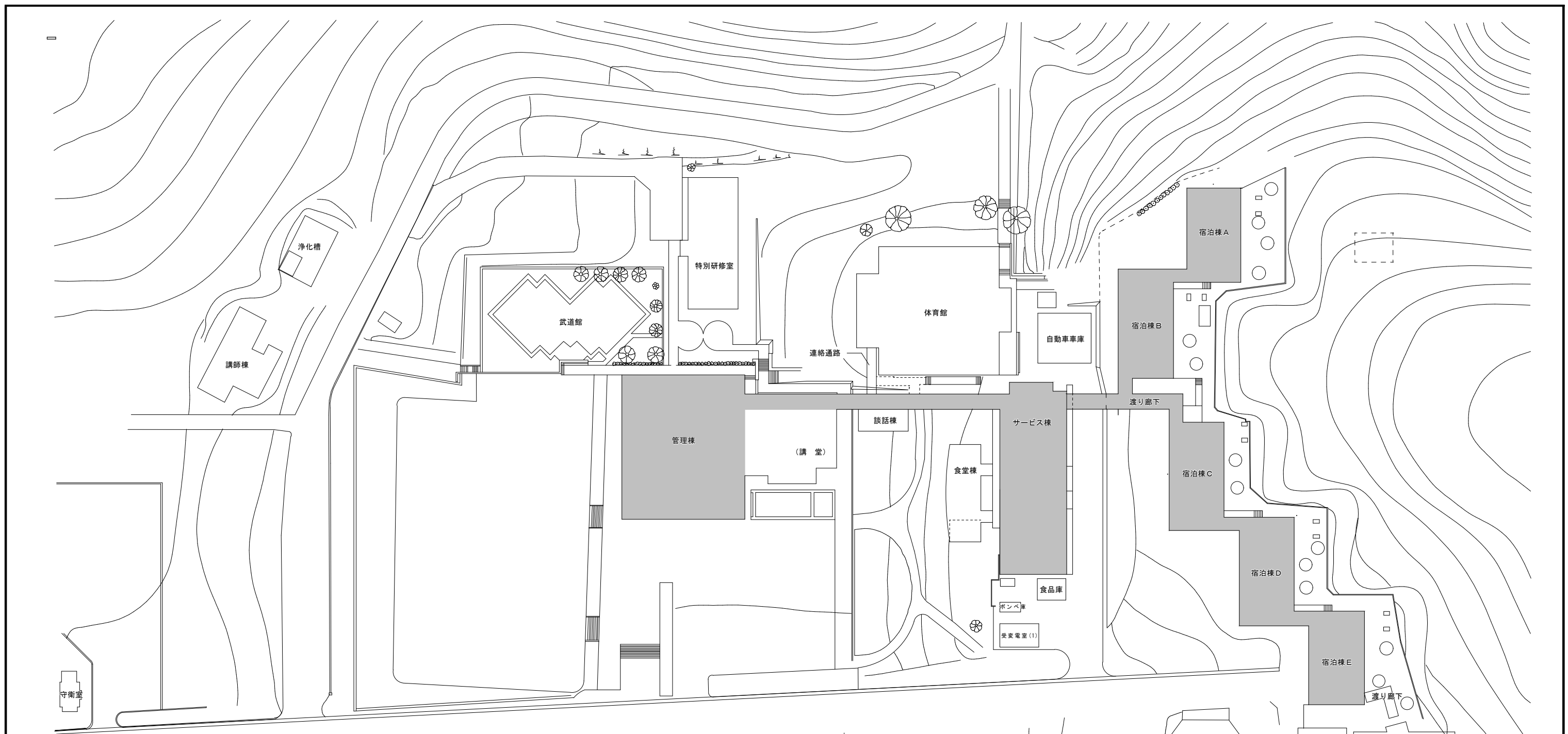
Safety and seismic specifications table with columns: 耐震措置, 配管, 絶縁線手, 試験, 保温, 塗装, 電線類, 電線の色別, 配線及び主回路の導体の色別, 配線及び主回路の導体の色別, 共通事項, 分電盤類, 既存駆体への穿孔.

有限会社 オヤマツ設計事務所

Table with columns: 一般職工事務所, 承認, 審査, 検図, 製図, 特記, 改訂番号, 改訂月, 改訂内容.

Table with columns: 独立行政法人国立青少年教育振興機構, 業務番号, 工事名称, 図面名称, 補尺, 図面区分, 機械設備, 図面番号.

<p>● 空気調和設備</p> <p>● 設計温湿度 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ 鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1></p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>● 保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季 36.4℃</td> <td>61.6%</td> <td>26.0℃</td> <td>成行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬季 0.3℃</td> <td>47.4%</td> <td>22.0℃</td> <td>成行</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>鋼板厚 (○3.2mm ○4.5mm)</p> <p>○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○ スパイラルダクト (○低圧 ○) ○ 図示による。</p> <p>(1) 内貼を施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼したチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式 (定格入力DC24V) (2) 防火ダンパー 復帰方式 手動式</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。)</p> <p>(1) 蒸気管 給気管 ○ 送管 ○</p> <p>(2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ●排水硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ●保温付硬質ポリ塩化ビニル管 ●断熱材被覆鋼管 (冷媒用)</p> <p>(6) 冷媒管</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV5Kとする。 ○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ 図示による。</p> <p>制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○漏油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。</p> <p>標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次による。 ○ 蒸気配管の保温 (屋内露出は除く。) ○ 蒸気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○ 外気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○ 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○ 建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○ エア抜き管以外の配管は除く。 ○ 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ○ 機械室 (ALGC化粧原紙) ● 屋内露出箇所 (樹脂製化粧カバー) ● 屋外露出箇所 (樹脂製化粧カバー)</p>	外 気		屋 内				一般系統		一般系統		一般系統		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季 36.4℃	61.6%	26.0℃	成行			冬季 0.3℃	47.4%	22.0℃	成行			<p>○ 排煙設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 排煙口の形式</p> <p>○ 排煙口開放及び復帰方式</p> <p>○ 排煙風量測定</p> <p>○ 電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]</p> <p>● システム構成その他</p> <p>● 衛生器具設備</p> <p>○ 自動洗浄装置及びその組み込み小機器</p> <p>○ 自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 給水設備</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器樹 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○ 水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 給水装置</p>	<p>○ 垂鉛鉄板 ○普通鋼板 (厚1.6mm)</p> <p>○ パネル形 (○天井取付 ○壁取付) ○ スリット形 (○天井取付 ○壁取付) ○ ダンパー形 (○天井内取付 ○)</p> <p>○ 電気式 (遠隔操作 ○要 ○不要)</p> <p>建築設備定期検査業務基準書 2016年版 (一財)日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準じる。</p> <p>別図による。</p> <p>屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。配線及びケーブルについてはエコマテリアル仕様とする。公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事) (統一基準) による。</p> <p>○ 個別感知フラッシュ方式 ()</p> <p>○ AC電源 ○ 自己発電 ○</p> <p>別図による。</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。)</p> <p>(1) 一般配管 ○ (2) 地中埋設配管 ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は (○) とし、他の部分は (1) による。</p> <p>○ 親メーター (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n'ス式)) (○貸与品 ○) ○ 子メーター (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n'ス式)) (○買取り ○)</p> <p>○ 水道事業者指定品 (○ 貸与品 ○買取り) ○標準図MC形</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ 水道直結部分の耐圧は、10Kとする。</p> <p>○</p> <p>○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 別図による。</p> <p>○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p><第2編2.1.1></p> <p>○ 台所流し等の排水管</p> <p>○ 満水試験継手</p> <p>○ 放流納付金等</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 地中埋設配管の接合</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p> <p>○ 配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 液化石油ガス</p> <p>○ メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.2.1] [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○ 機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○ 施工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p>	<p>○ 特殊ガス等設備工事</p> <p>○ 一般事項 (第5編1.1.1 ~2) [第5編1.1.1] ~2></p> <p>○ 機材 (第5編2.1.1 ~2.4.3) [第5編3.1.1] ~3.2.8></p> <p>○ 施工 (第5編3.1.1 ~3.2.8) [第5編3.1.1] ~3.2.8></p> <p>○ システム構成その他</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第5編1.9.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 事前調査 (第7編1.2.1) [第7編1.2.1]</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>● 撤去工事</p> <p>● 発生材の処理等 (第1編5.1.1 ~2)</p>	<p>1) ガスの種別は、下記による。 ○ 窒素ガス (○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス (○高純度 ○一般) ○ 水素ガス (○高純度 ○一般) ○酸素ガス (一般) ○ アルゴンガス (○高純度 ○一般) ○炭酸ガス (一般) ○ 圧縮空気 (○高純度 ○一般) ○圧縮空気 (空気圧縮機)</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>○ 既設井分布調査 ○ 地中熱交換井 ○ 法的規制調査 ○ 法的規制調査 ○ 地味探査 ○ 地質情報の収集、整理 (探査方法: 電気探査の比例抵抗法) ○ 代表井による熱交換効率の把握 (測定方式: 直流型方式) (熱応答試験方法:) (解析方法: 標準曲線法) ○ 周辺環境調査 (騒音・振動測定)</p> <p>掘削工法は下記による。 ○ パーカッション式 ○ ローターリー式 ○ ダウン・ザ・ホールハンマ式 ○ 回転振動式 ○ ローターリーパーカッション式</p> <p>地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。</p> <p>● 改修後に使用しない既設開口孔埋め・補修は本工事とし、タッチアップ等の仕上げは別途建築工事とする。 ● アスベスト撤去処分は関係法令等に基づき適切に処理すること。 ● 図示による。</p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの 1) 品名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの 1) 品名 2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの 1) 品名 (5) その他の発生材 1) 品名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理</p>
	外 気		屋 内																																	
一般系統		一般系統		一般系統																																
温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																															
夏季 36.4℃	61.6%	26.0℃	成行																																	
冬季 0.3℃	47.4%	22.0℃	成行																																	
<p>○ 換気設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ~4></p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○ シールする排気ダクトの系統</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]</p>	<p>○ 図示による。 ○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○ スパイラルダクト (○低圧 ○) ○ 高圧1ダクト (範囲は図示による。) ○ 厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○ 厨房系統 ○浴室 (シャワー室、脱衣所を含む) ○ D/C用排気ダクト及び動物室排気ダクトはB+Cシールを追加で施すこと。</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○ 外気取入れダクトの保温範囲は全てとする。 ○ 排気ダクトの保温範囲は外壁から1mとする。</p>	<p>○ 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 給水装置</p>	<p>埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、 車両通行部分は (○600mm ○ mm) その他の部分は (○300mm ○ mm) 以上とする。</p> <p>○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 別図による。</p> <p>○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>○ 埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、 車両通行部分は (○600mm ○ mm) その他の部分は (○300mm ○ mm) 以上とする。</p> <p>○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 別図による。</p> <p>○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>○ 配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 液化石油ガス</p> <p>○ メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.2.1] [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○ 機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○ 施工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p>	<p>○ 配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。)</p> <p>○ 都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス</p> <p>○ 親メーター (○実測式 ○パルス式) (○買取り ○) ○ 子メーター (○実測式 ○パルス式) (○買取り ○)</p> <p>○ 本工事 (図示による) ○別途工事 外部警報端子 (○無 ○有)</p> <p>1) ガスの種別は、下記による。 ○ 酸素 ○ 亜酸化窒素 (笑気) ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素 ○ 吸引 (○ 水封式 ○ 油回転式) ○ 麻酔ガス排除 (排ガス) ○ 圧縮空気 (○ 治療用 ○ 手術機器駆動用) ○ 手術器械駆動用窒素</p>	<p>● 撤去内容 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>● 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>○ 図示による。</p>																												



■ : 今回工事範囲

配置図 1/500

案内図 S=1/40,000

有限会社 オヤマツ設計事務所 <small>一級建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一級建築士登録 第 362384号 中野 元</small>	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構 <small>施設管理課長 施設管理課 担当</small>			業務番号	工事名称 独立行政法人 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事	図面名称	縮尺	図面 区分 図面 番号	機械設備 M-03
													案内図・配置図	1/500			

《空調設備撤去機器表》

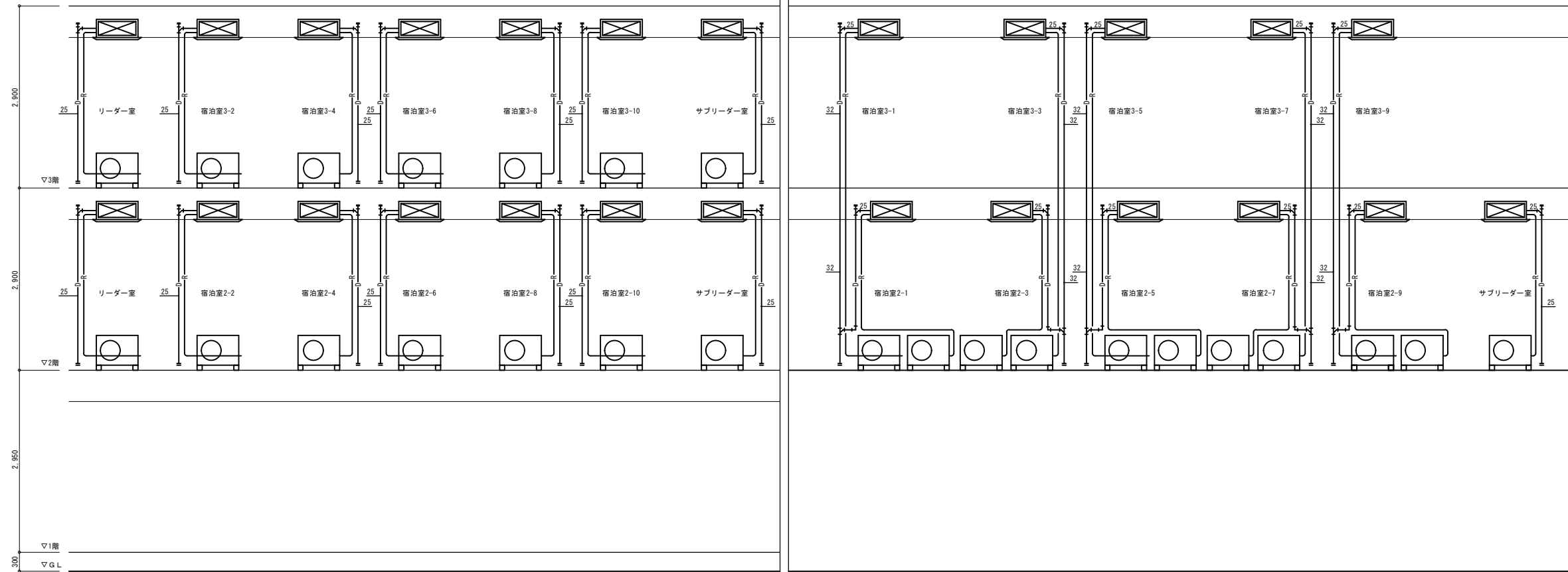
記号	名称	仕様	台数	電源(50Hz)		設置場所	備考	
				相電圧	出力			
			φ	V	Kw			
EHP-1	ハウジングエアコン	形式 天井カセット 1方向 室外機 冷房能力:2.8kw 暖房能力:4.0kw 室内機 冷房能力:2.8kw 暖房能力:4.0kw	20	1	200	2,420w	A棟 2・3F宿泊室1~10 B棟 2・3F宿泊室1~10 C棟 2・3F宿泊室1~6	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-1-1)		付属品 ドレンアップメカ、ネットワークワイヤードリモコン※ 平架台、コンクリートブロック、風向板 標準ロングライフフィルタ(予備品100%共) システム制御用インターフェイス、標準附属品一式 ※リモコンは設定温度自動復帰・タイマー機能付	20	(12)	()はリモコン数	D棟 2・3F宿泊室1~6		
			18	(11)	()はリモコン数	E棟 2・3F宿泊室1~6		
EHP-2	ハウジングエアコン	形式 天井カセット 1方向 室外機 冷房能力:2.2kw 暖房能力:3.2kw 室内機 冷房能力:2.2kw 暖房能力:3.2kw	4	1	200	2,420w	A棟 2・3Fブリーディング室 B棟 2・3Fブリーディング室 C棟 2・3Fブリーディング室	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-2-1)		付属品 ドレンアップメカ、ネットワークワイヤードリモコン※ 平架台、コンクリートブロック、風向板 標準ロングライフフィルタ(予備品100%共) システム制御用インターフェイス、標準附属品一式 ※リモコンは設定温度自動復帰・タイマー機能付	3			D棟 2・3Fブリーディング室		
			2			E棟 2・3F談話室		
EHP-3	ハウジングエアコン	形式 天井カセット 1方向 室外機 冷房能力:3.6kw 暖房能力:4.8kw 室内機 冷房能力:3.6kw 暖房能力:4.8kw	2	1	200	2,460w	A棟 2・3Fブリーディング室 B棟 2・3Fブリーディング室 C棟 2・3Fブリーディング室	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-3-1)		付属品 ドレンアップメカ、ネットワークワイヤードリモコン※ 平架台、コンクリートブロック、風向板 標準ロングライフフィルタ(予備品100%共) システム制御用インターフェイス、標準附属品一式 ※リモコンは設定温度自動復帰・タイマー機能付	2			D棟 2・3Fブリーディング室 E棟 2・3Fブリーディング室		
EHP-4	ハウジングエアコン	形式 天井カセット 1方向 室外機 冷房能力:4.0kw 暖房能力:5.6kw 室内機 冷房能力:4.0kw 暖房能力:5.6kw	1	1	200	2,580w	E棟 2F宿泊室4	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-4-1)		付属品 ドレンアップメカ、ネットワークワイヤードリモコン※ 平架台、コンクリートブロック、風向板 標準ロングライフフィルタ(予備品100%共) システム制御用インターフェイス、標準附属品一式 ※リモコンは設定温度自動復帰・タイマー機能付						
EHP-5	ルームエアコン	形式 壁掛形 室外機 冷房能力:2.5kw 暖房能力:2.8kw 室内機 冷房能力:2.5kw 暖房能力:2.8kw	1	1	100	1,170w	E棟 2F宿泊室4	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-5-1)		付属品 ワイヤレスリモコン 平架台、コンクリートブロック、風向板 システム制御用インターフェイス、標準附属品一式						
	集中コントローラ	仕様 室内機150台制御機能、パソコンとの通信機能付 9インチワイドVGAカラー液晶パネル画面	1	1	DC24V	100w	管理棟1階事務室	
	伝送線用給電ユニット	仕様 集中コントローラに直流電源を供給 9インチワイドVGAカラー液晶パネル画面	1	1	100	50w	管理棟1階事務室	
	拡張コントローラ	仕様 集中コントローラで室内ユニットの管理台数を拡張する7段階 室内ユニットを50台単位で最大3系統150台まで拡張	3	1	100	12w	B棟ビット:系統NO.1 C棟ビット:系統NO.2 E棟ビット:系統NO.3	
	伝送線用給電拡張ユニット	仕様 集中管理用伝送線の給電不足を補うための電源装置 ネットワーク40台まで給電可能	3	1	100	95w	A棟ビット D棟ビット×2	

《空調設備新設機器表》

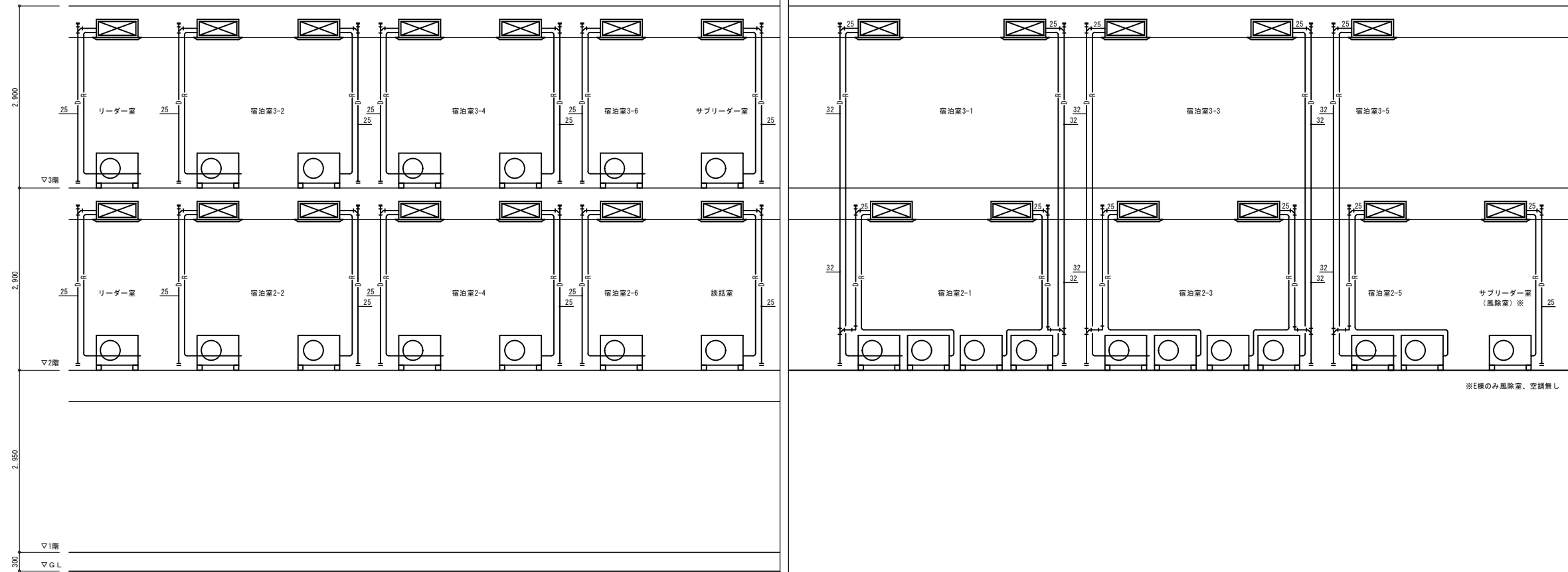
記号	名称	仕様	台数	電源(50Hz)		設置場所	備考	
				相電圧	出力			
			φ	V	Kw			
EHP-1	ルームエアコン	形式 壁掛形 室外機 冷房能力:2.2kw 暖房能力:2.2kw 室内機 冷房能力:2.2kw 暖房能力:2.2kw	20	1	100	1,160w	A棟 2・3F宿泊室1~10 B棟 2・3Fブリーディング室 C棟 2・3Fブリーディング室	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-1-1)		付属品 ワイヤレスリモコン 平架台、コンクリートブロック、風向板 システム制御用インターフェイス、標準附属品一式	3			B棟 2・3Fブリーディング室		
			20			C棟 2・3Fブリーディング室		
			3			D棟 2・3Fブリーディング室		
			20			E棟 2・3Fブリーディング室		
			3			F棟 2F談話室・3Fブリーディング室		
			20					
			2					
EHP-2	ルームエアコン	形式 壁掛形 室外機 冷房能力:2.5kw 暖房能力:2.8kw 室内機 冷房能力:2.5kw 暖房能力:2.8kw	1	1	100	1,170w	A棟 2Fブリーディング室 B棟 2Fブリーディング室 C棟 2・3Fブリーディング室	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-2-1)		付属品 ワイヤレスリモコン 平架台、コンクリートブロック、風向板 システム制御用インターフェイス、標準附属品一式	2			D棟 2・3Fブリーディング室 E棟 2・3Fブリーディング室		
			2					
EHP-3	ルームエアコン	形式 壁掛形 室外機 冷房能力:2.8kw 暖房能力:3.6kw 室内機 冷房能力:2.8kw 暖房能力:3.6kw	1	1	100	1,320w	A棟 3Fブリーディング室 B棟 3Fブリーディング室	電源室内機送り ブレーカ容量15A
(EHP-3-1)		付属品 ワイヤレスリモコン 平架台、コンクリートブロック、風向板 システム制御用インターフェイス、標準附属品一式	1					
SC-1	集中コントローラ	仕様 室内機200台制御機能、パソコンとの通信機能付 対角10.4インチ大型液晶タッチパネル画面	2	1	100	100w	管理棟1階事務室 宿泊棟系統×1 生活棟系統×1	
CW-1	拡張コントローラ	仕様 室内機50台管理機能	3	1	100	12w	B棟ビット:系統NO.1 C棟ビット:系統NO.2 E棟ビット:系統NO.3	
LW-1	伝送線用給電拡張ユニット	仕様 集中管理用伝送線の給電不足を補うための電源装置	3	1	100	95w	A棟ビット D棟ビット×2	

※消費電力は参考値とする。

□A/B棟



□C/D/E棟



有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第6128号
一般建築士登録
第 362284 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

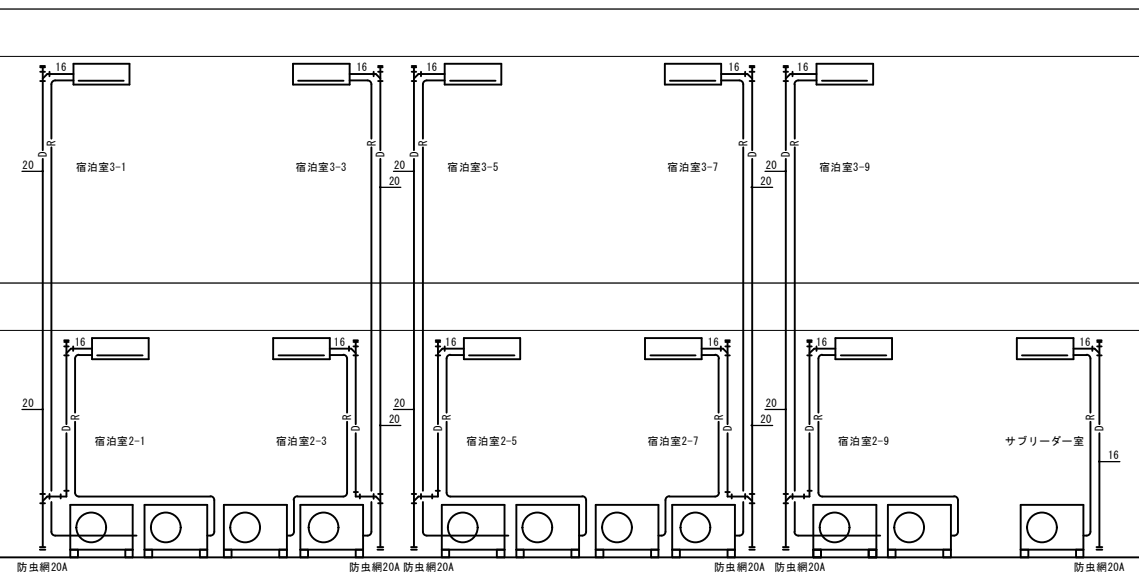
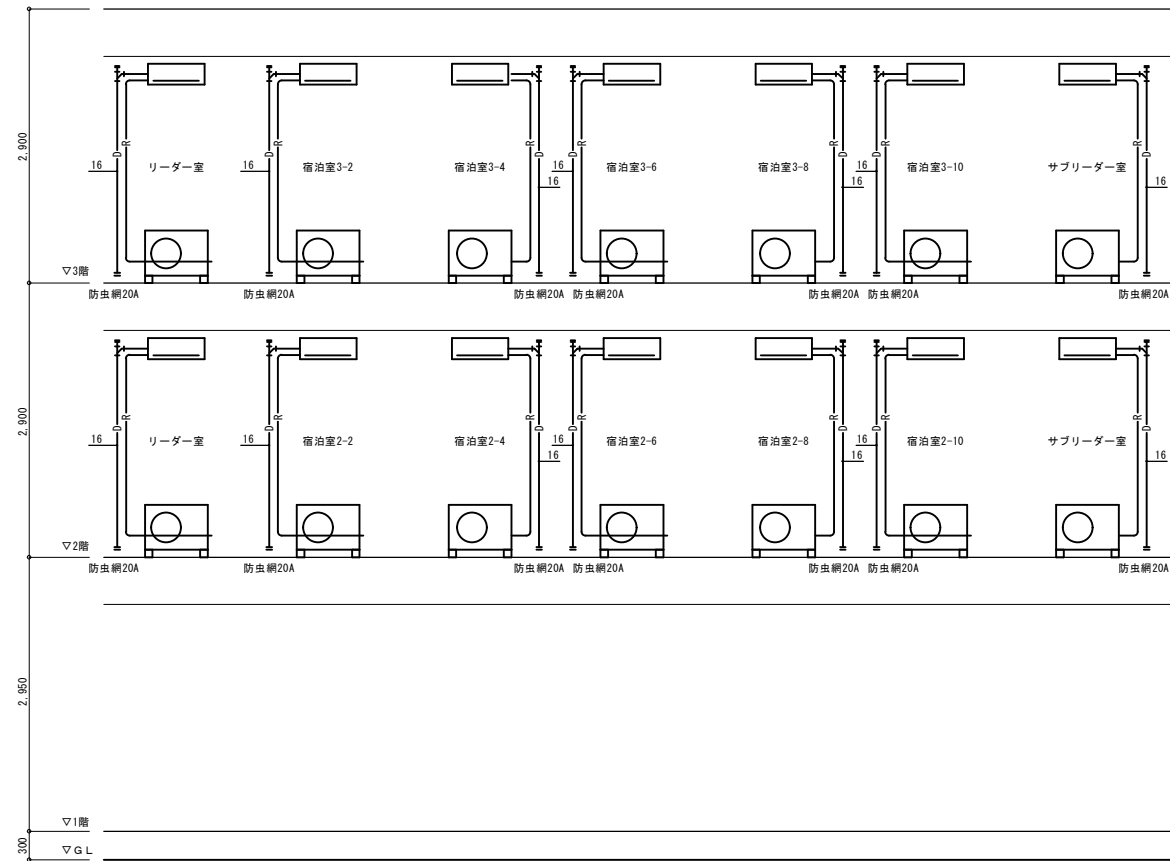
改訂番号	改訂月日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	組長

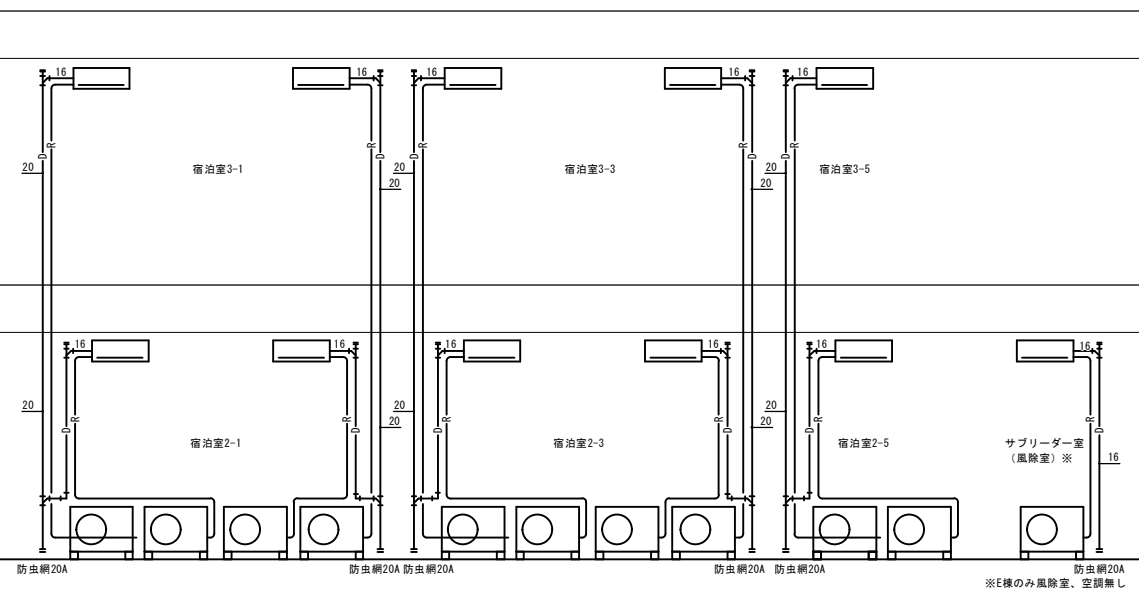
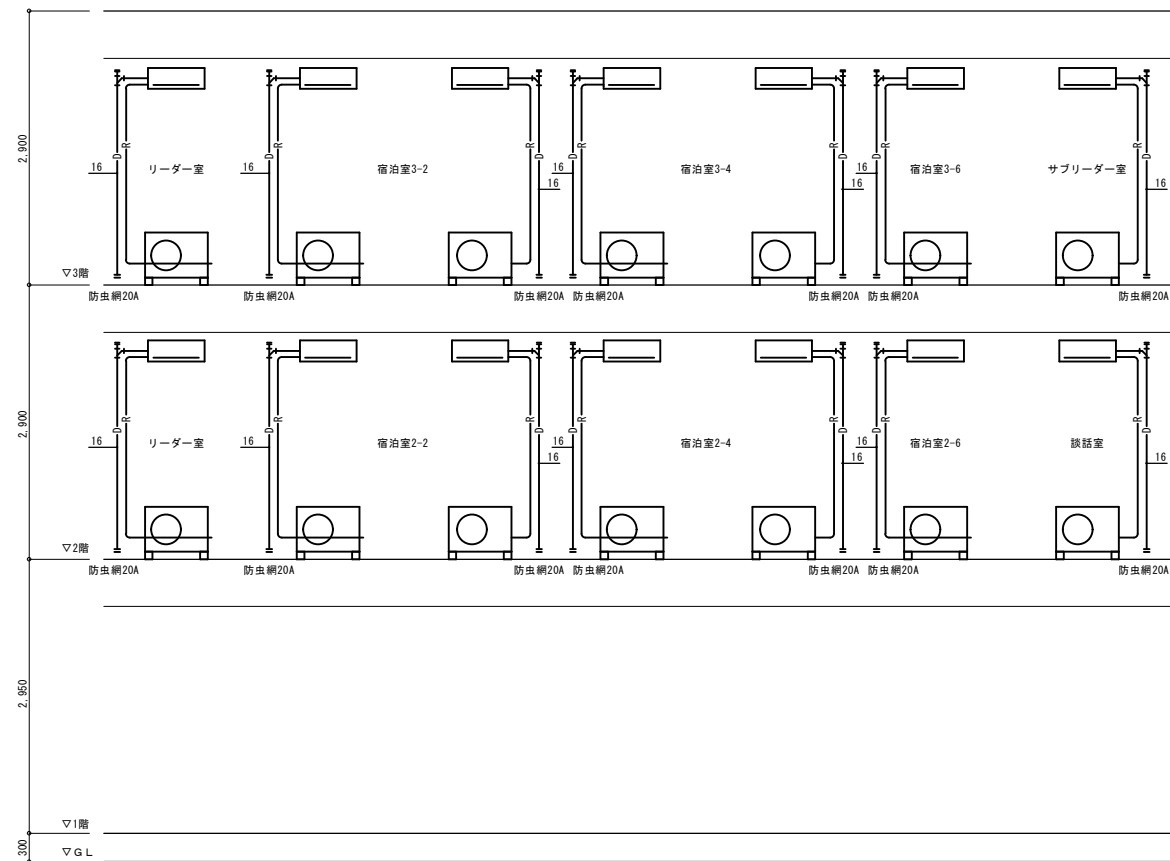
業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事
図面名称	空調設備 系統図(改修前)

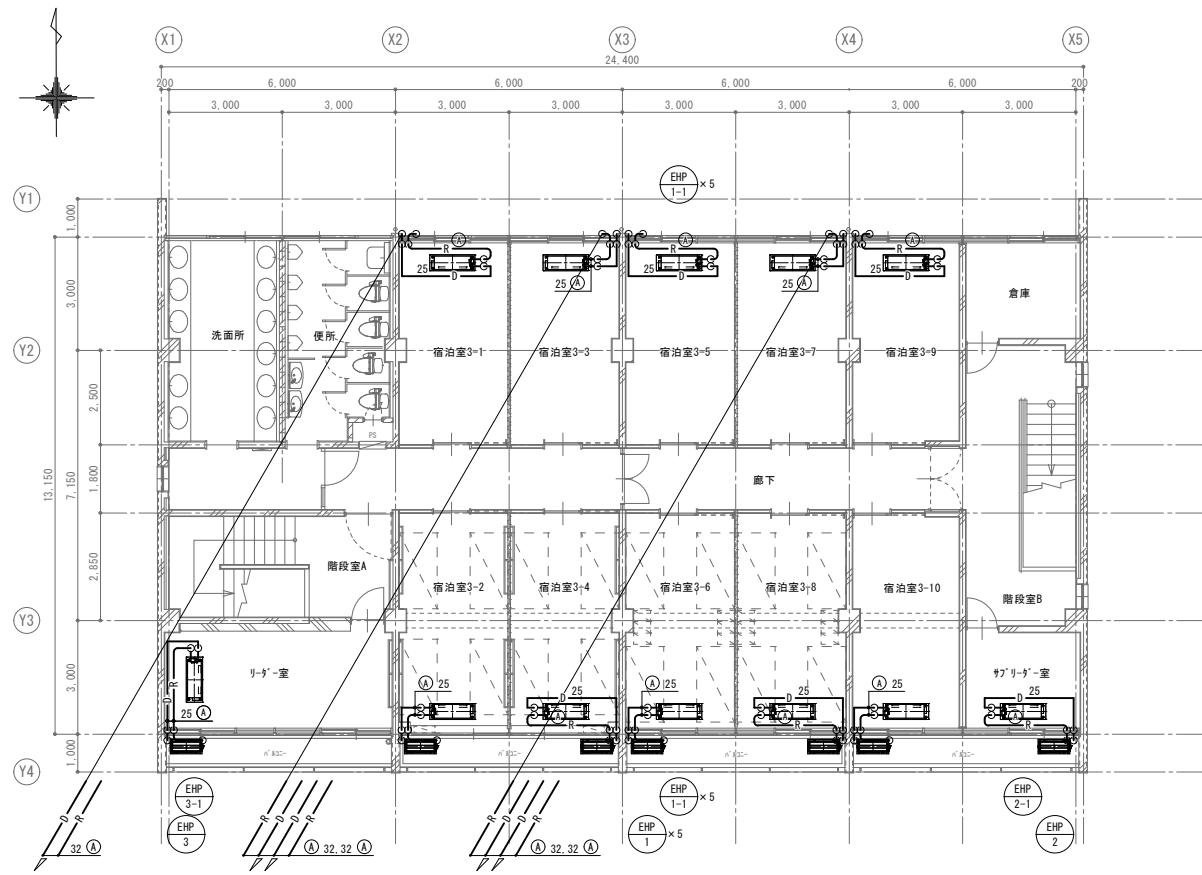
縮尺	図面区分	図面番号
	機械設備	M-05

□A/B棟

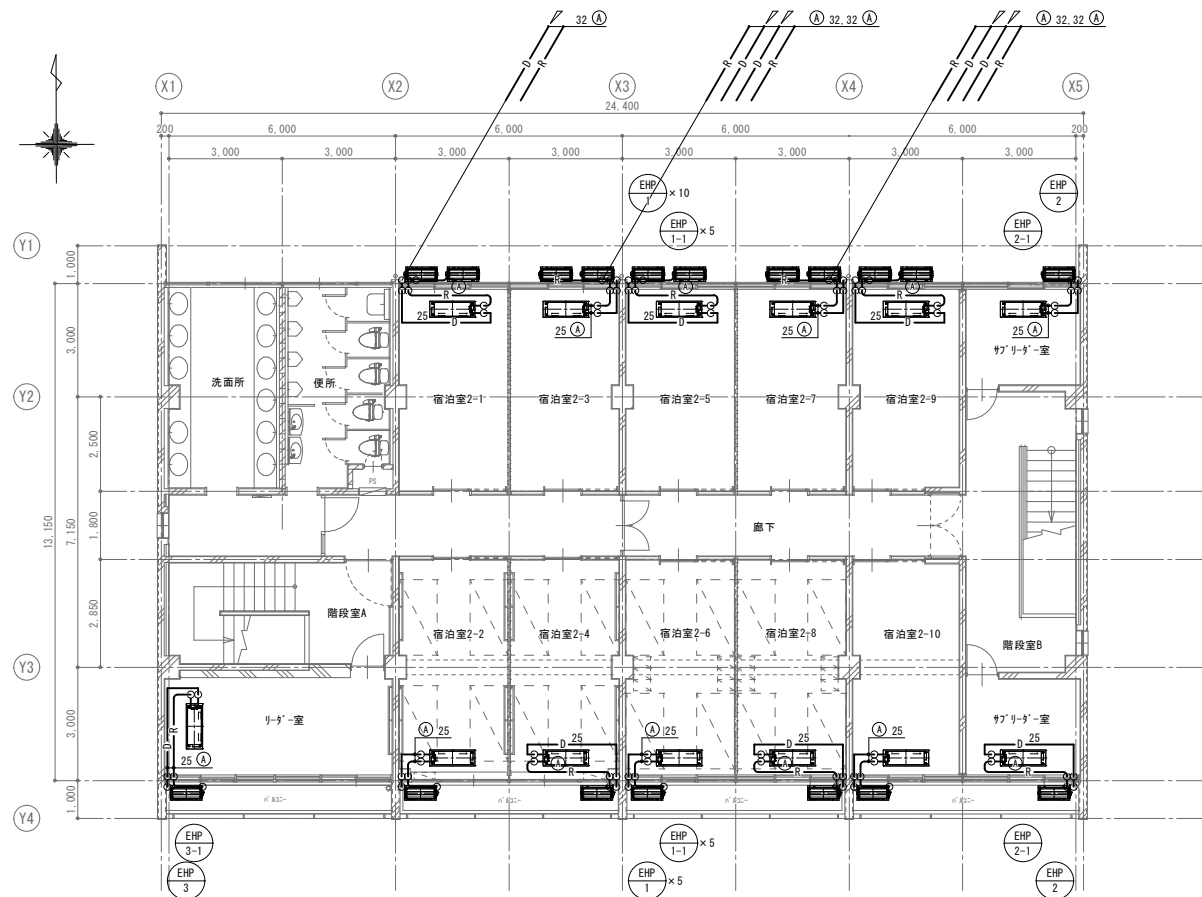


□C/D/E棟



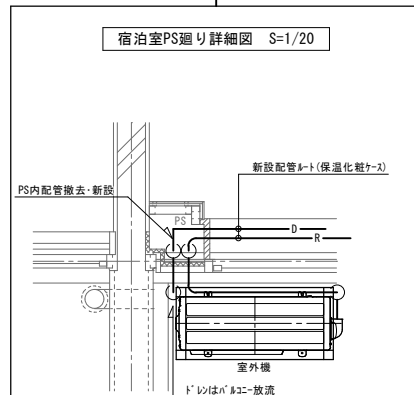


A棟 3階平面図(改修前) S=1/100

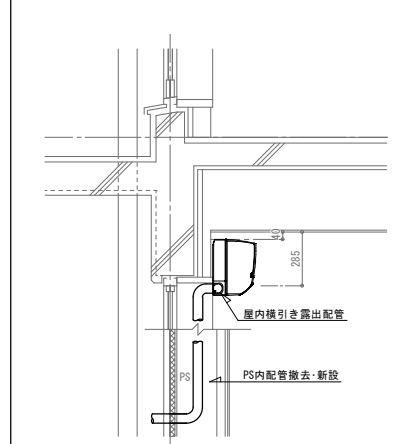


A棟 2階平面図(改修前) S=1/100

※図中の機器・配管類全て撤去とする。



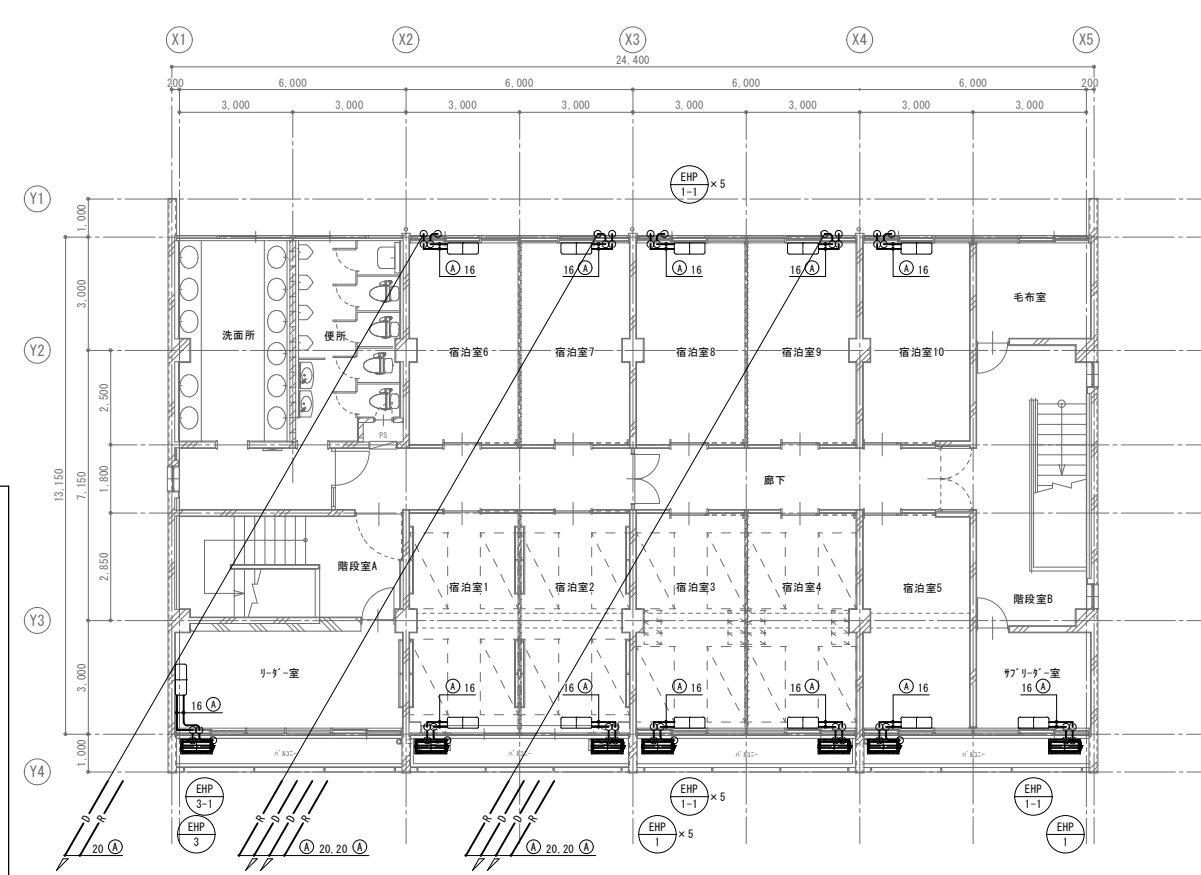
平面詳細図



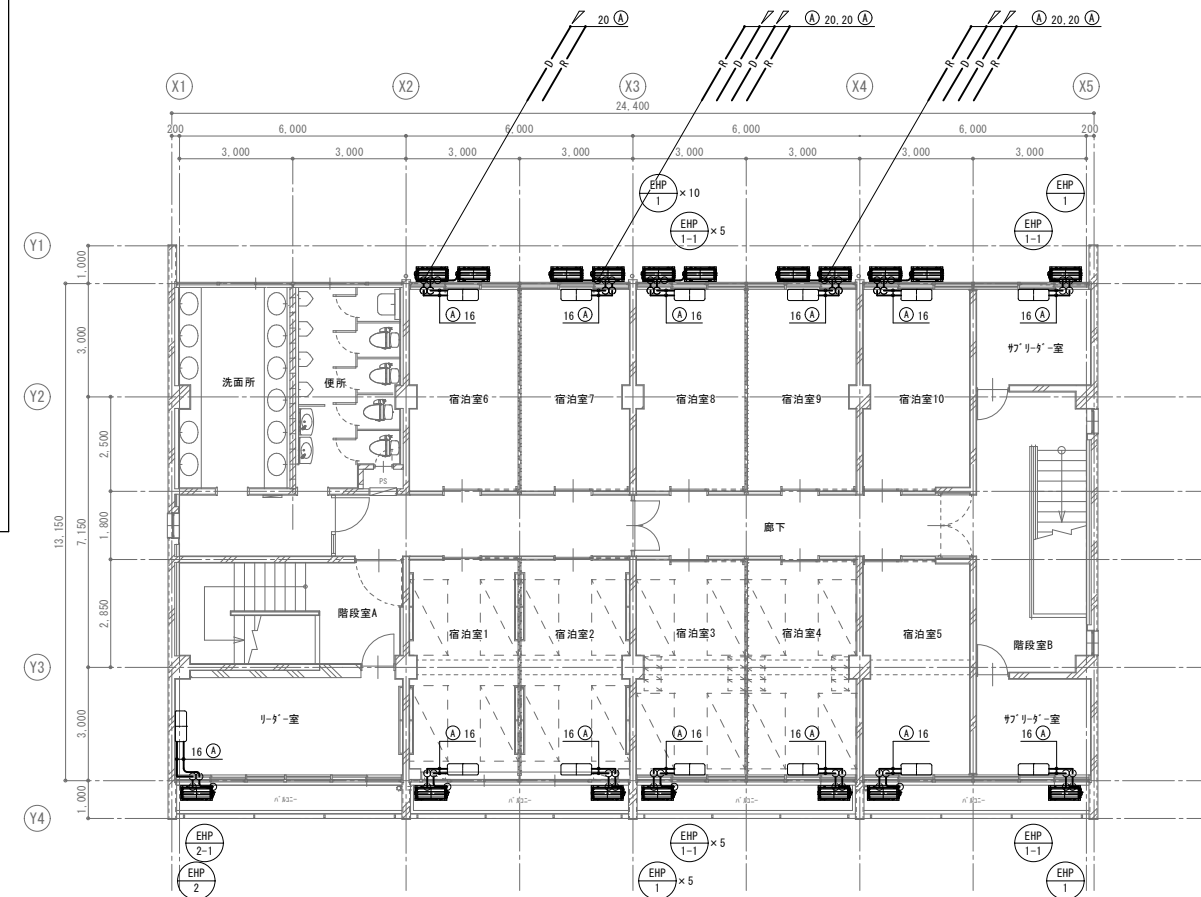
断面詳細図

冷暖配管仕様表

記号	配管径
(A)	9.5φ . . . 6.4φ

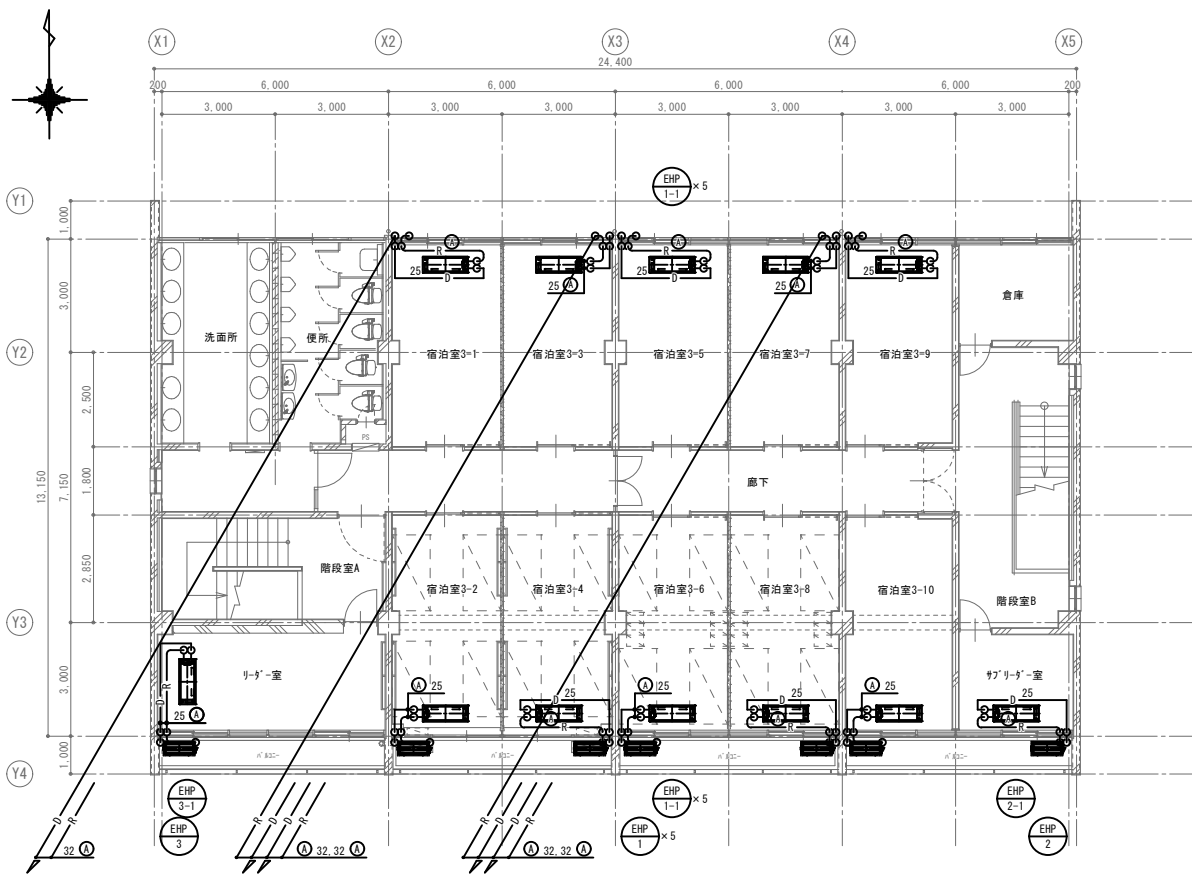


A棟 3階平面図(改修後) S=1/100

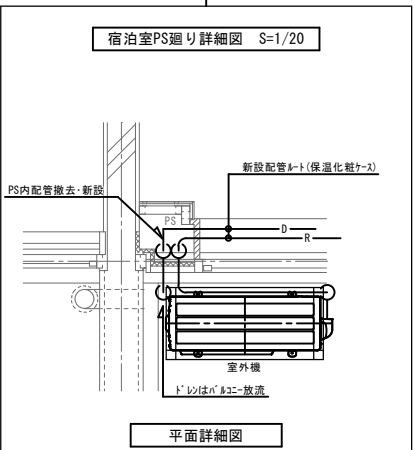


A棟 2階平面図(改修後) S=1/100

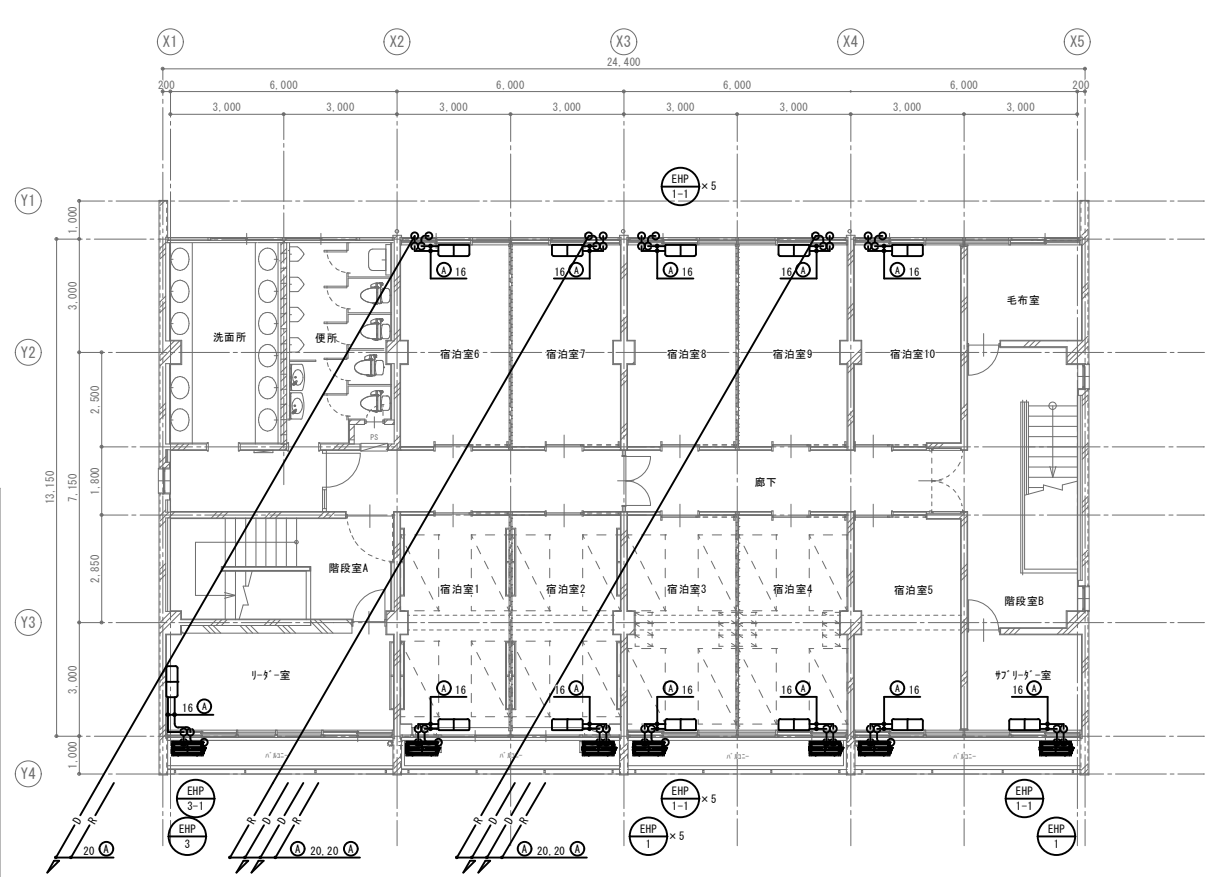
※図中の機器・配管類全て新設とする。



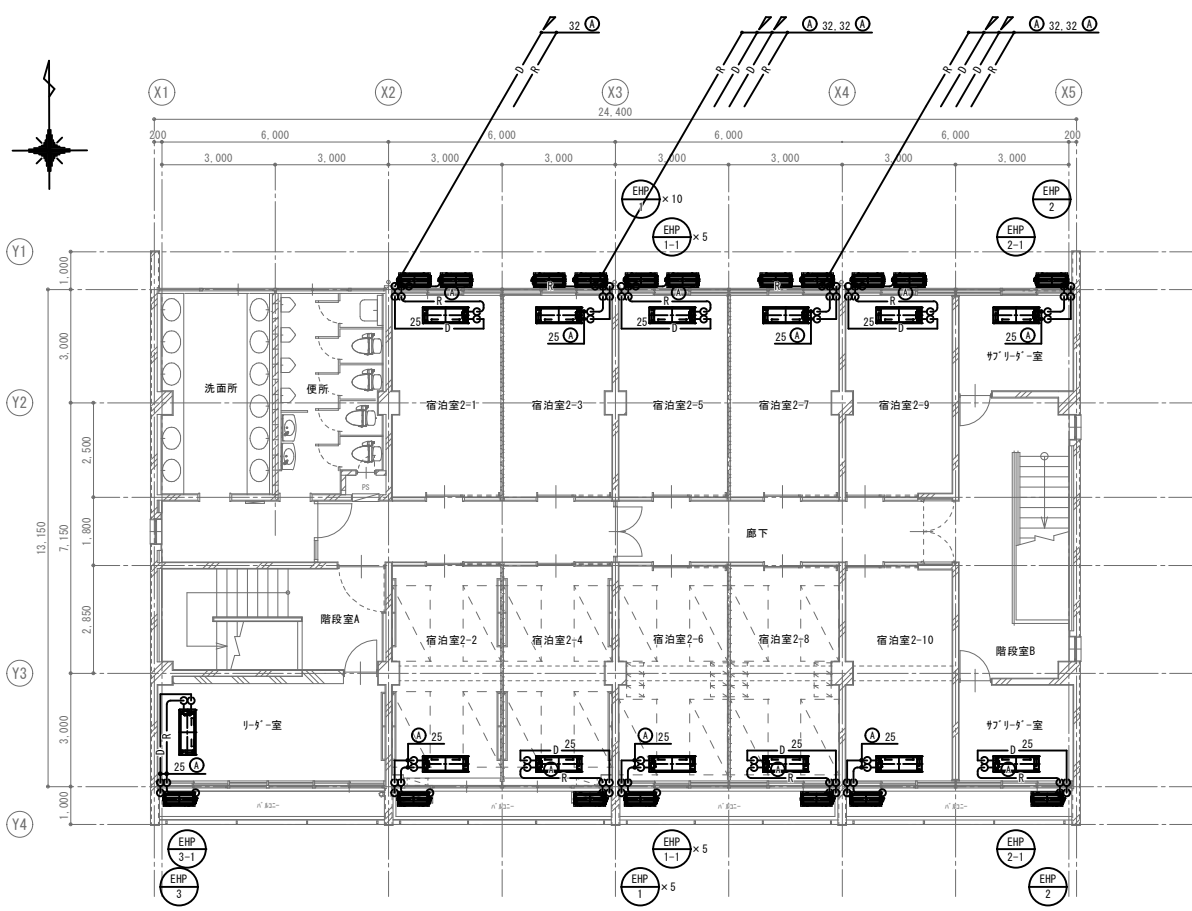
B棟 3階平面図(改修前) S=1/100



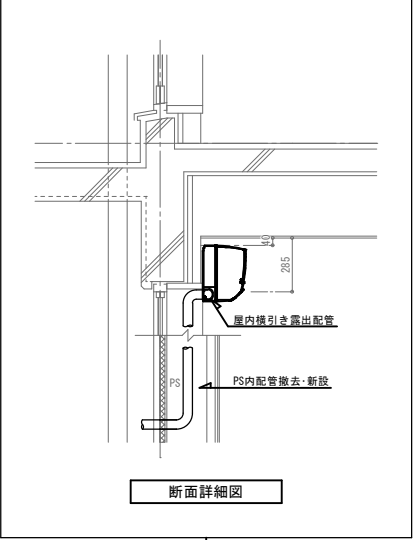
平面詳細図



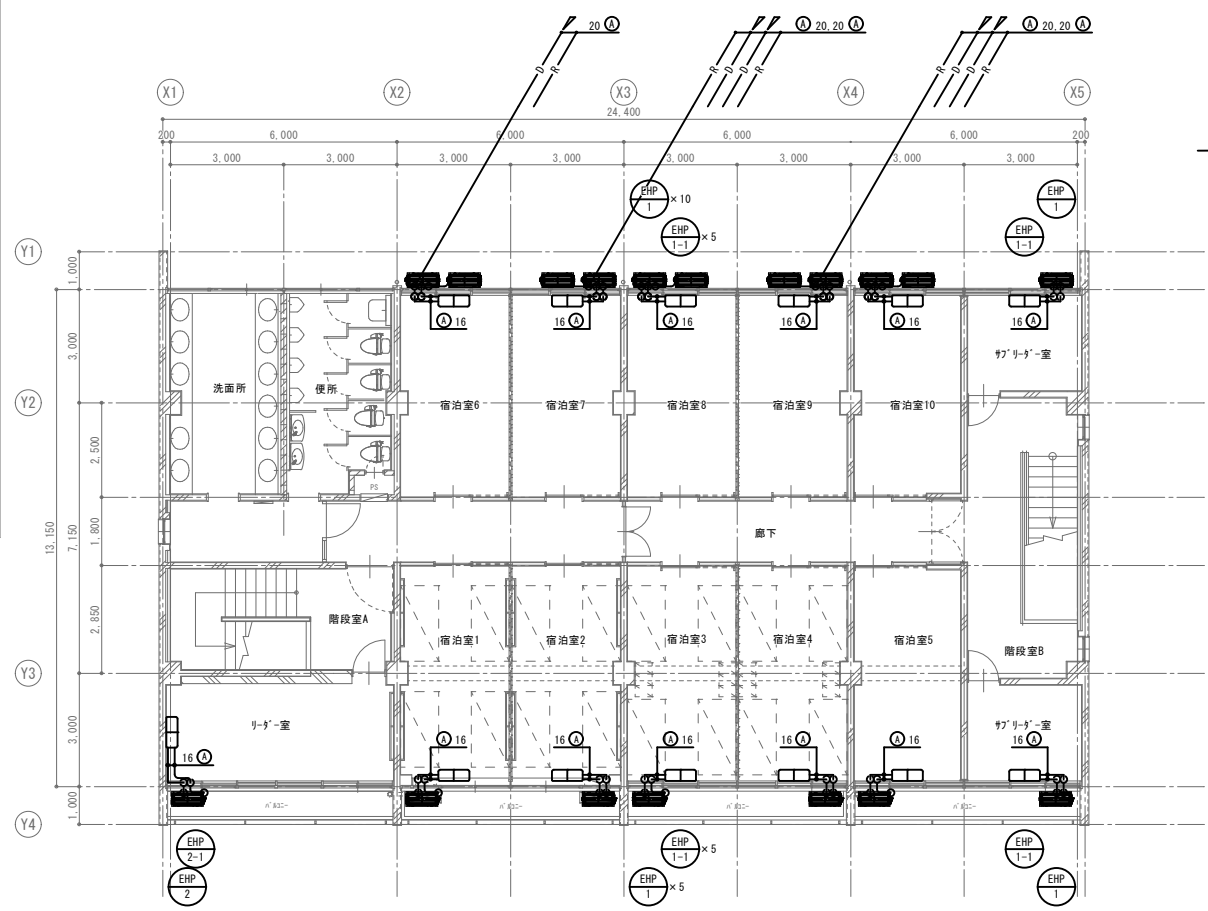
B棟 3階平面図(改修後) S=1/100



B棟 2階平面図(改修前) S=1/100



断面詳細図



B棟 2階平面図(改修後) S=1/100

冷暖配管仕様表

記号	配管径
①	9.5φ . . . 6.4φ

※図中の機器・配管類全て撤去とする。

※図中の機器・配管類全て新設とする。

有限会社 オヤマツ設計事務所

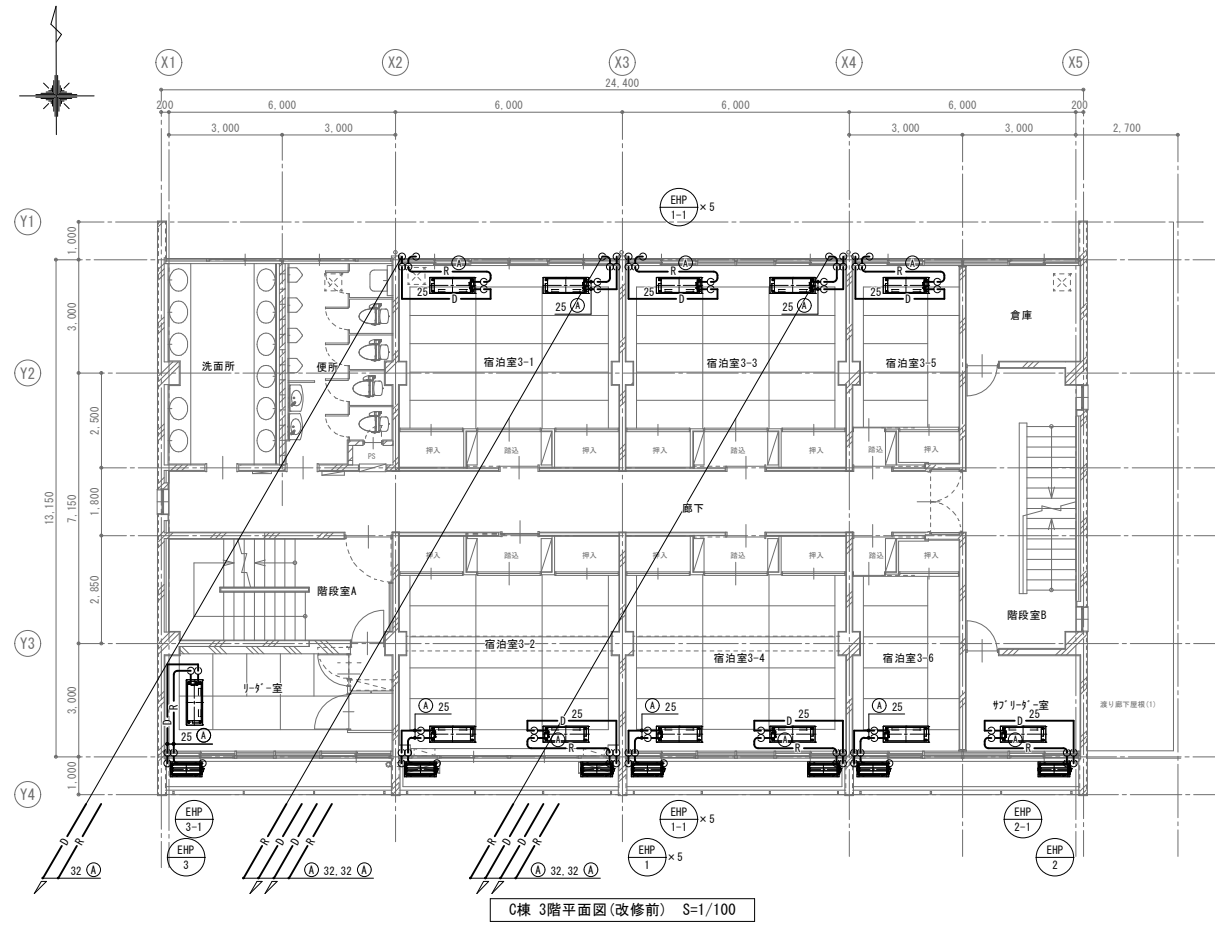
一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ)第6129号 一般建築士登録 第362384号 中野 亮	承認	審査	検図	製図	特記
---	----	----	----	----	----

改訂番号	改訂月日	改訂内容

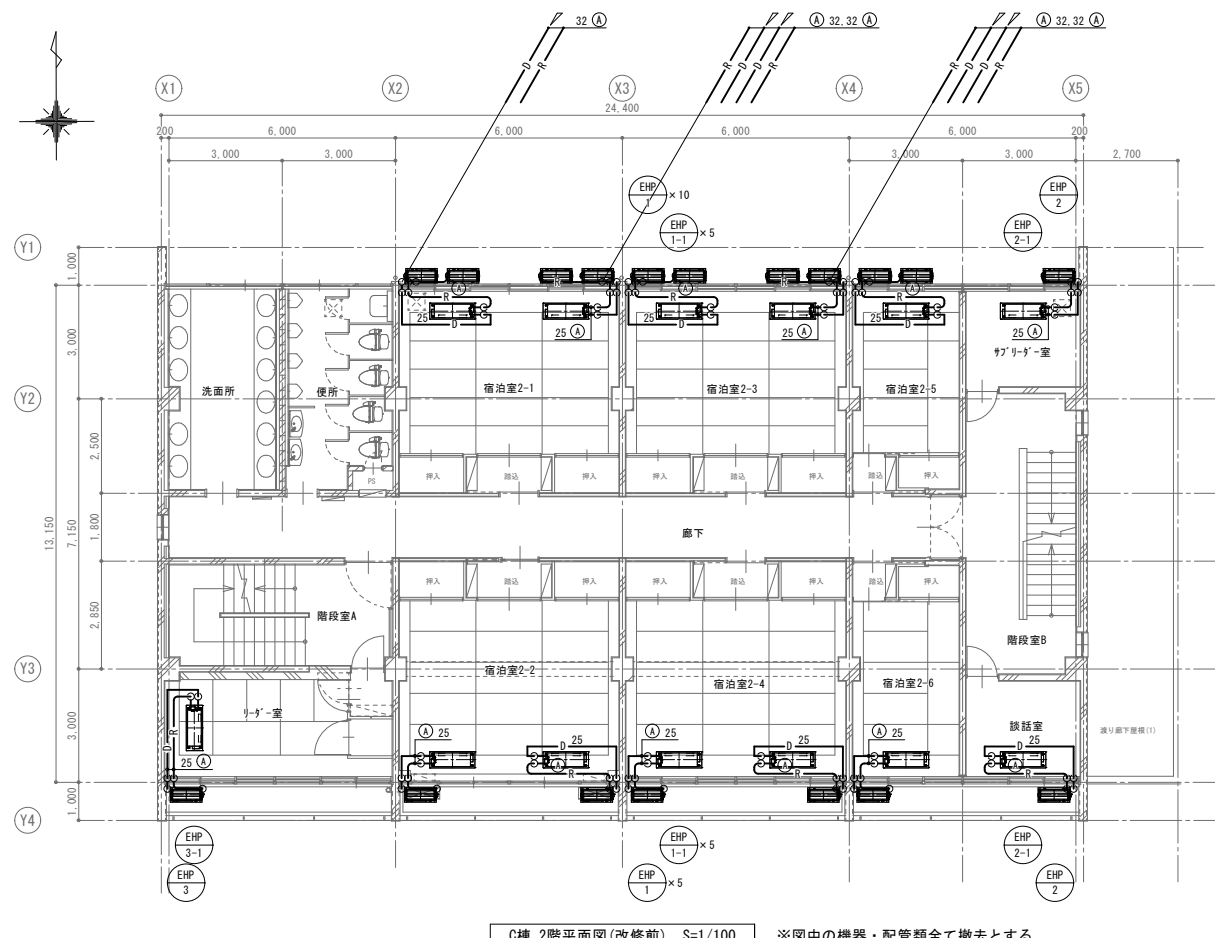
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理部長	施設管理課長	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事
図面名称	空調設備 宿泊B棟 配管2・3階平面図(改修前・後)

縮尺	1/100
図面区分	機械設備
図面番号	M-08

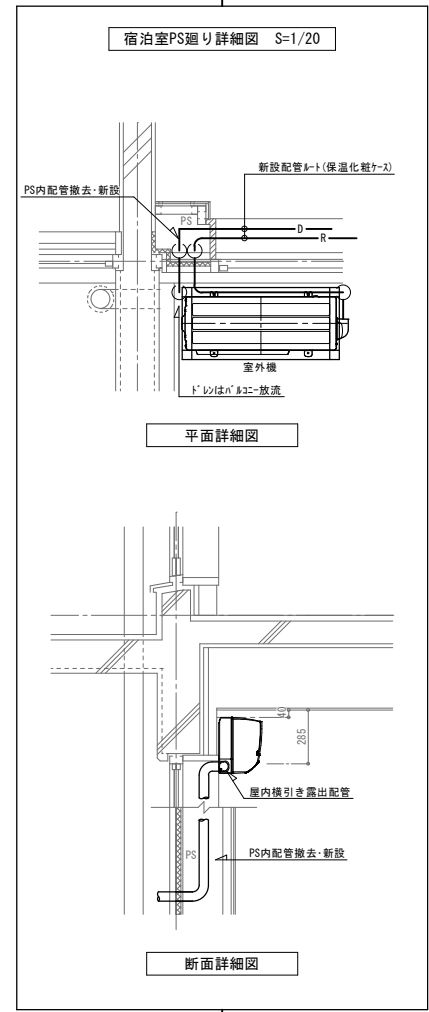


C棟 3階平面図 (改修前) S=1/100



C棟 2階平面図 (改修前) S=1/100

※図中の機器・配管類全て撤去とする。

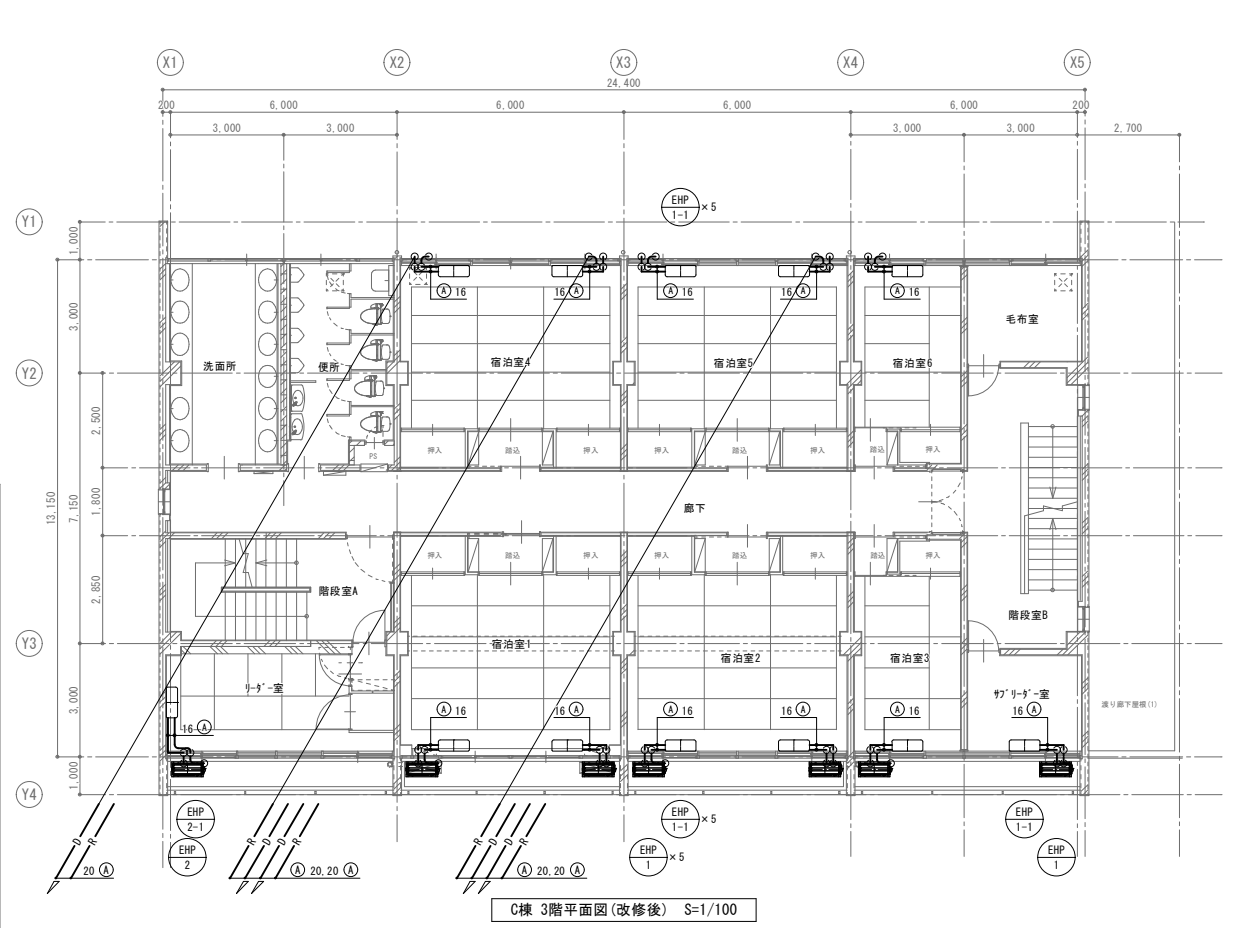


平面詳細図

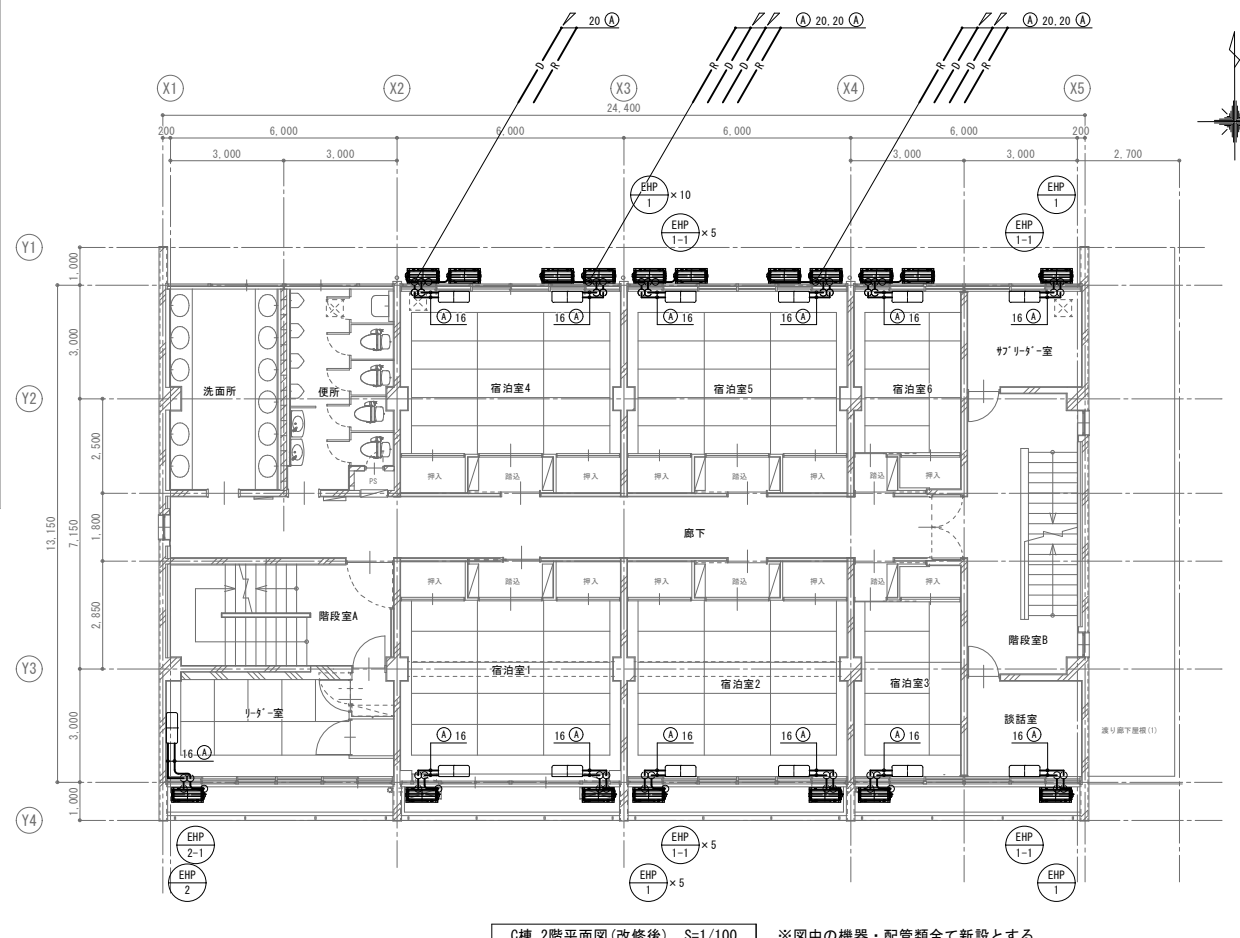
断面詳細図

冷暖配管φ(A)表

記号	配管径
(A)	9.5φ . . . 6.4φ

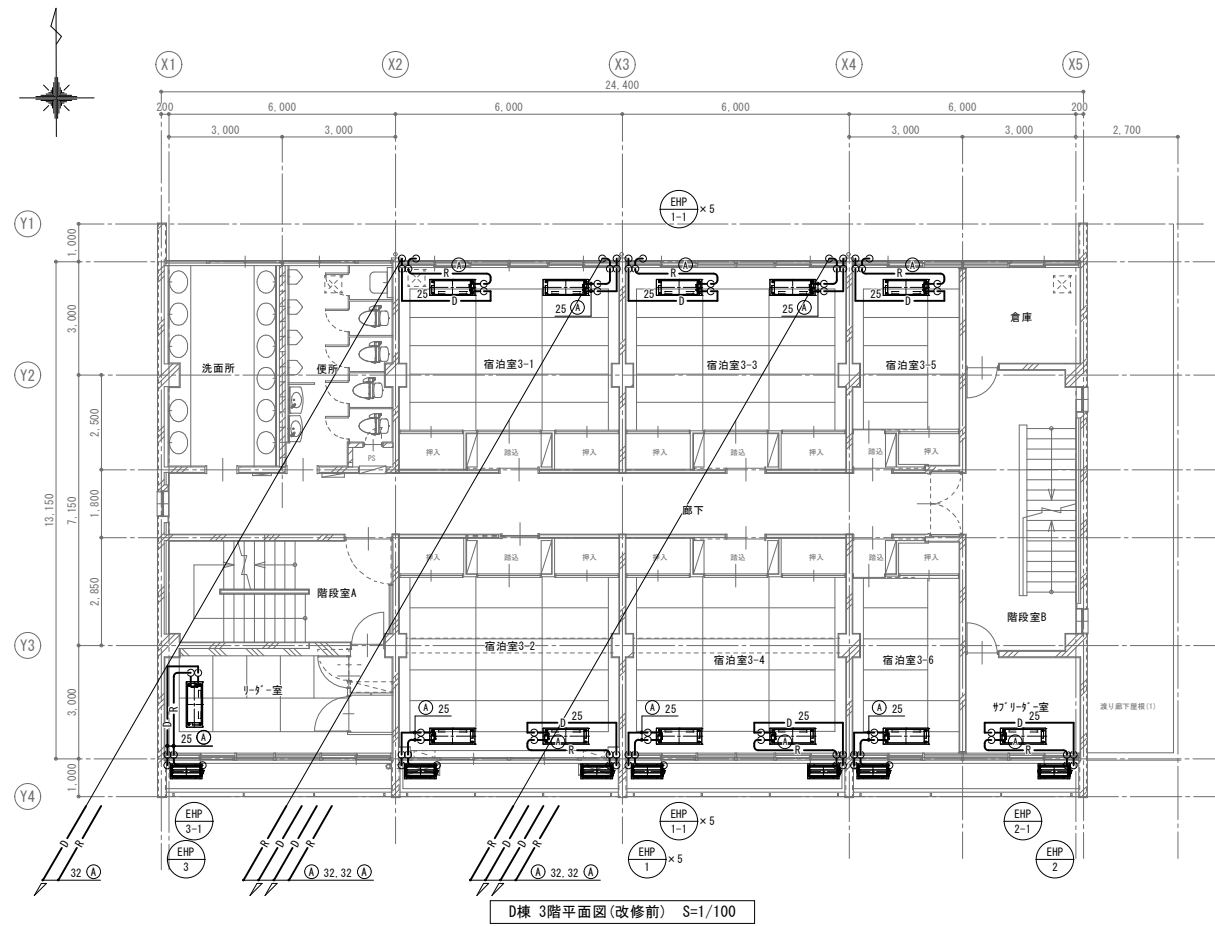


C棟 3階平面図 (改修後) S=1/100

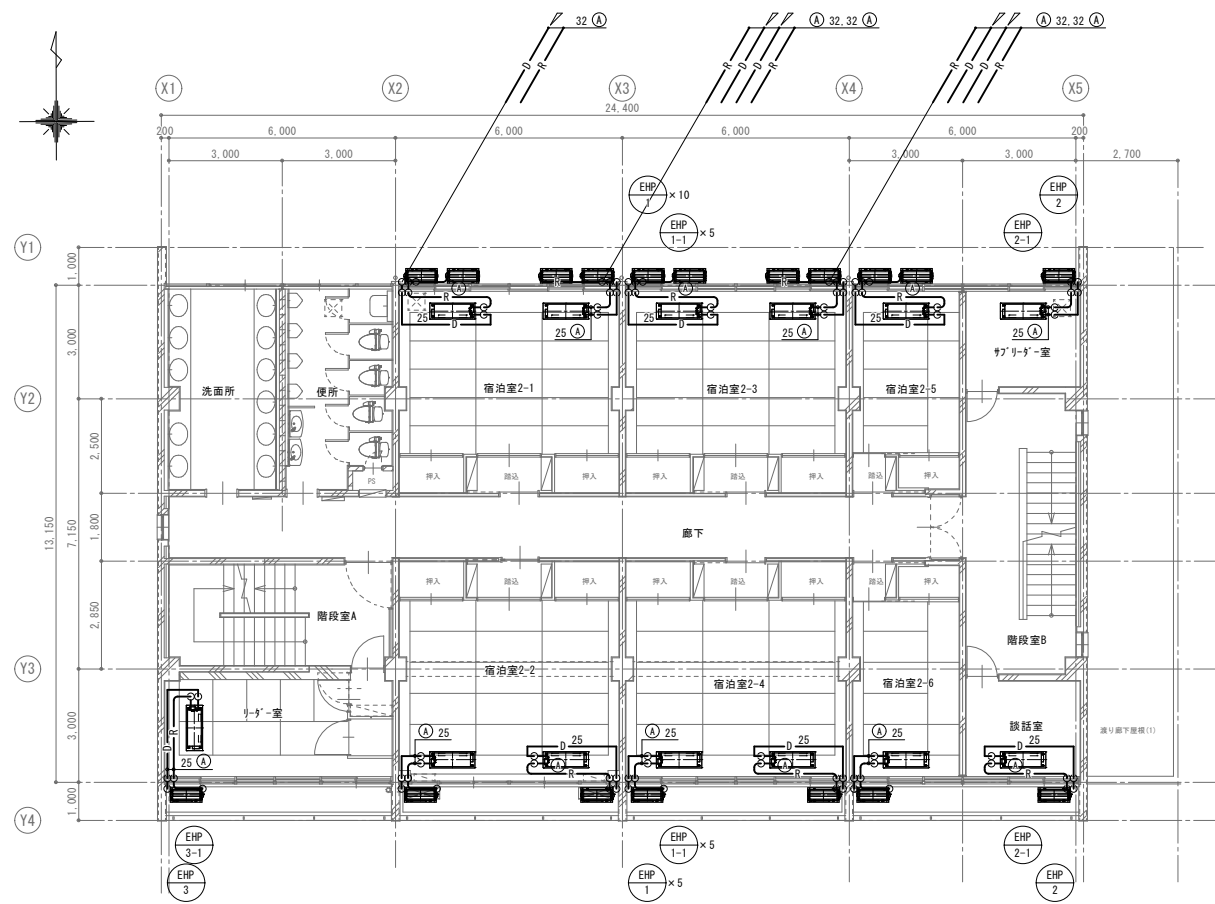


C棟 2階平面図 (改修後) S=1/100

※図中の機器・配管類全て新設とする。

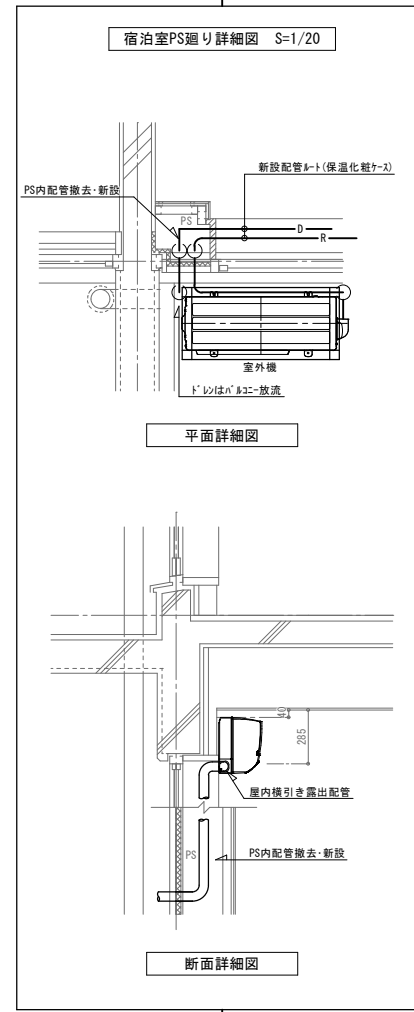


D棟 3階平面図(改修前) S=1/100



D棟 2階平面図(改修前) S=1/100

※図中の機器・配管類全て撤去とする。



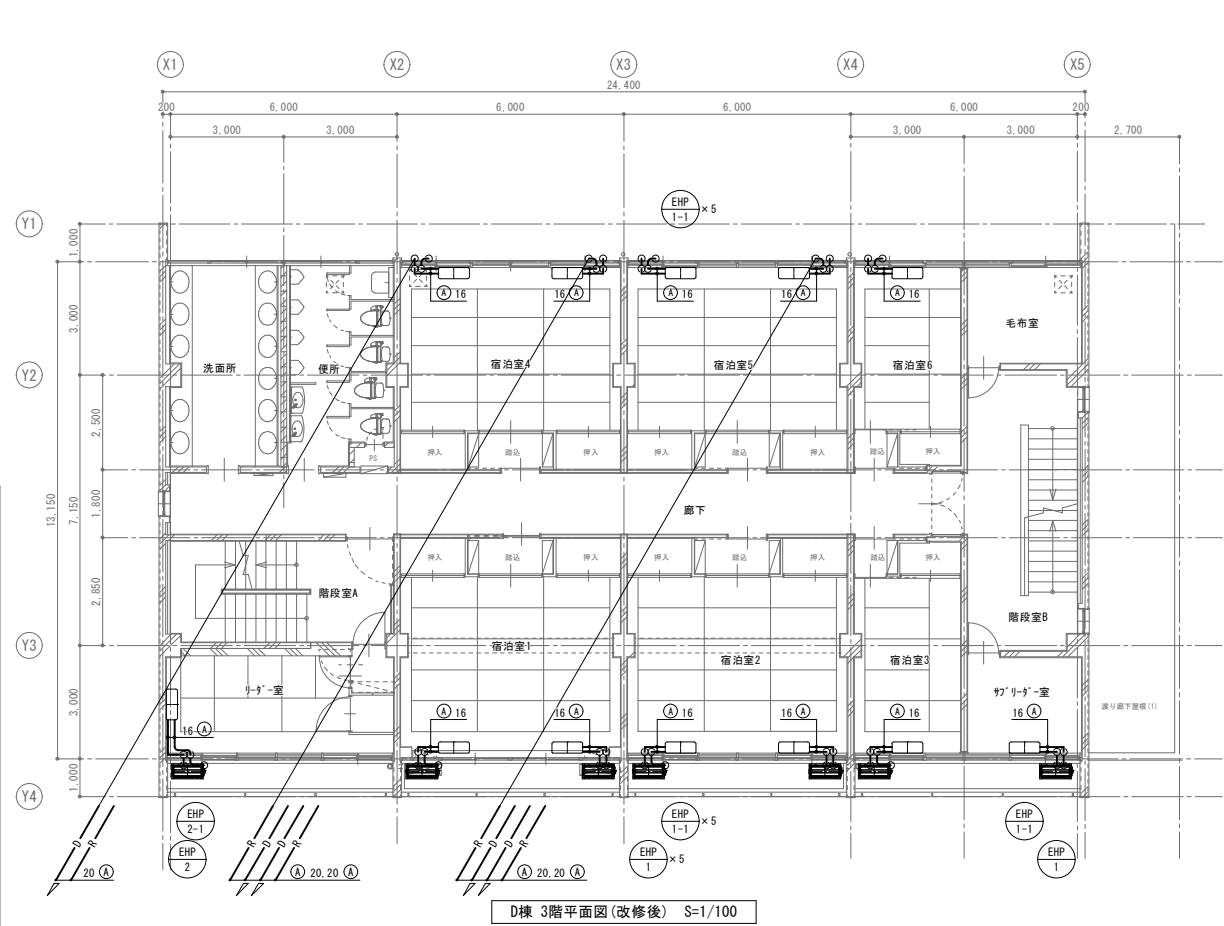
宿泊室PS通り詳細図 S=1/20

平面詳細図

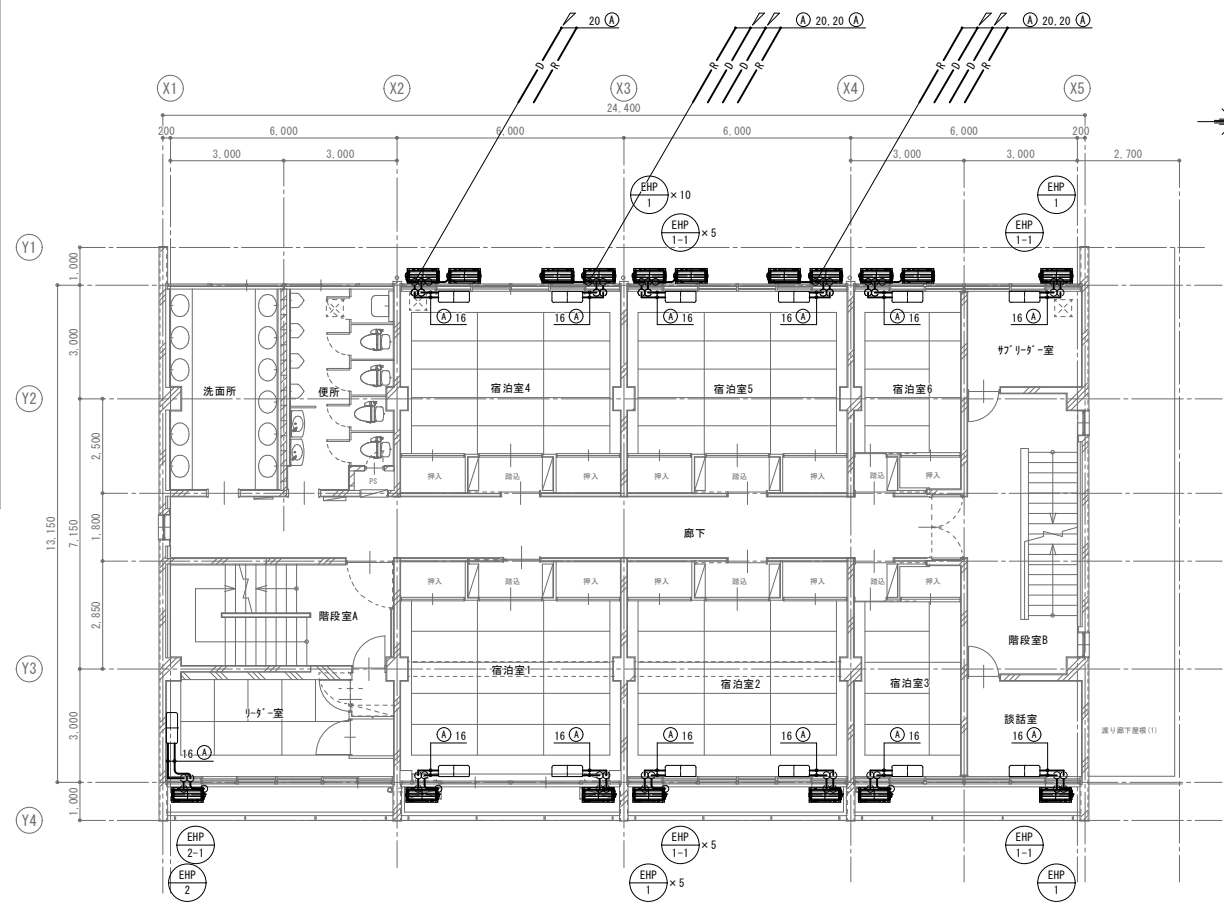
断面詳細図

冷暖配管パイプ表

記号	配管径
(A)	9.5φ . . . 6.4φ

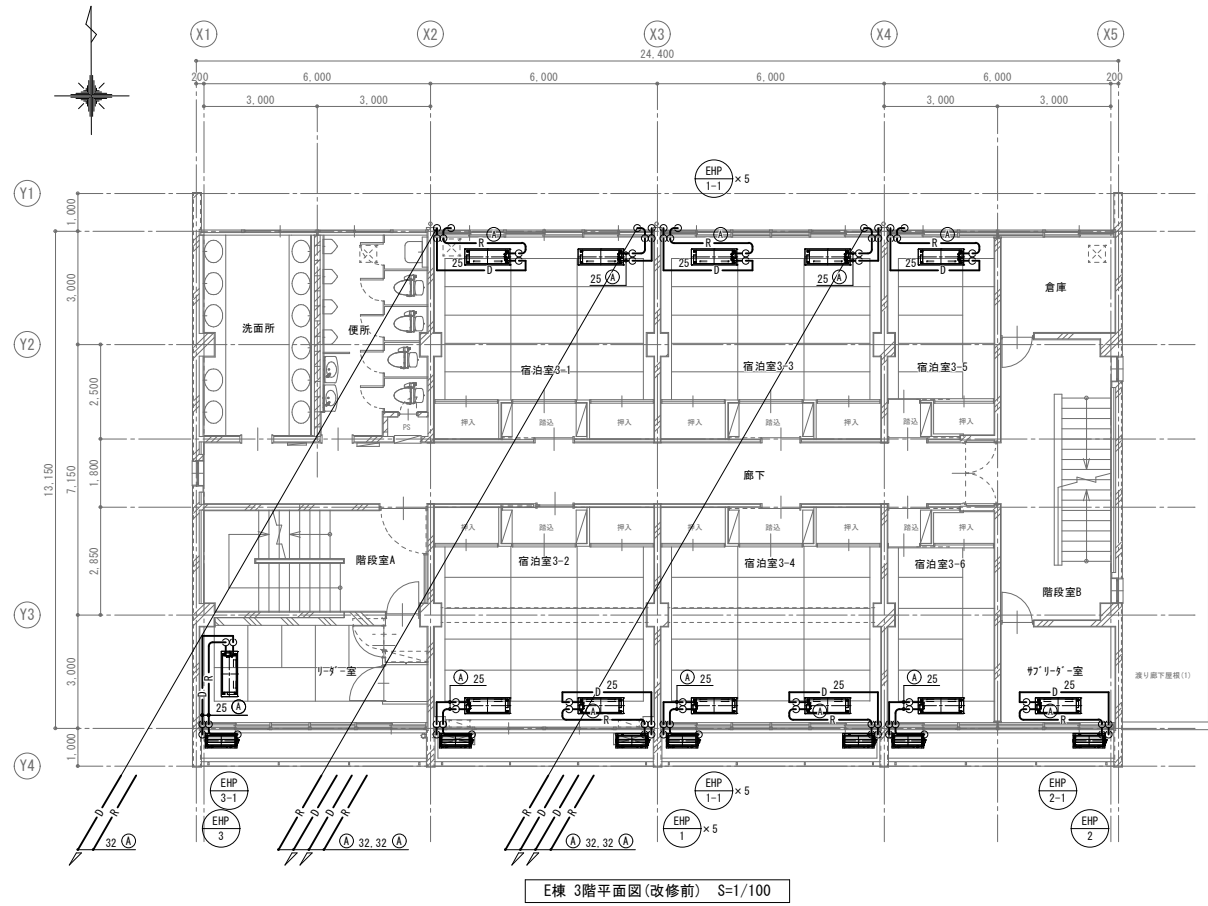


D棟 3階平面図(改修後) S=1/100

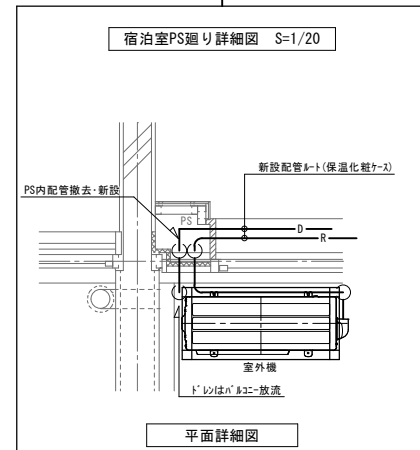


D棟 2階平面図(改修後) S=1/100

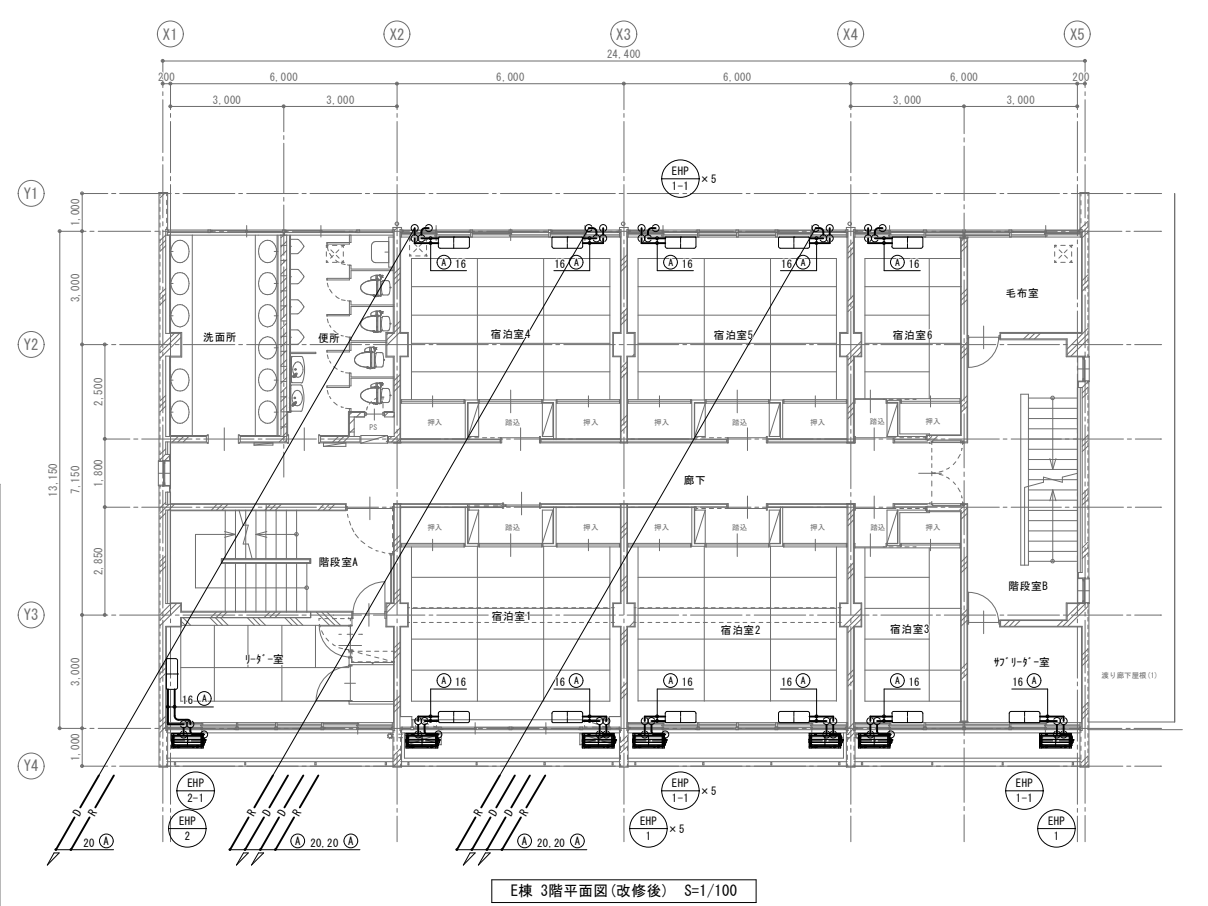
※図中の機器・配管類全て新設とする。



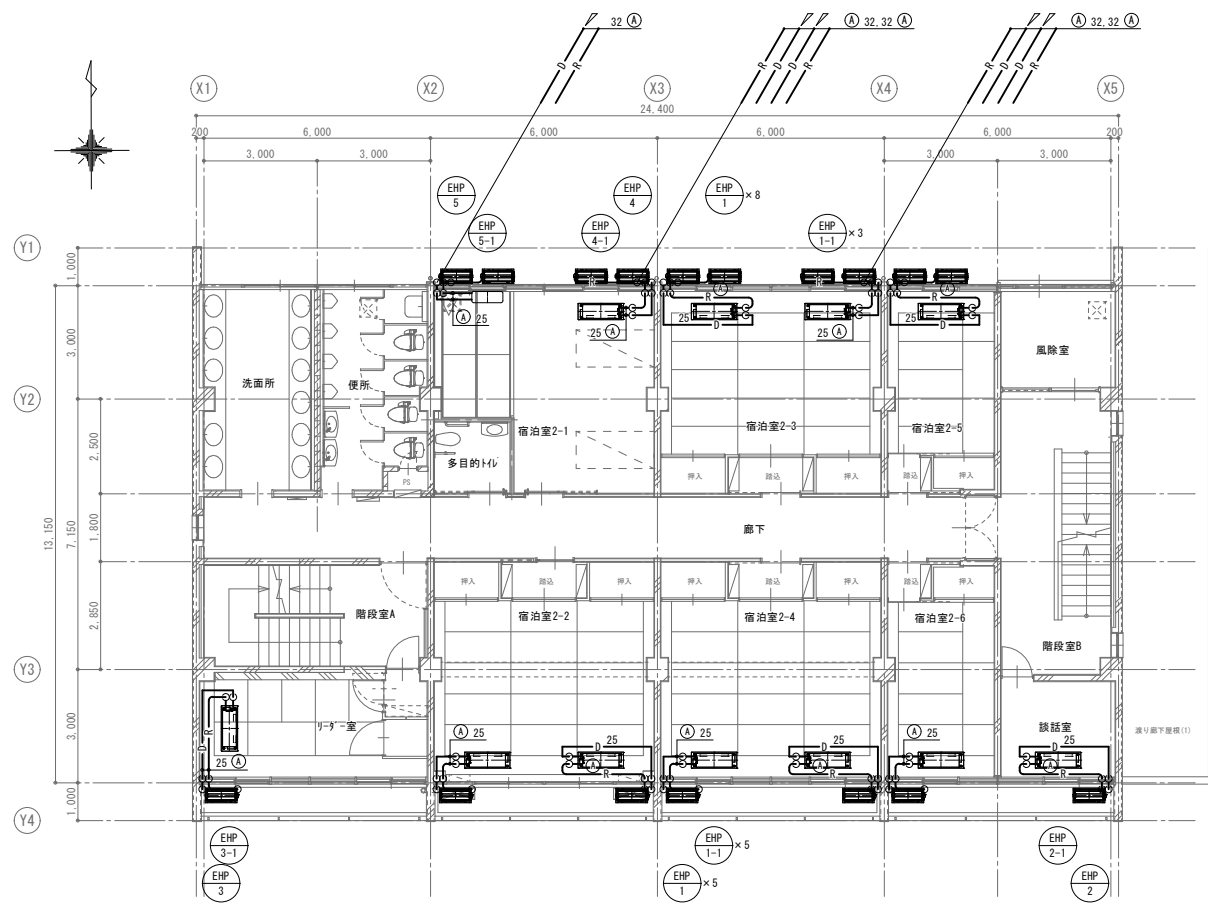
E棟 3階平面図(改修前) S=1/100



平面詳細図

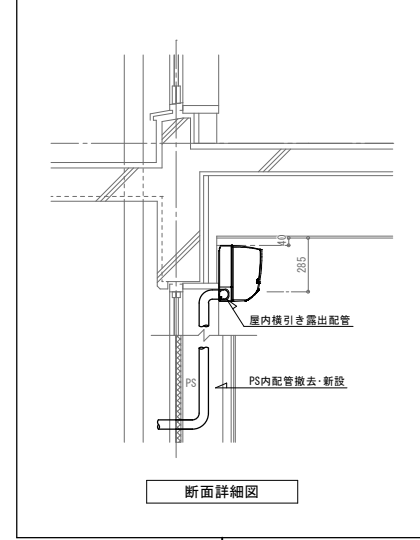


E棟 3階平面図(改修後) S=1/100

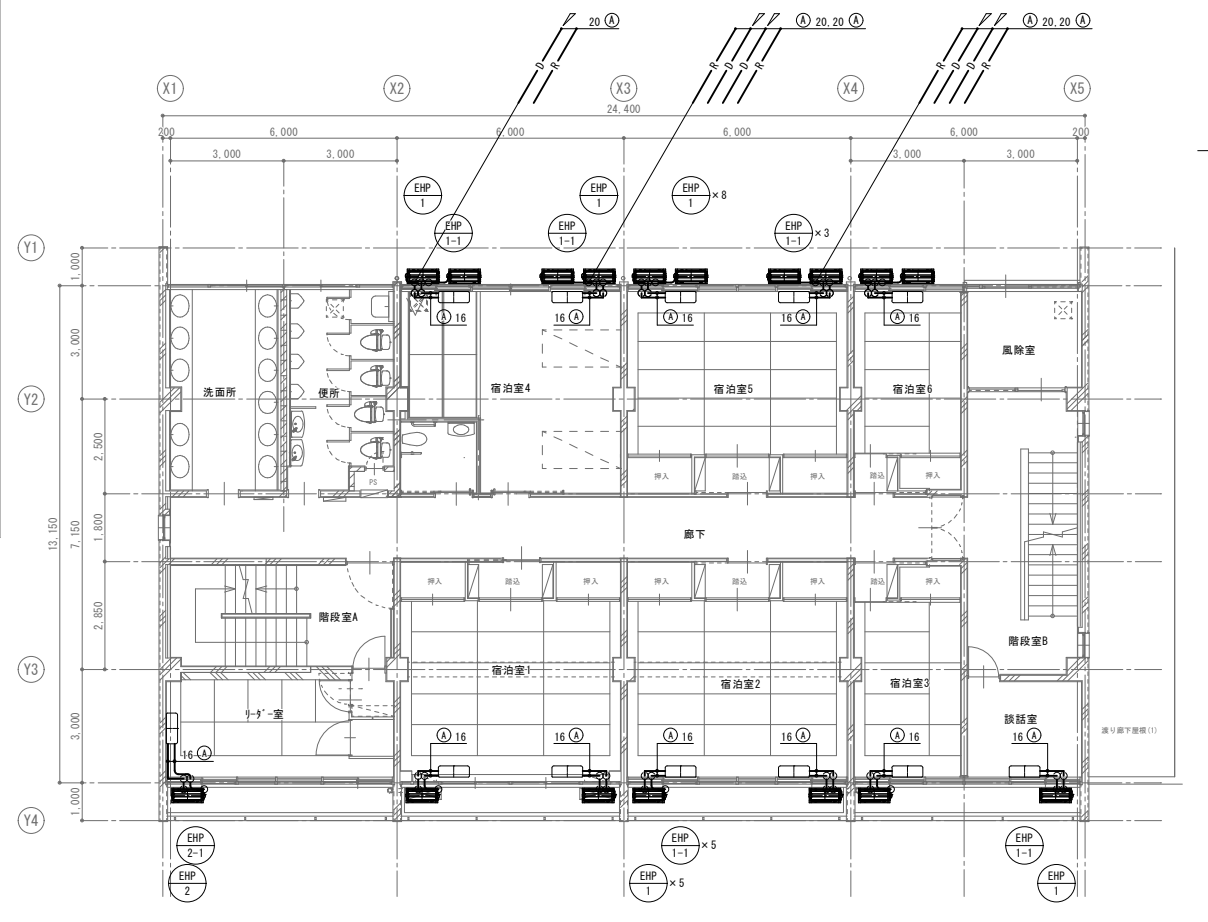


E棟 2階平面図(改修前) S=1/100

※図中の機器・配管類全て撤去とする。



断面詳細図

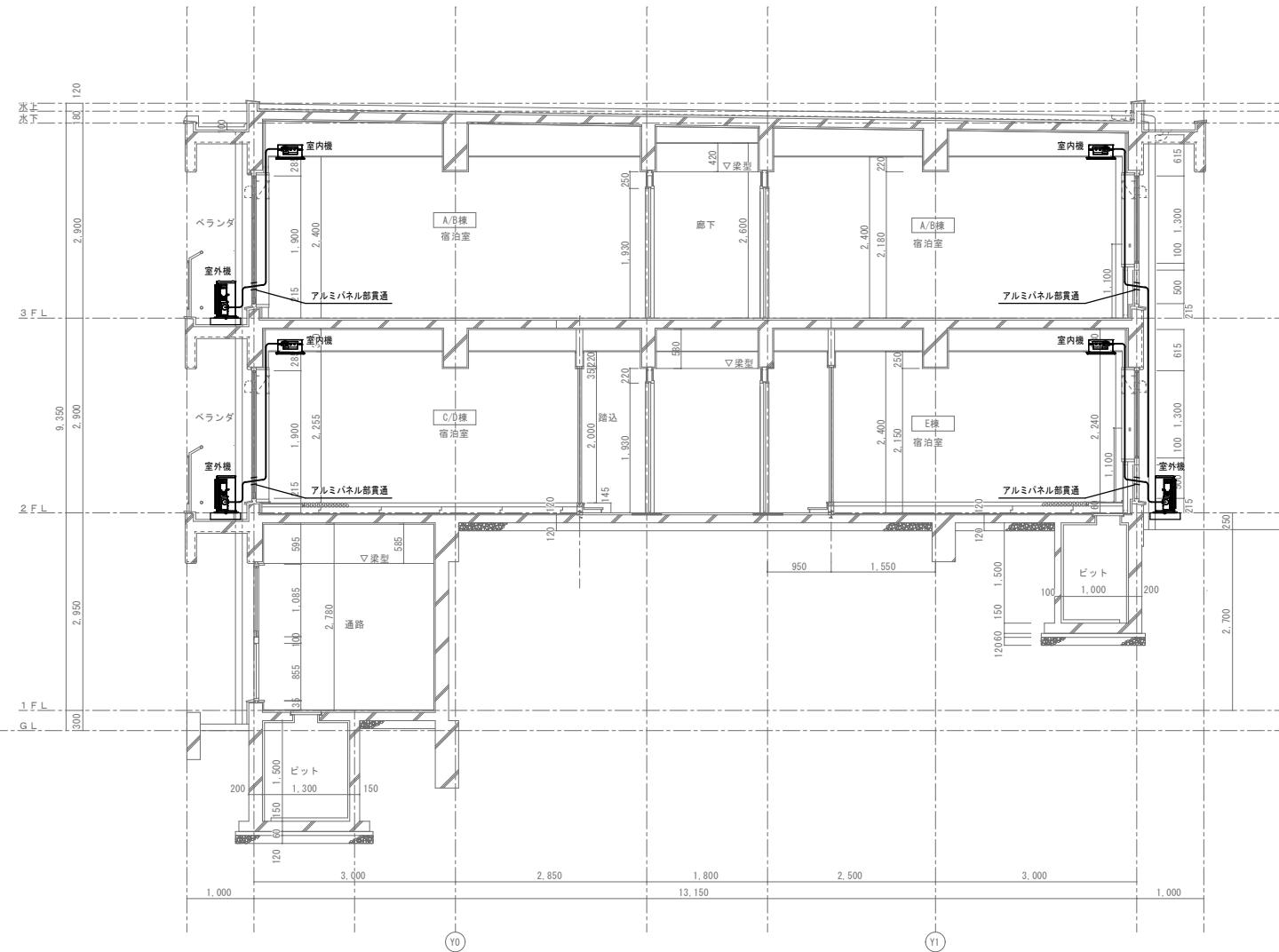


E棟 2階平面図(改修後) S=1/100

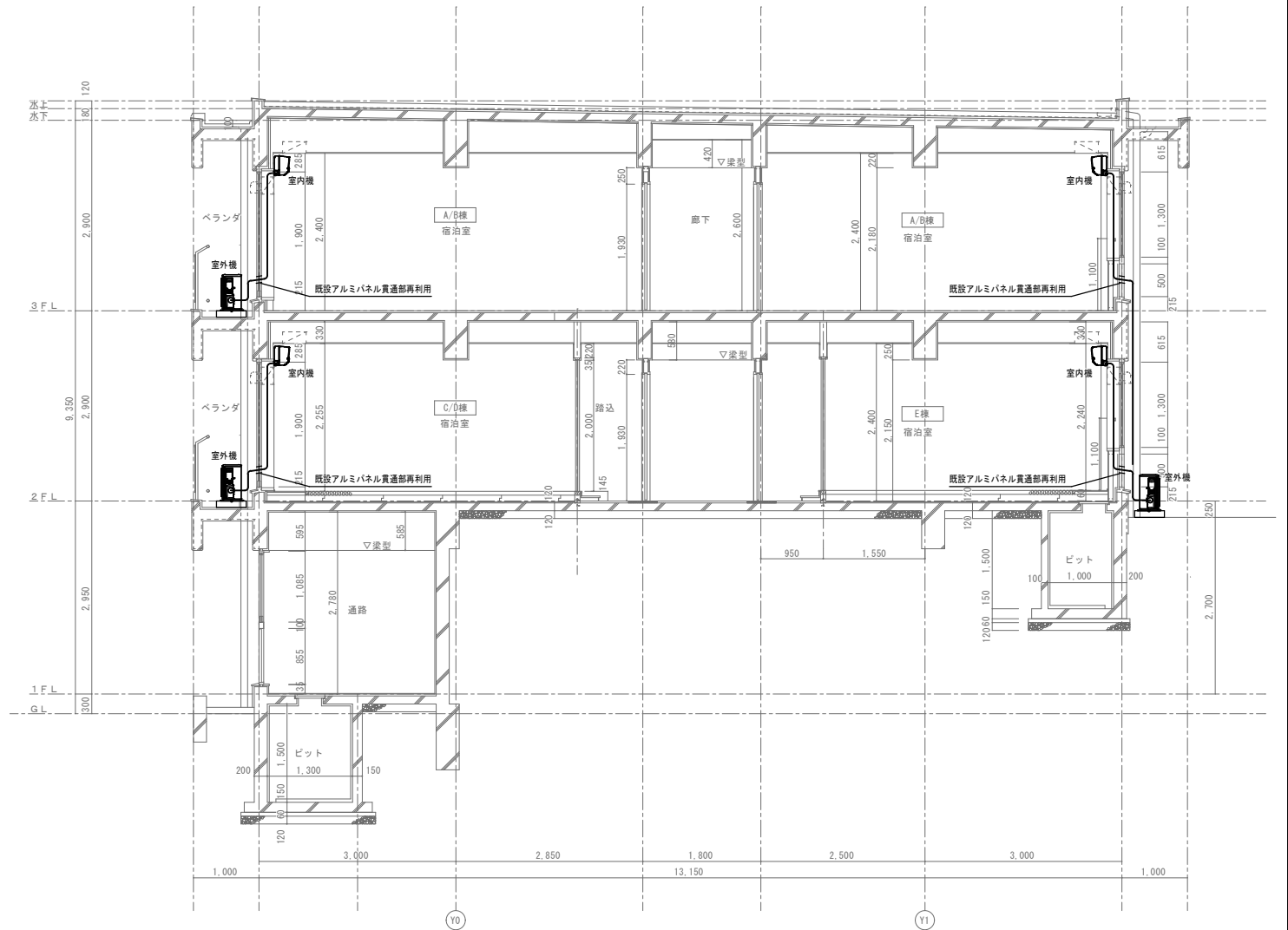
※図中の機器・配管類全て新設とする。

冷暖配管仕様表

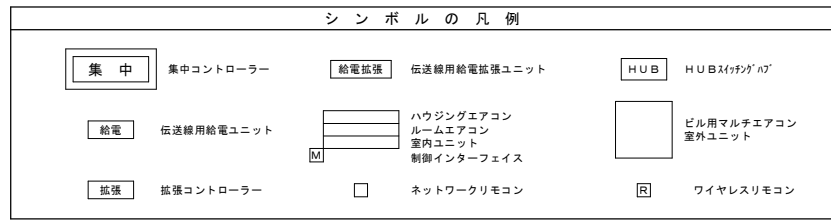
記号	配管径
Ⓐ	9.5φ . 6.4φ



断面図 (改修前)



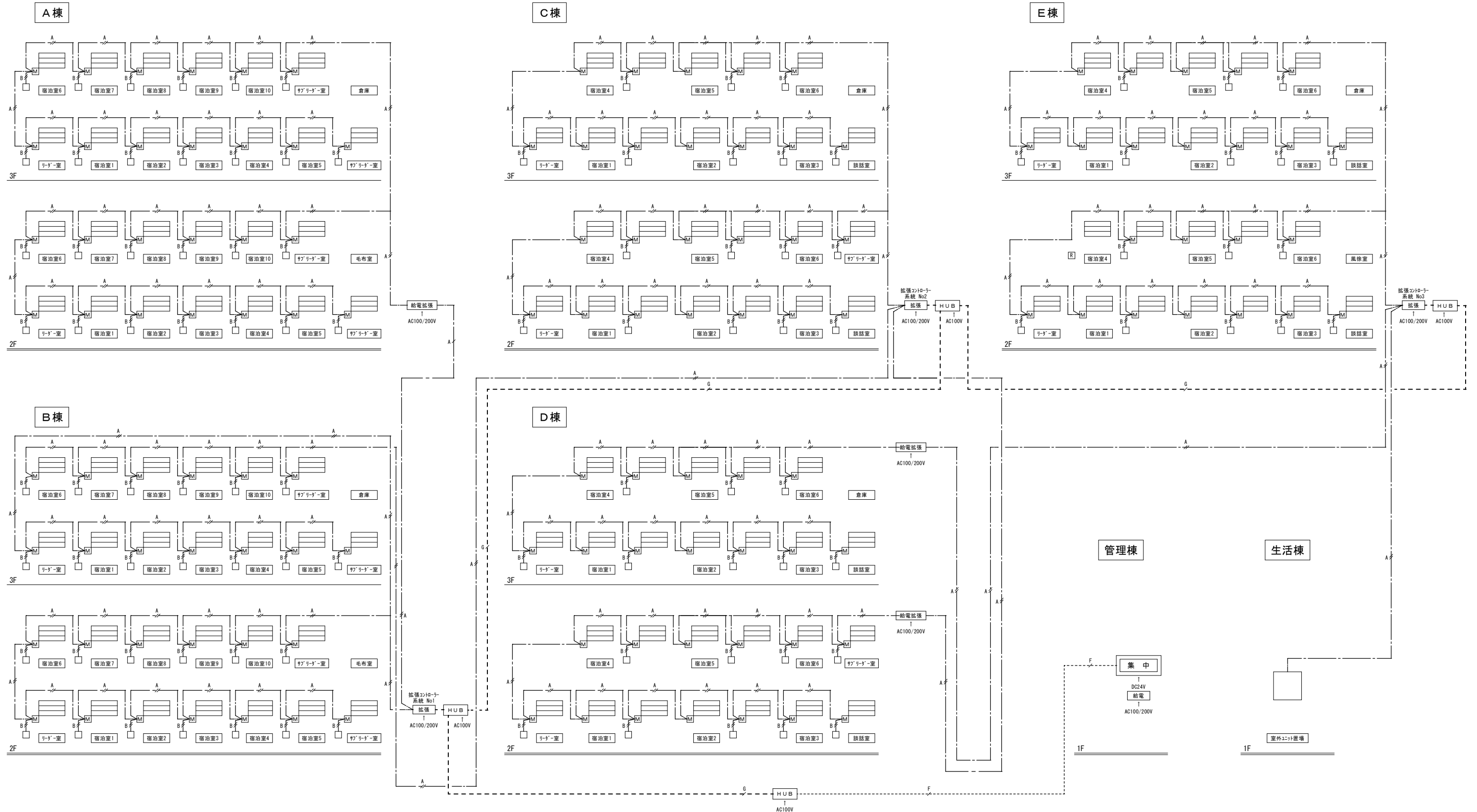
断面図 (改修後)

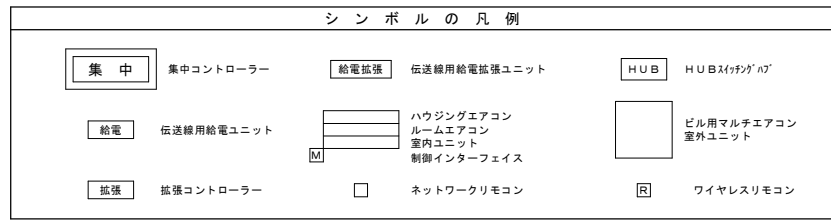


ケーブル凡例

記号	名称	使用ケーブル	保護管			
			屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内単独
A	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
B	リモコン配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
C	エアコン室内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
D	インタフェース付属ケーブル	機器付属ケーブル	天井コブシ	-	-	-
F	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	-	-
G	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

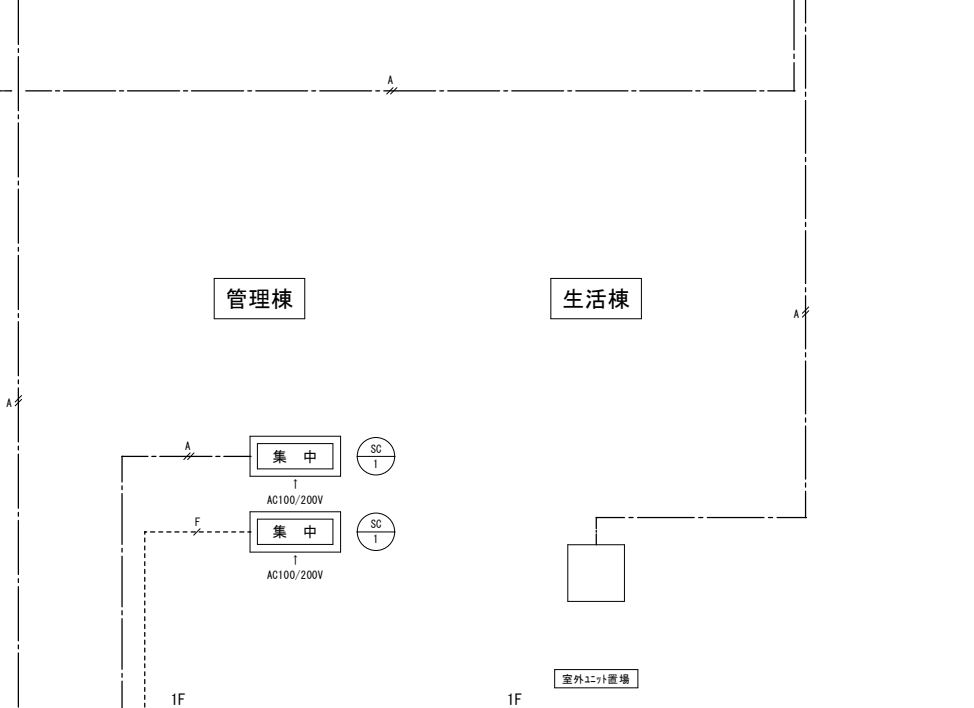
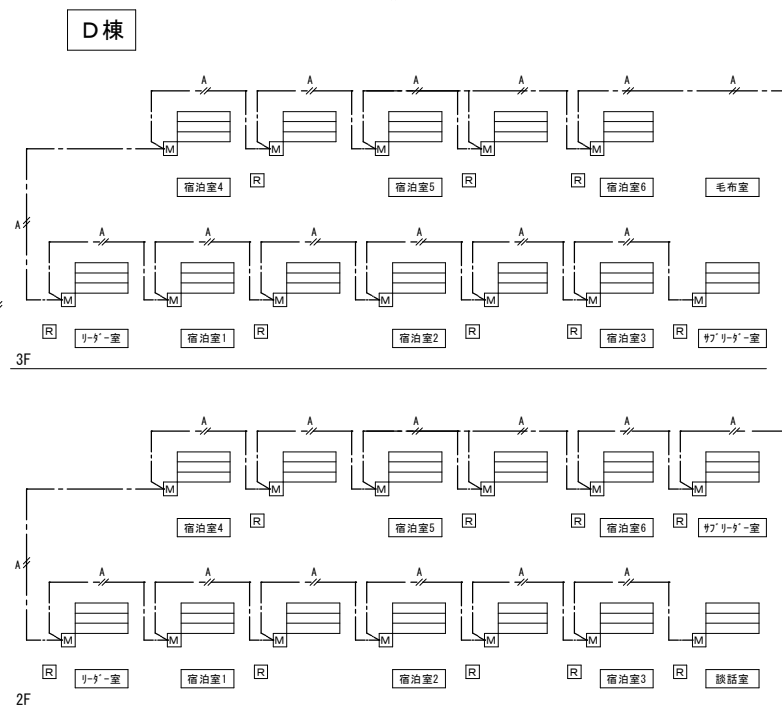
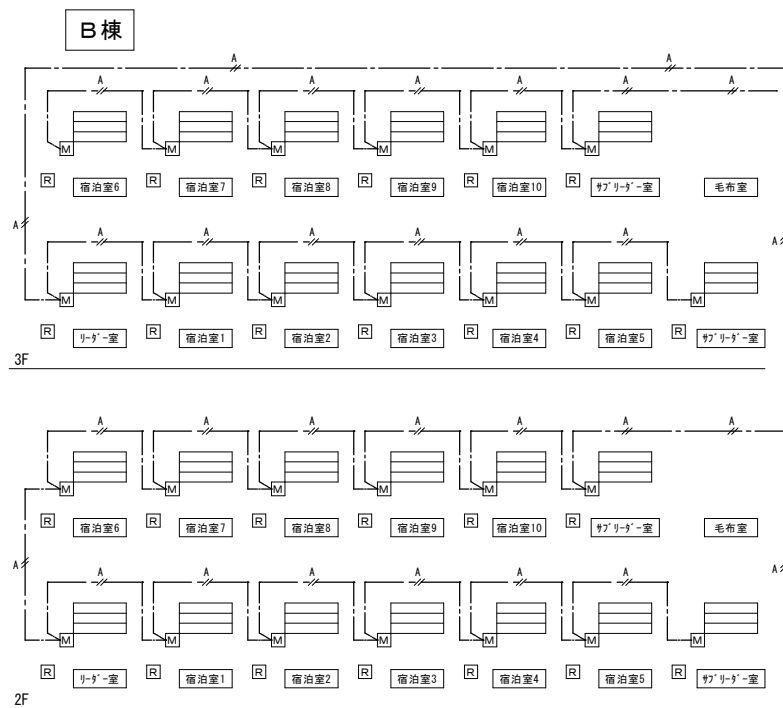
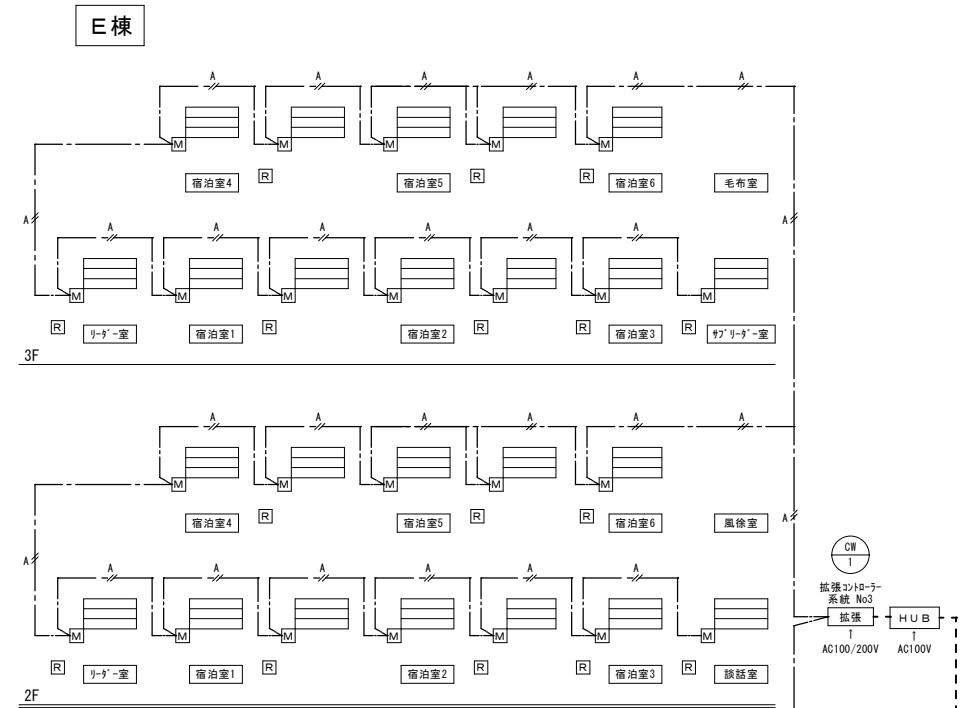
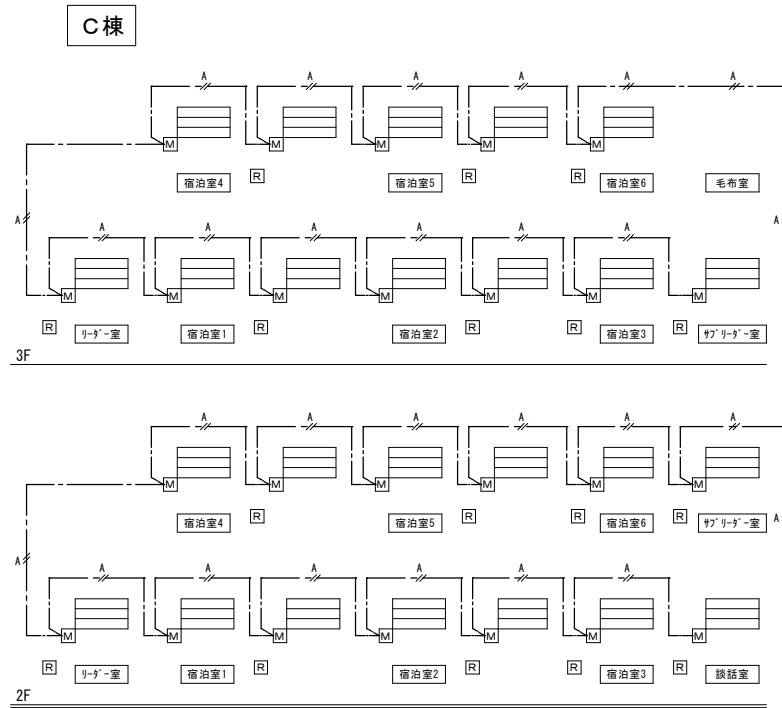
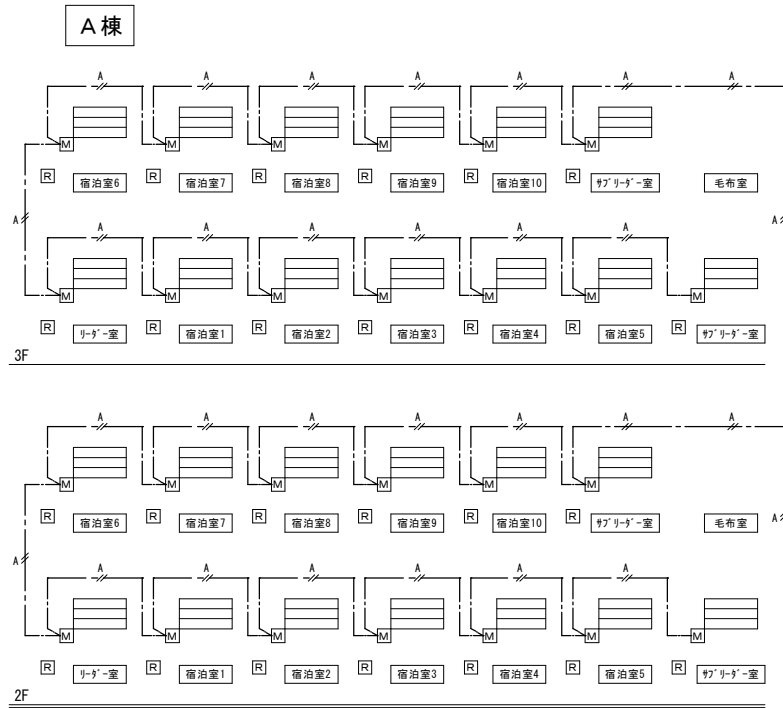
凡例) ケーブルの区画貫通処理箇所

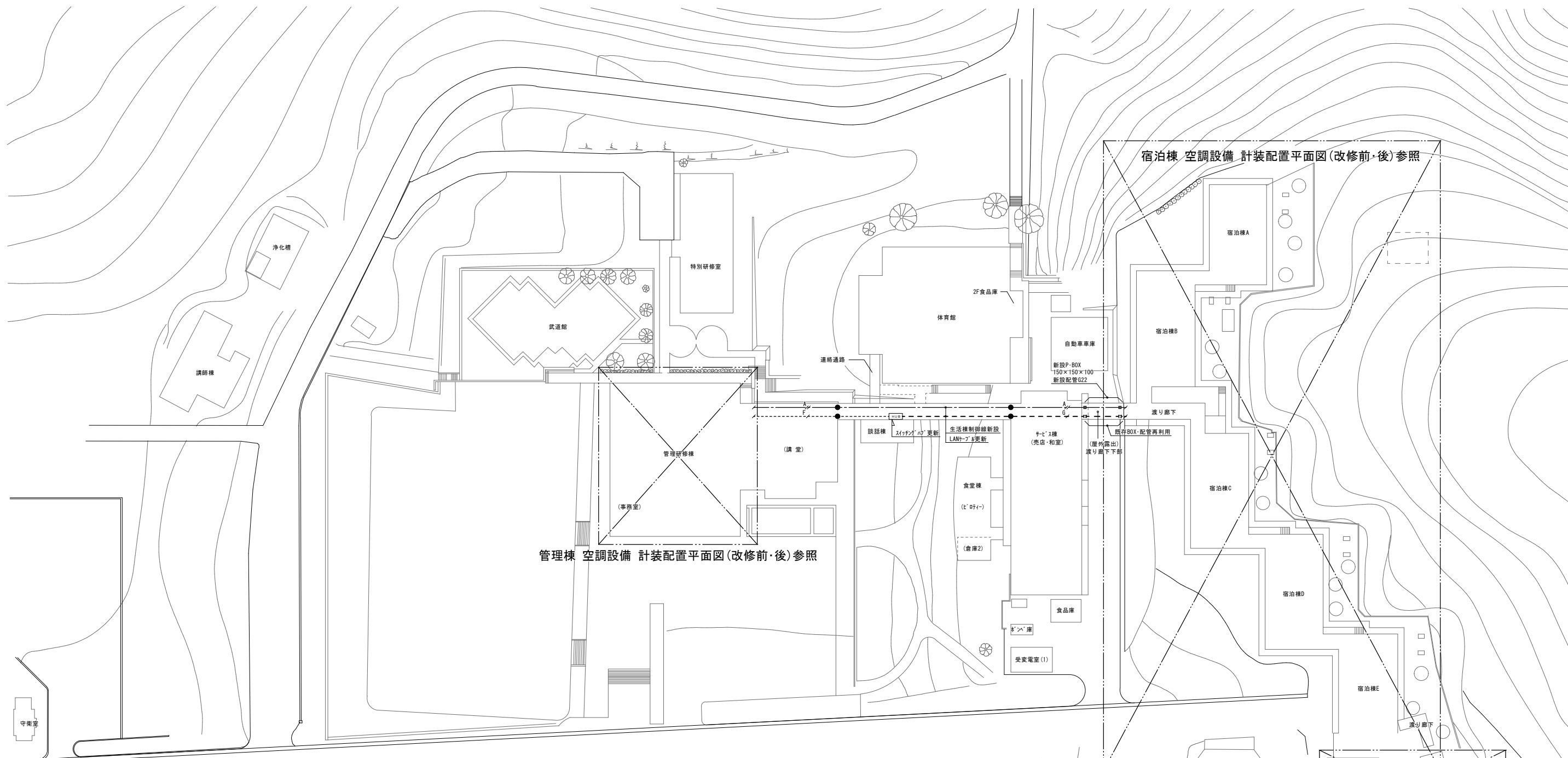




ケーブル凡例

記号	名称	使用ケーブル	保護管			
			屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内単独
A	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
C	2F3F室内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻			
B	インタフェース付ケーブル	機器付ケーブル	天井30'シ			
F	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	-	-
G	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

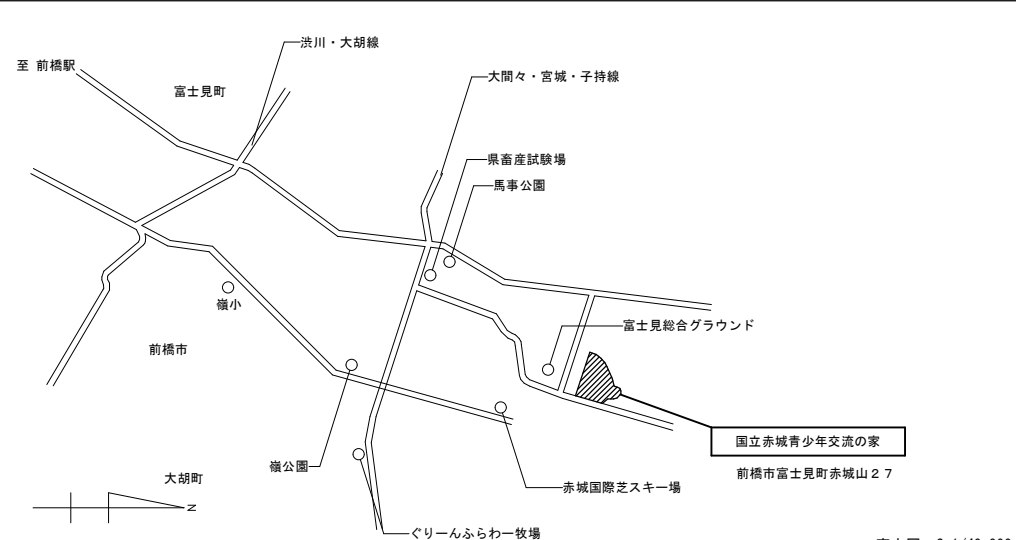




宿舎棟 空調設備 計装配置平面図(改修前・後)参照

管理棟 空調設備 計装配置平面図(改修前・後)参照

生活棟 空調設備 計装配置平面図(改修前・後)参照

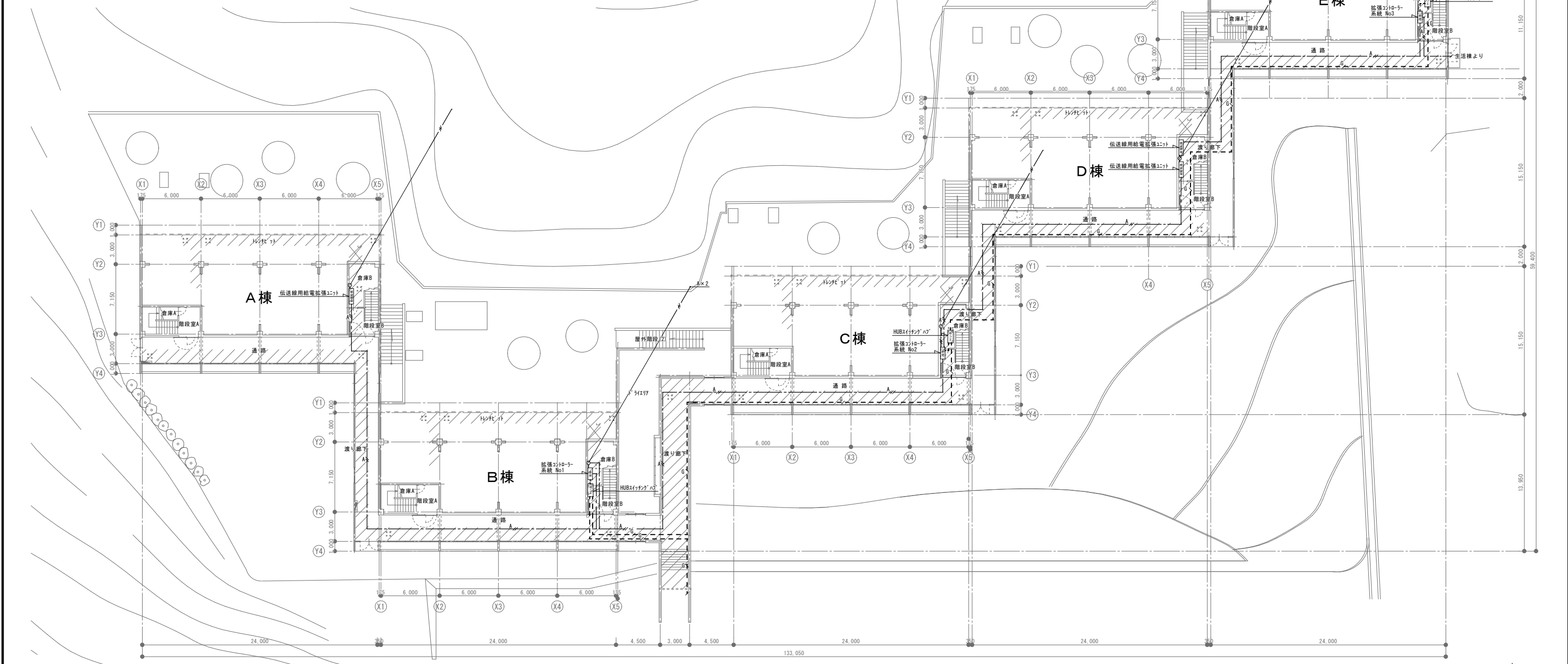
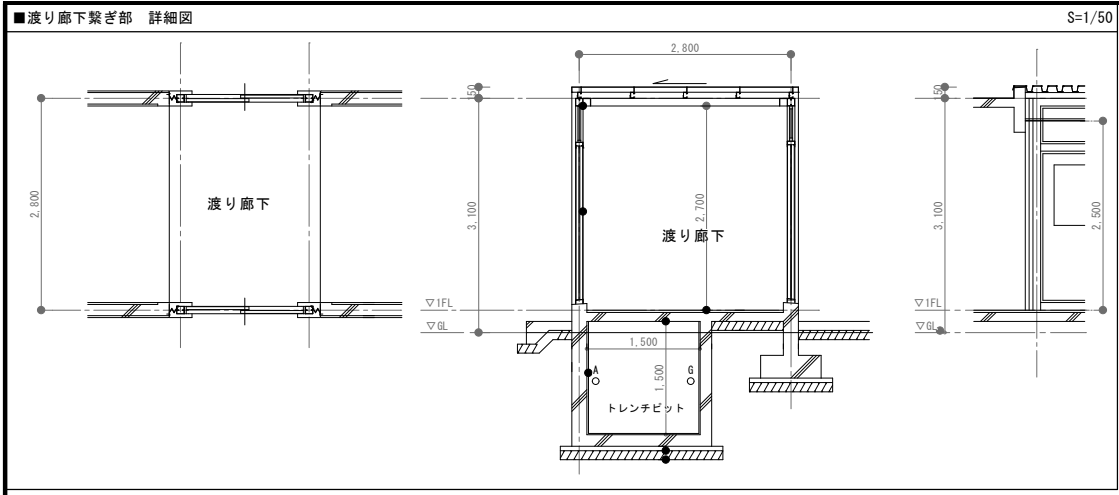


案内図 S=1/40,000

記号	名称	使用ケーブル	保護管			
			屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内単独
A	集中制御線	EM-OEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
B	ワイヤ配線	EM-OEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
C	2F2C室内機・室外機操作線	EM-OEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
D	インフォメーション付ケーブル	機器付風ケーブル	天井30分シ	-	-	-
E	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
F	LANケーブル(ビッド・屋外用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

凡例) ケーブルの区画貫通処理箇所

有限会社 オヤマツ設計事務所 一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ)第6128号 一般建築士登録 第362884号 中野 亮	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課 課長			業務番号	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事	図面名称	空調設備 案内図・計装全体配置図(改修前・後)	縮尺	1/500	図面区分	機械設備	図面番号	M-15
												図面区分	機械設備	図面番号	M-15							



宿泊棟平面図 1/200 下部L'外範囲を示す

ケーブル凡例		保護管				
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋外出	屋外出	L'内単独
A	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
B	17ヶ所配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
C	17ヶ所室内線・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
D	インターフェイス用ケーブル	機器付風ケーブル	天井303'シ	-	-	-
E	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
F	LANケーブル(L'外・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

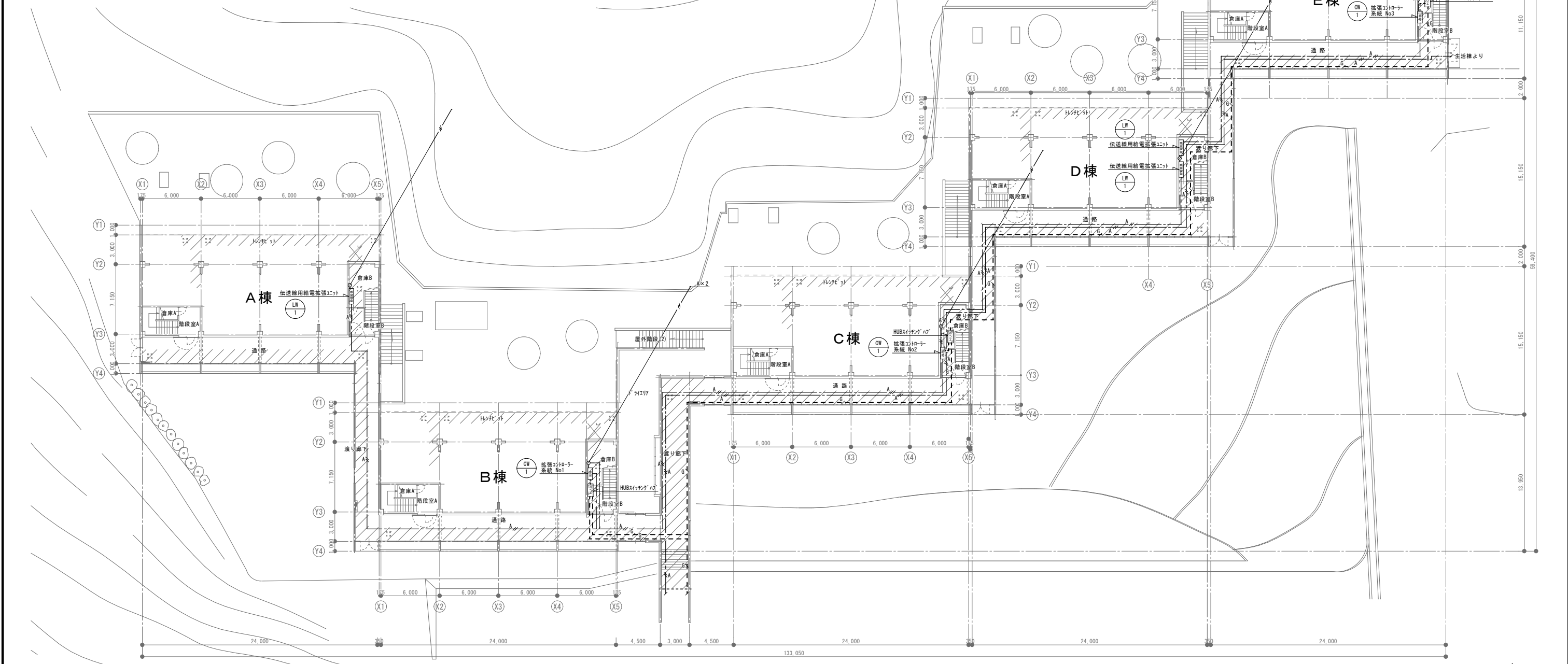
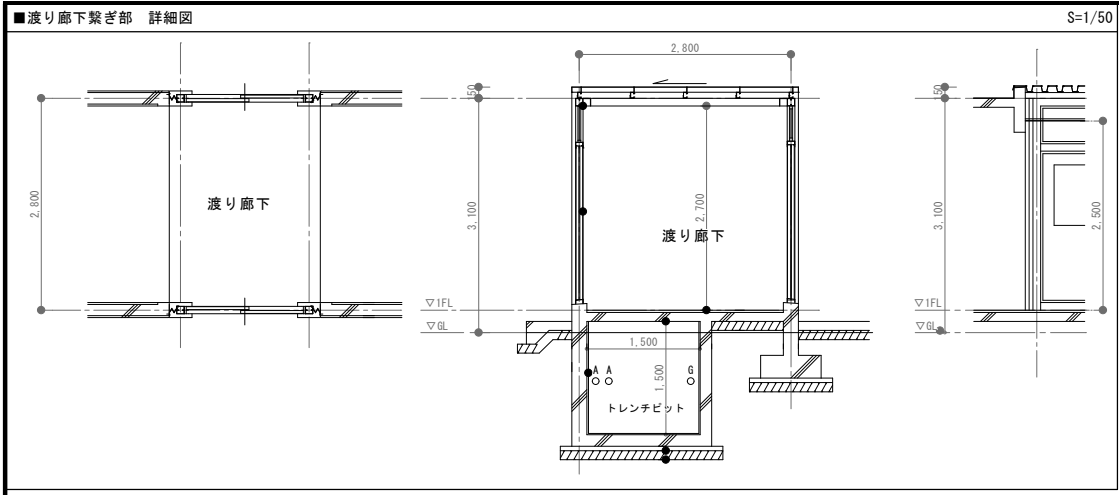
有限会社 オヤマツ設計事務所
 一般建築士事務所
 新潟県知事登録
 (イ)第6128号
 一般建築士登録
 第362884号
 中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構
 施設管理課長 施設管理課 職員

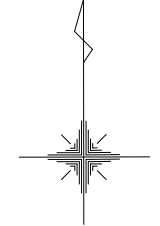
業務番号 工事名称 国立青少年教育振興機構
 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事
 図面名称 空調設備 宿泊棟 計装配置1階平面図(改修前) 縮尺 1/200 図面区分 機械設備 図面番号 M-16



宿舎棟平面図 1/200

下部L'外範囲を示す

ケーブル凡例		保護管				
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	L'内単独
A	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
B	10ヶ所配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
C	IT20室内線・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
D	インターネット付風ケーブル	機器付風ケーブル	天井300'φ	-	-	-
E	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
F	LANケーブル(L'外・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-



有限会社 オヤマツ設計事務所
 一般建築士事務所
 新潟県知事登録
 (イ)第6128号
 一般建築士登録
 第362884号
 中野 元

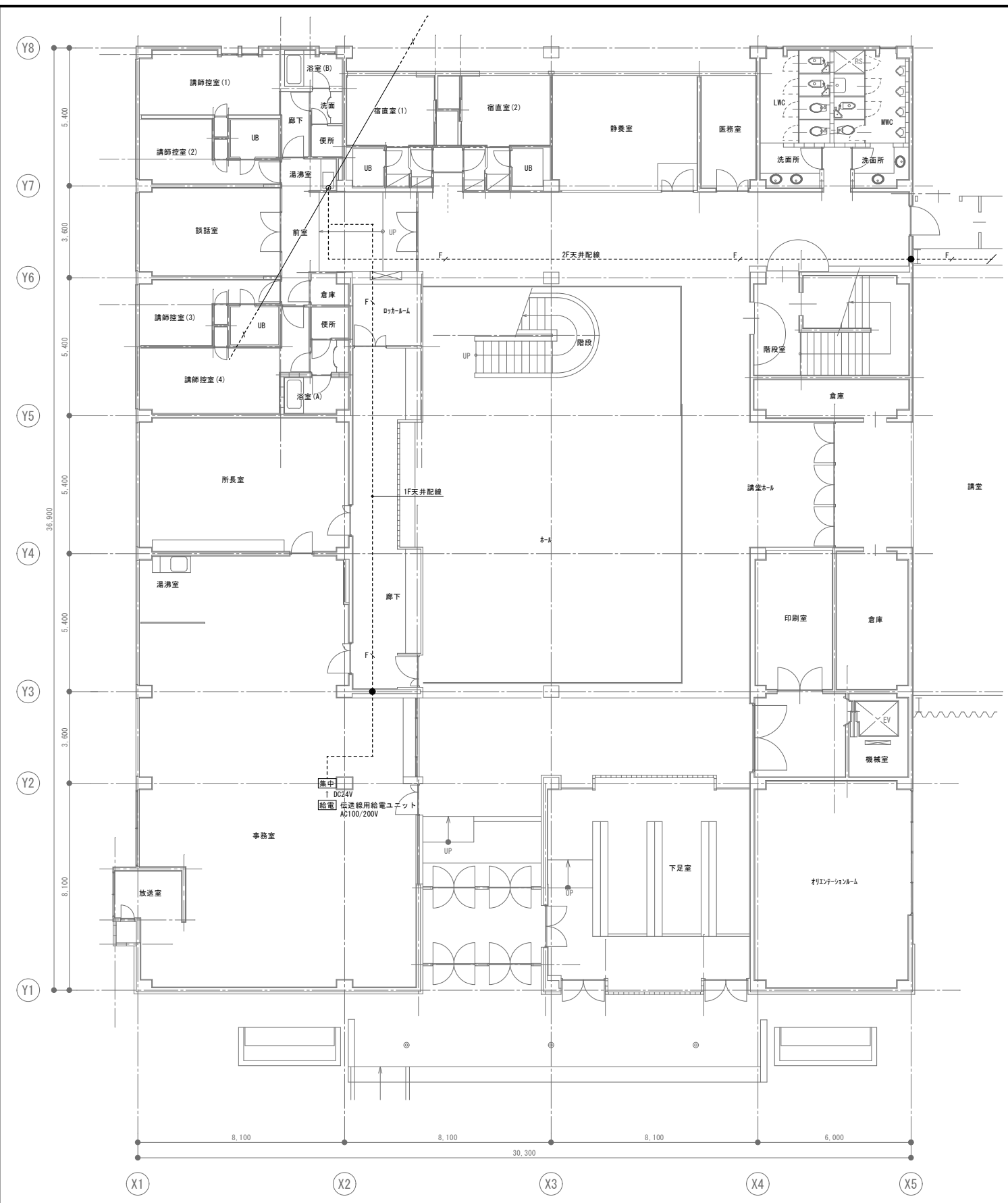
承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂日	改訂内容

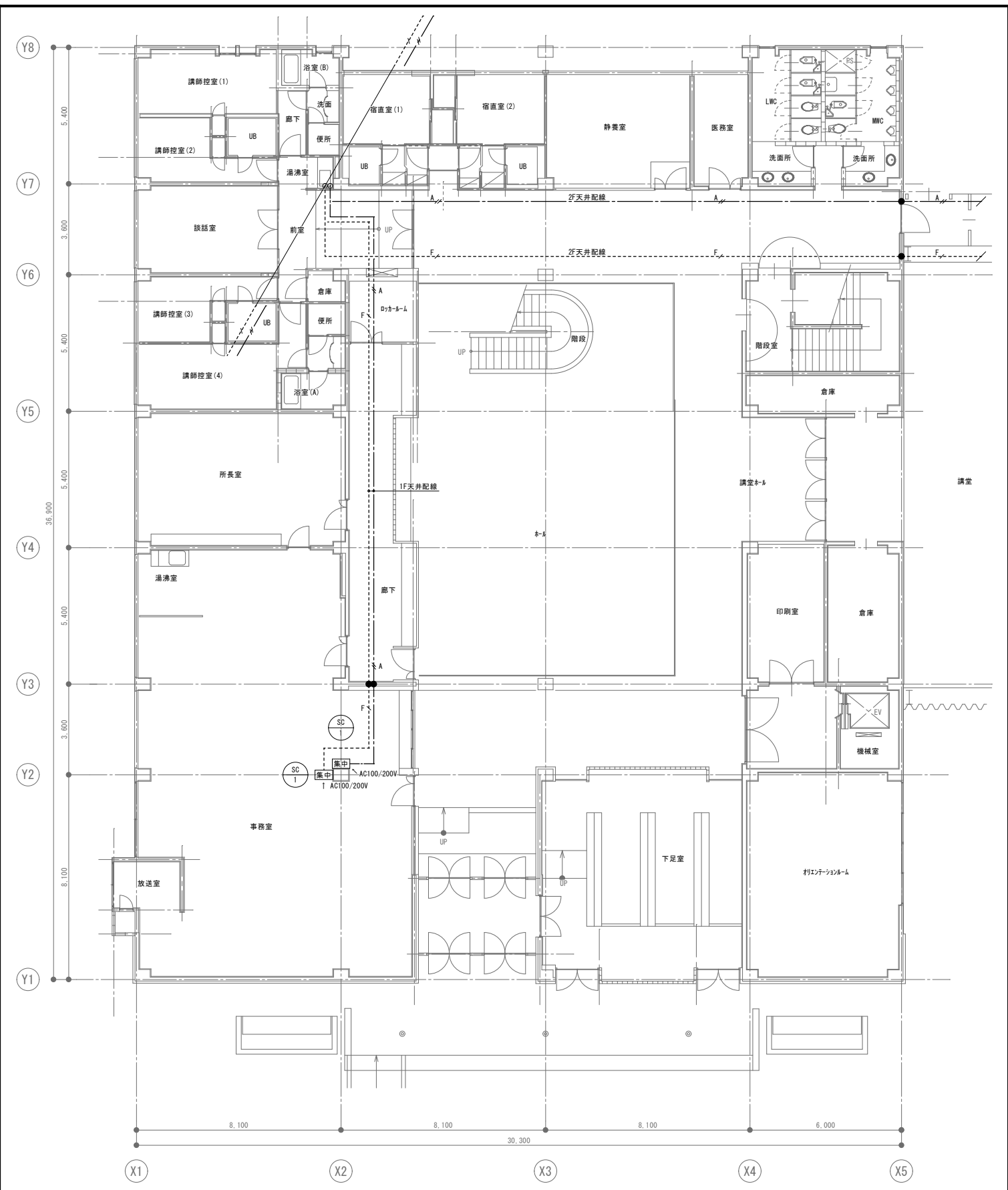
独立行政法人国立青少年教育振興機構
 施設管理課長 施設管理課 組長

業務番号 工事名称
 国立青少年教育振興機構
 国立赤城青少年交流の家 機械設備改修工事
 図面名称
 空調設備 宿舎棟 計装配置1階平面図(改修後)

縮尺 1/200
 図面区分 機械設備
 図面番号 M-17



1階平面図(改修前)



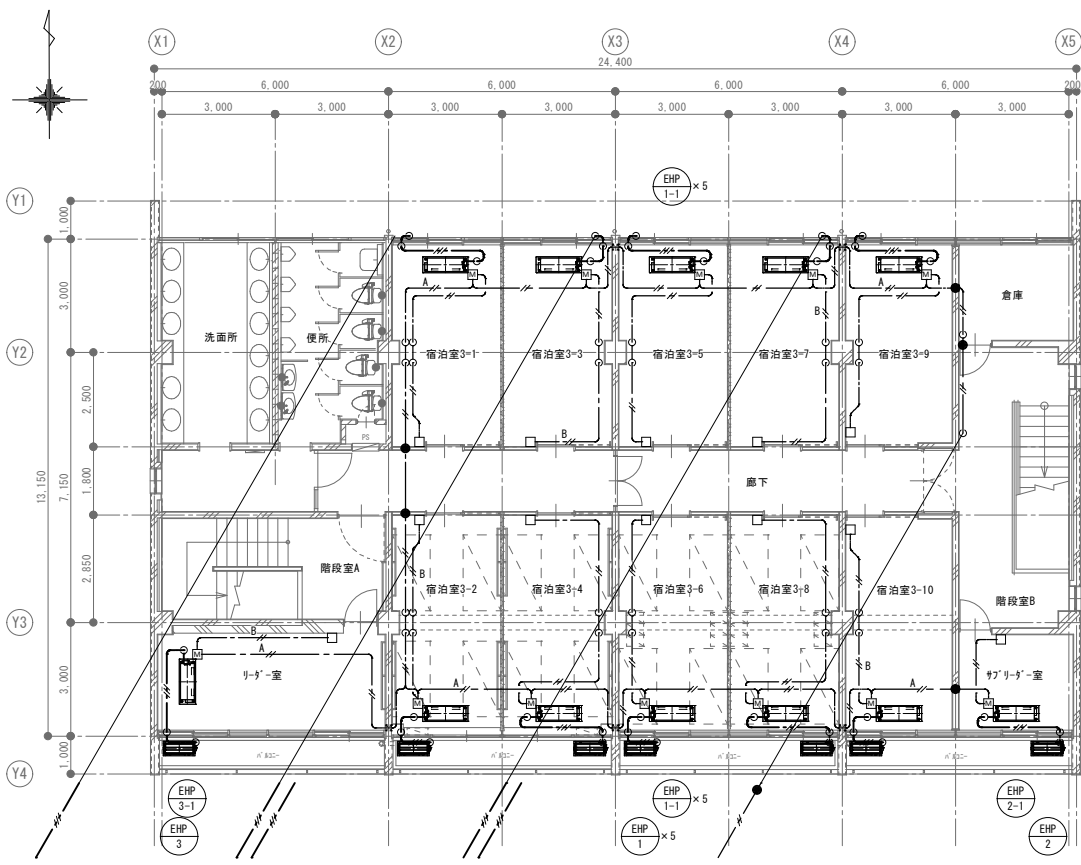
1階平面図(改修後)

ケーブル凡例		保護管				
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内単独
	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
	分岐配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
	270°室内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻			
	インタフェイス付属ケーブル	機器付属ケーブル	天井30h°シ			
	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

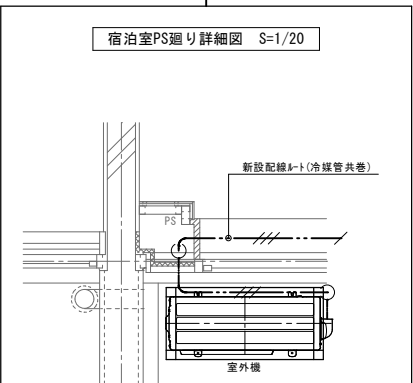
凡例) トア7の区画貫通処理箇所

ケーブル凡例			保護管			
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内埋設
△	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
□	リモ配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
◇	エアコン内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻			
○	インターネット用ケーブル	機器付属ケーブル	天井30φ			
---	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
---	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

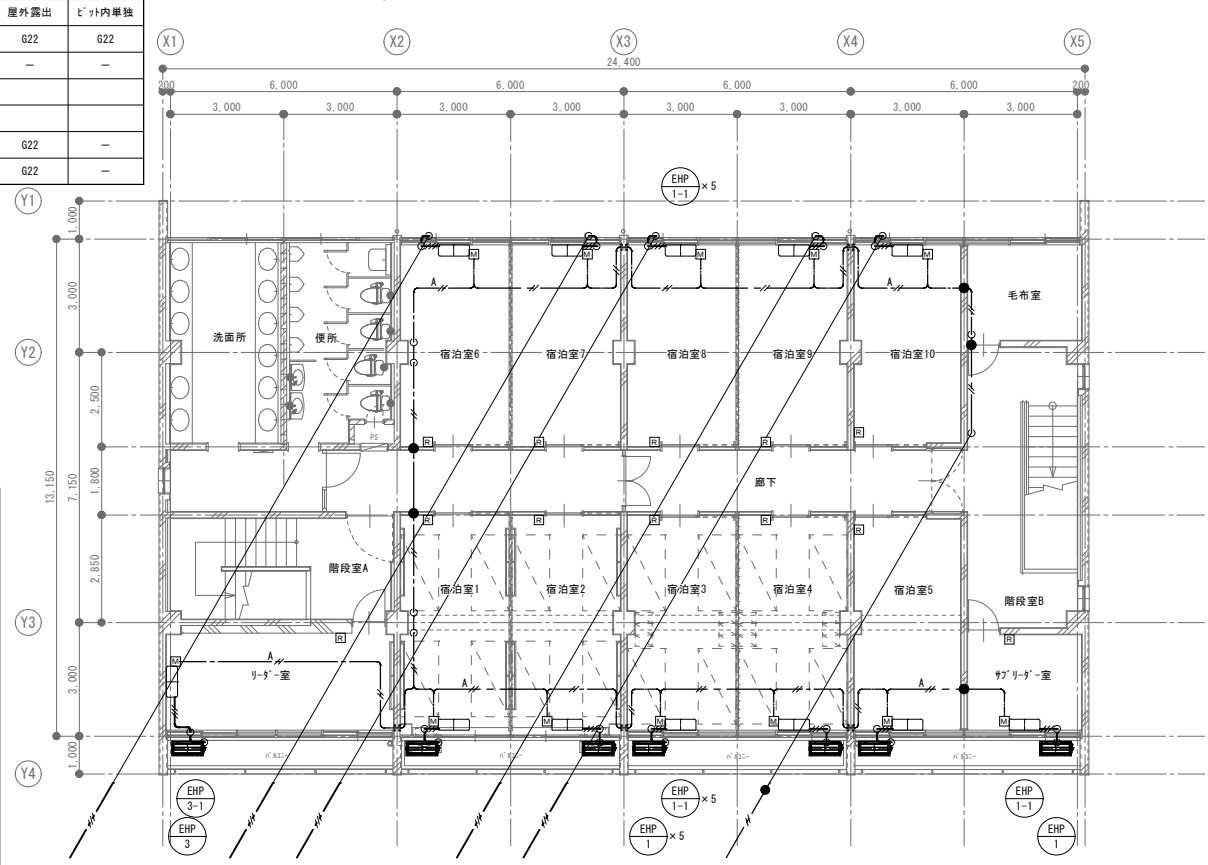
凡例) ト-Aの区画貫通処理箇所



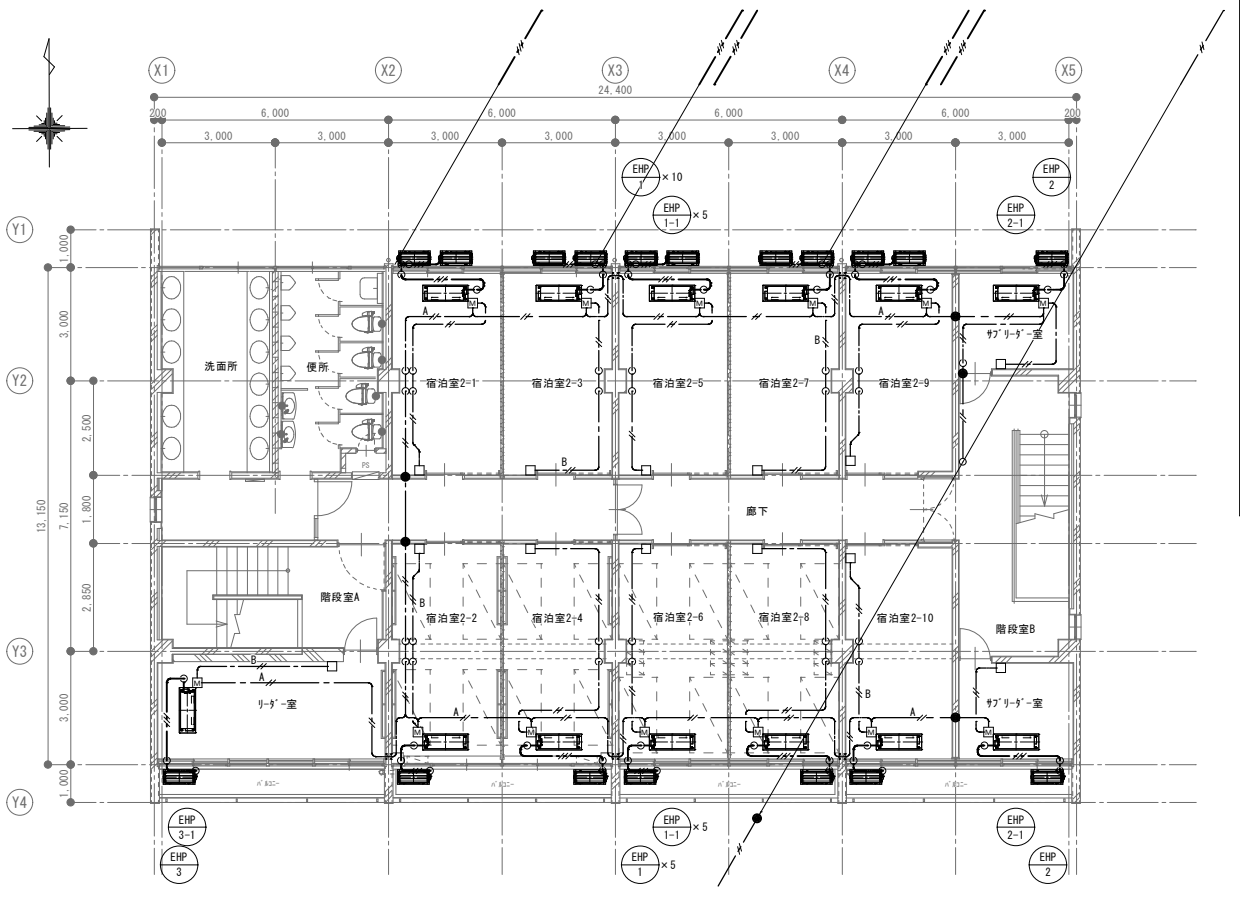
A棟 3階平面図(改修前) S=1/100



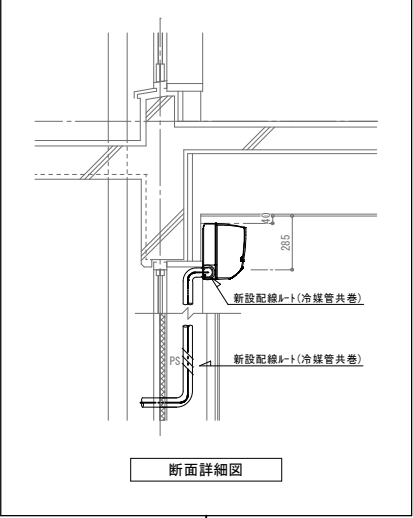
平面詳細図



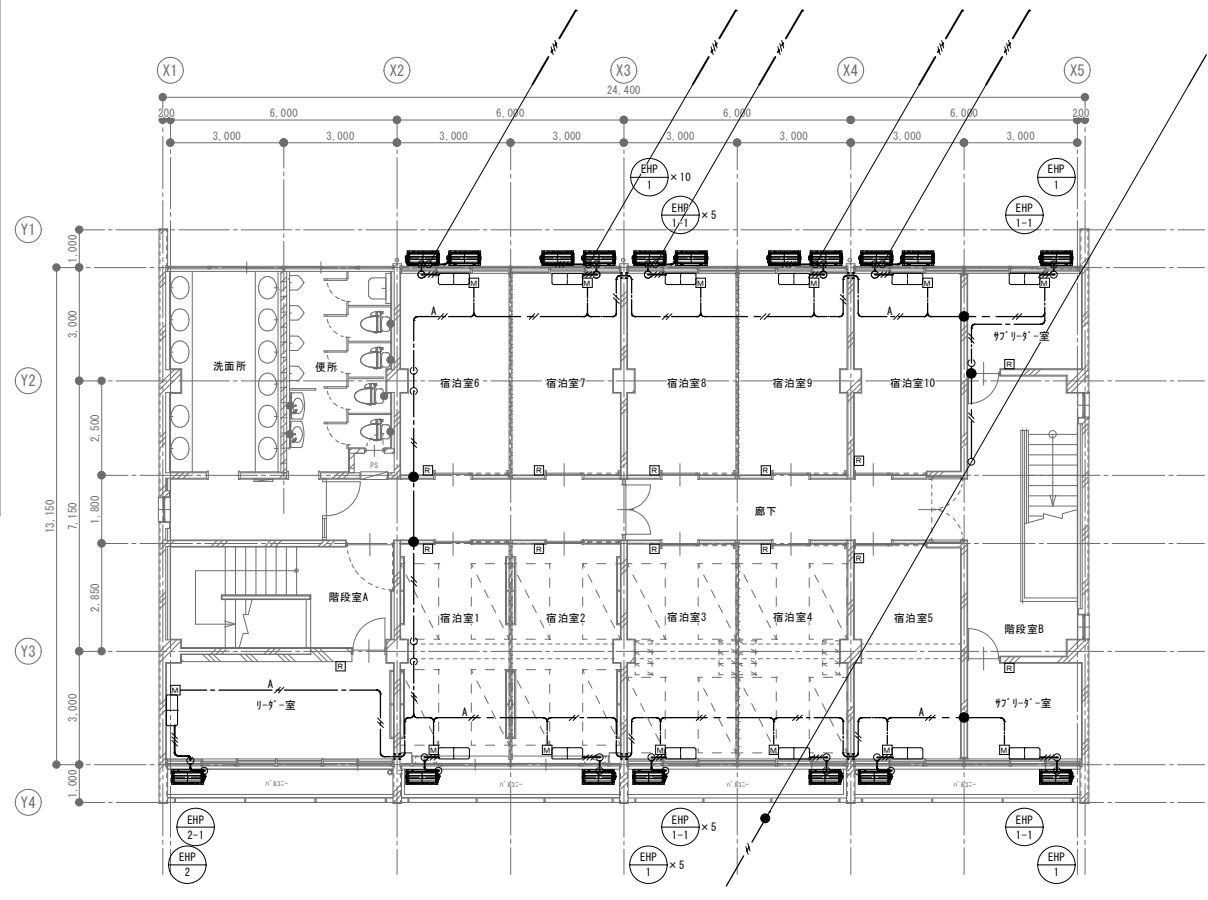
A棟 3階平面図(改修後) S=1/100



A棟 2階平面図(改修前) S=1/100



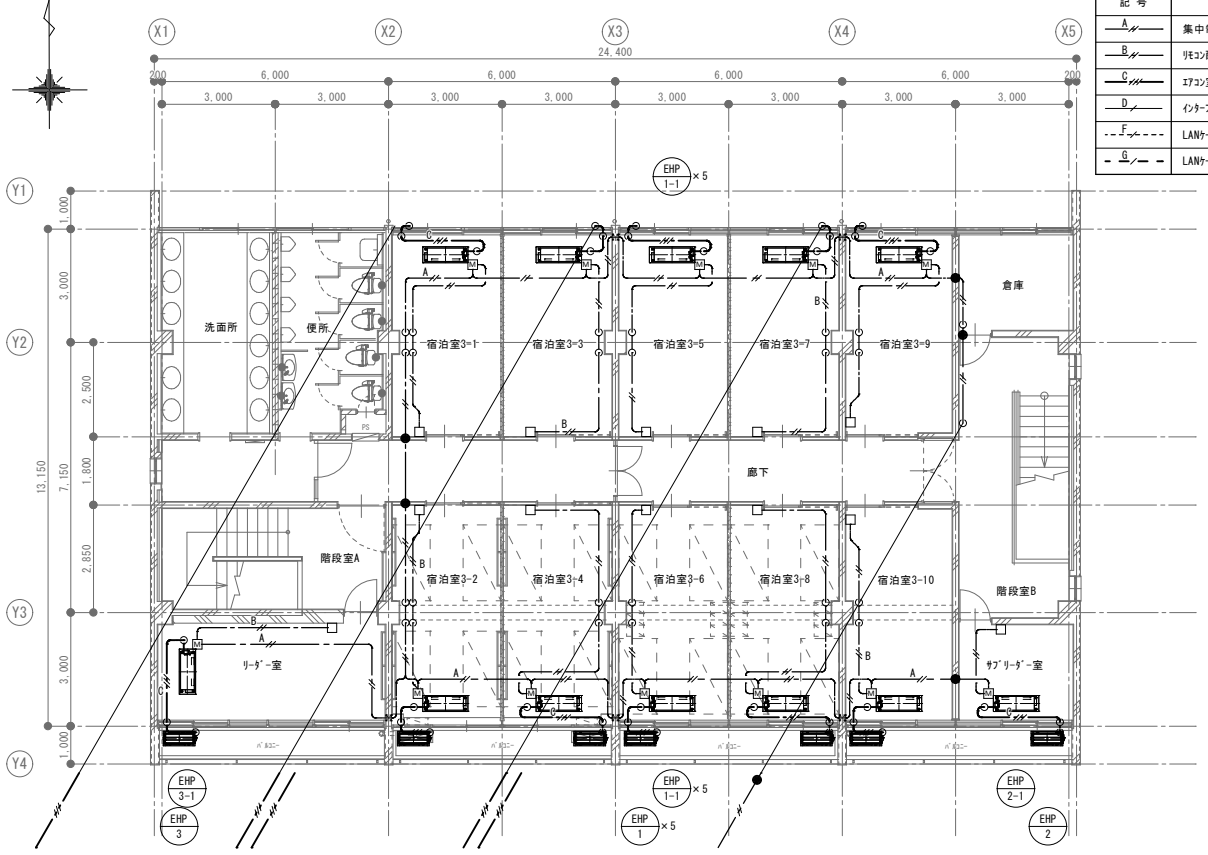
断面詳細図



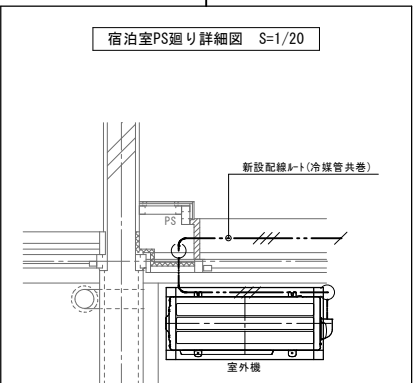
A棟 2階平面図(改修後) S=1/100

ケーブル凡例			保護管			
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内埋設
△	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
□	リモコン線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
◇	エアコン室内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
○	インターネット用ケーブル	機器付属ケーブル	天井30'シ	-	-	-
---	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
-△-	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

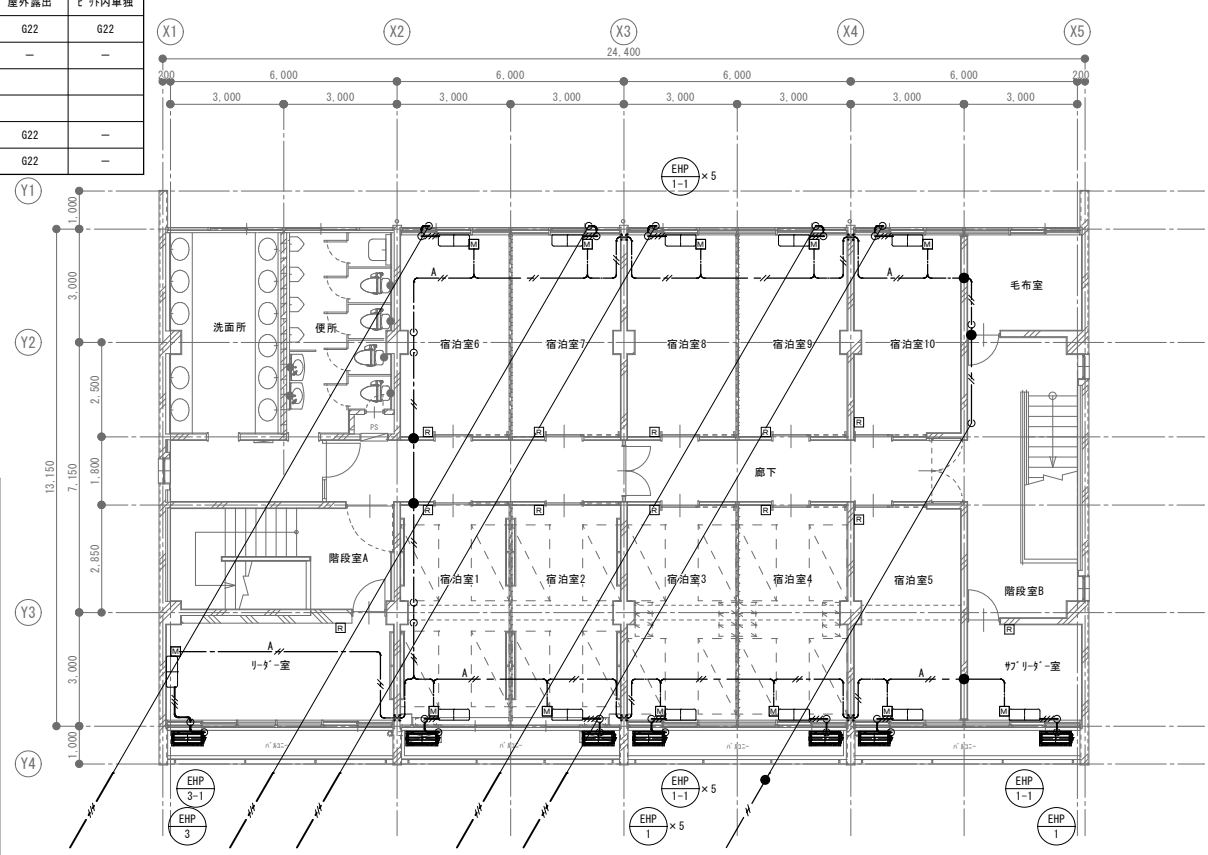
凡例) ト-Aの区画貫通処理箇所



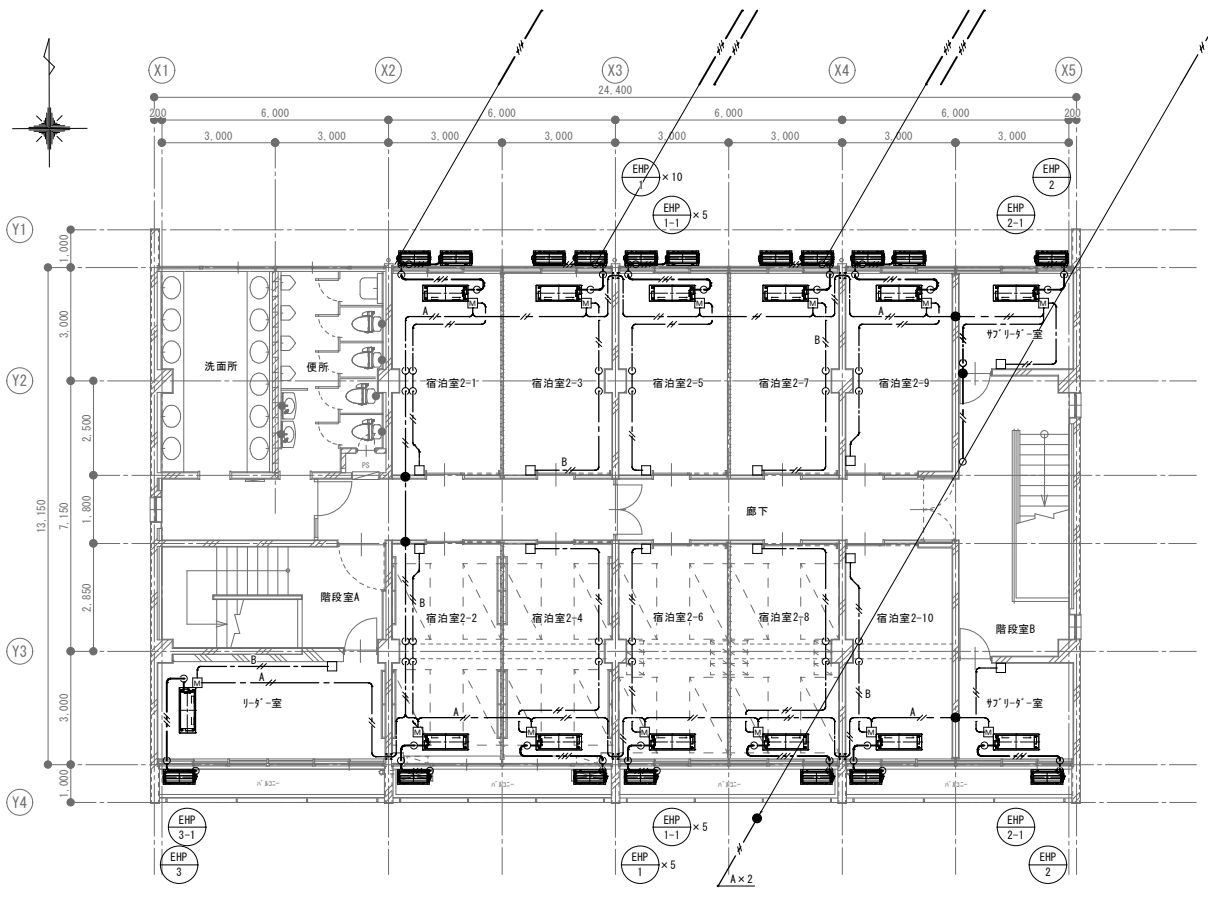
B棟 3階平面図(改修前) S=1/100



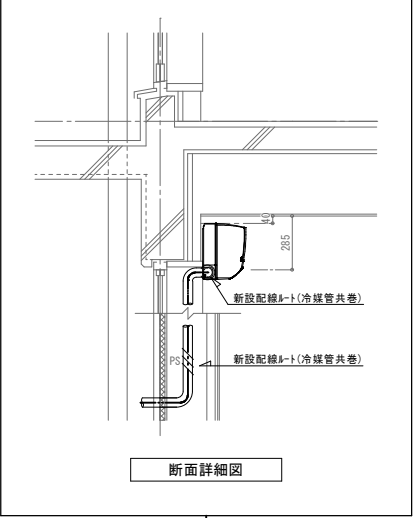
平面詳細図



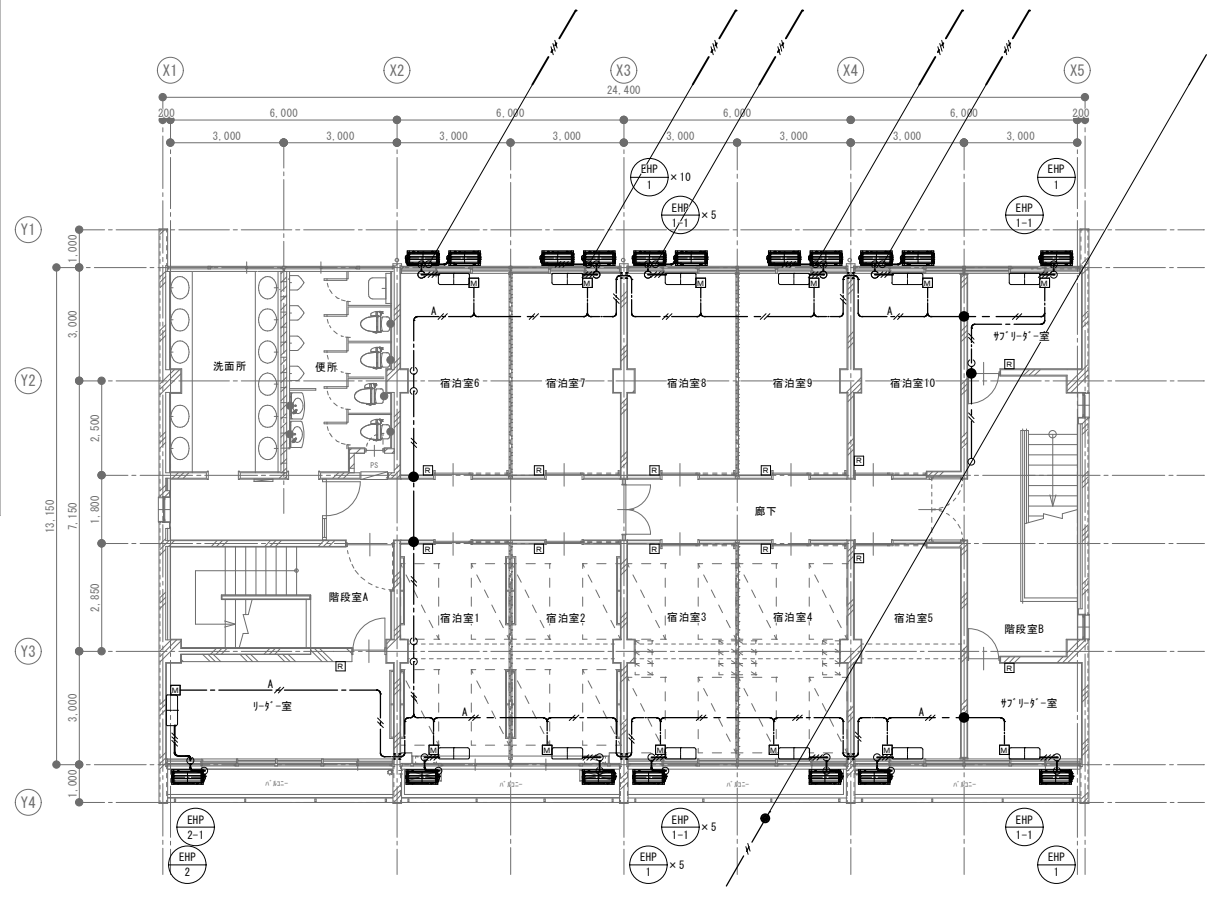
B棟 3階平面図(改修後) S=1/100



B棟 2階平面図(改修前) S=1/100



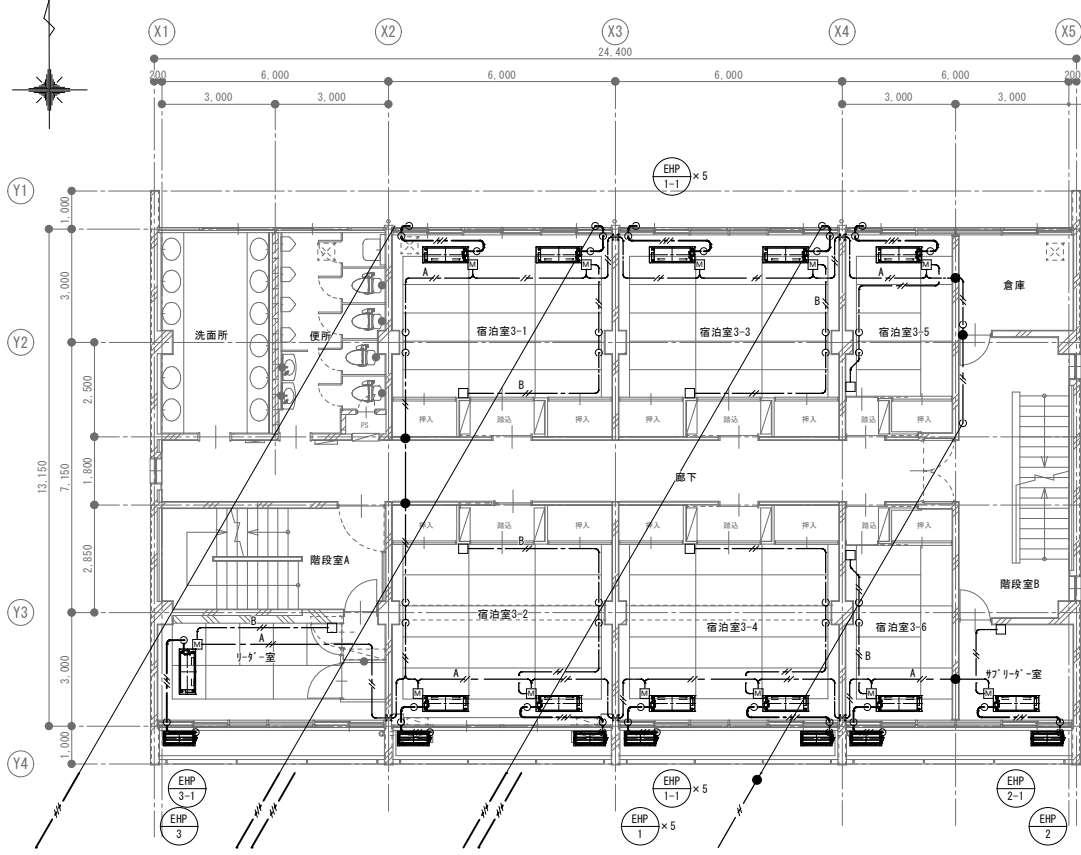
断面詳細図



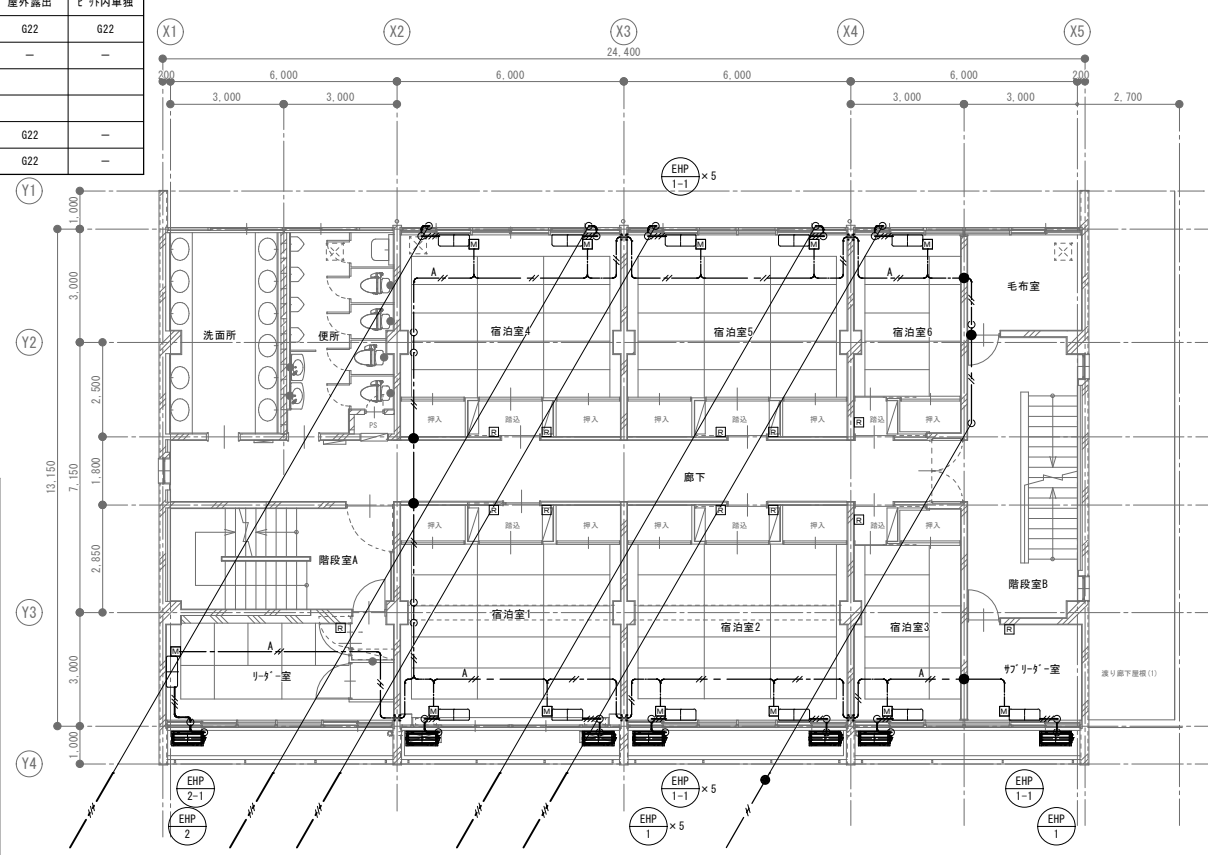
B棟 2階平面図(改修後) S=1/100

ケーブル凡例			保護管			
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内単独
△	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
□	リモコン線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
○	エアコン室内機-室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
◇	ユニット付付属ケーブル	機器付属ケーブル	天井30φ	-	-	-
---	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
---	LANケーブル(ビッド-屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

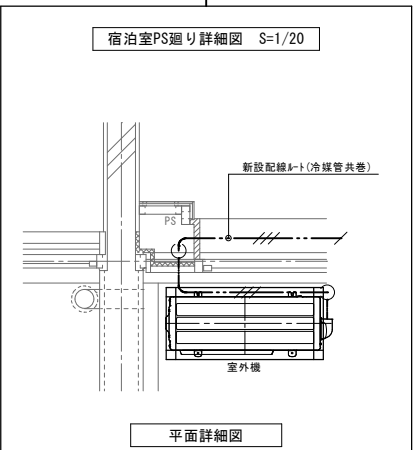
凡例) ト-Aの区画貫通処理箇所



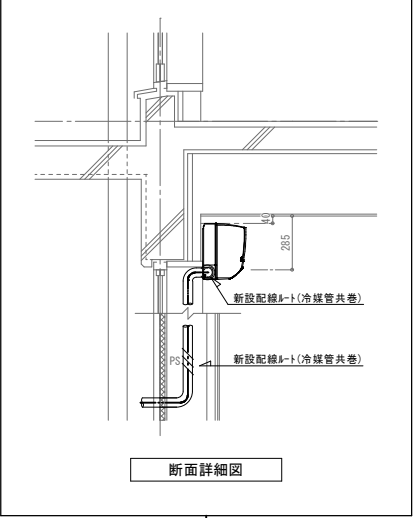
C棟 3階平面図(改修前) S=1/100



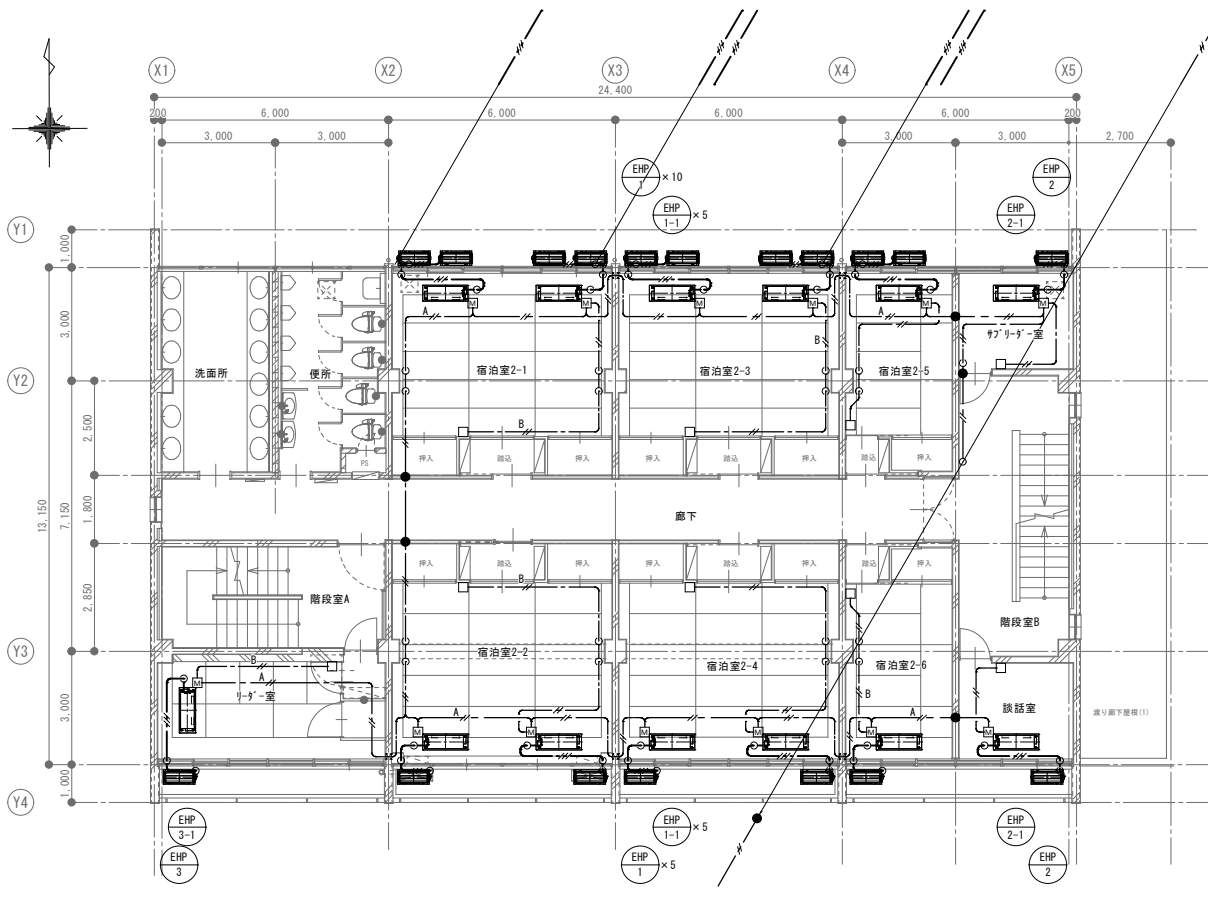
C棟 3階平面図(改修後) S=1/100



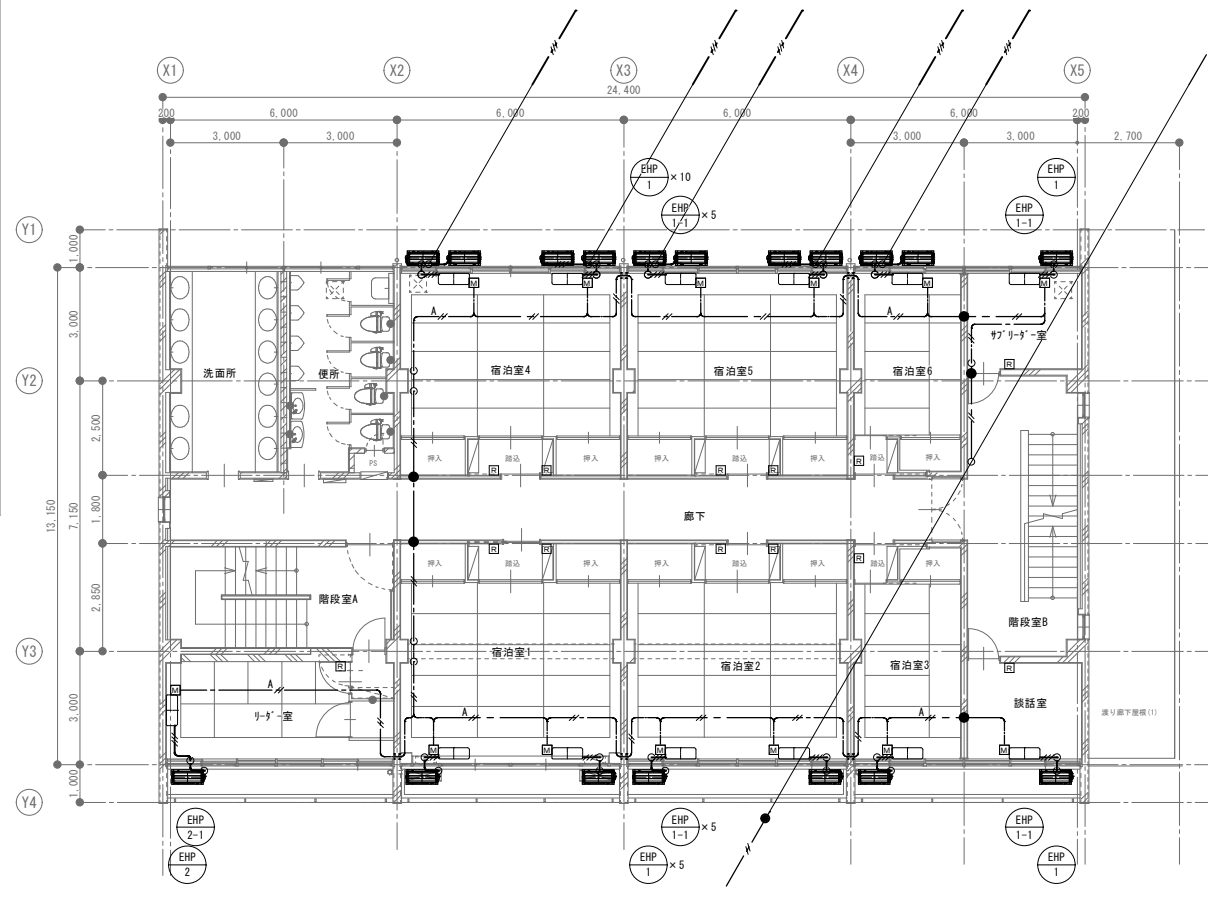
平面詳細図



断面詳細図



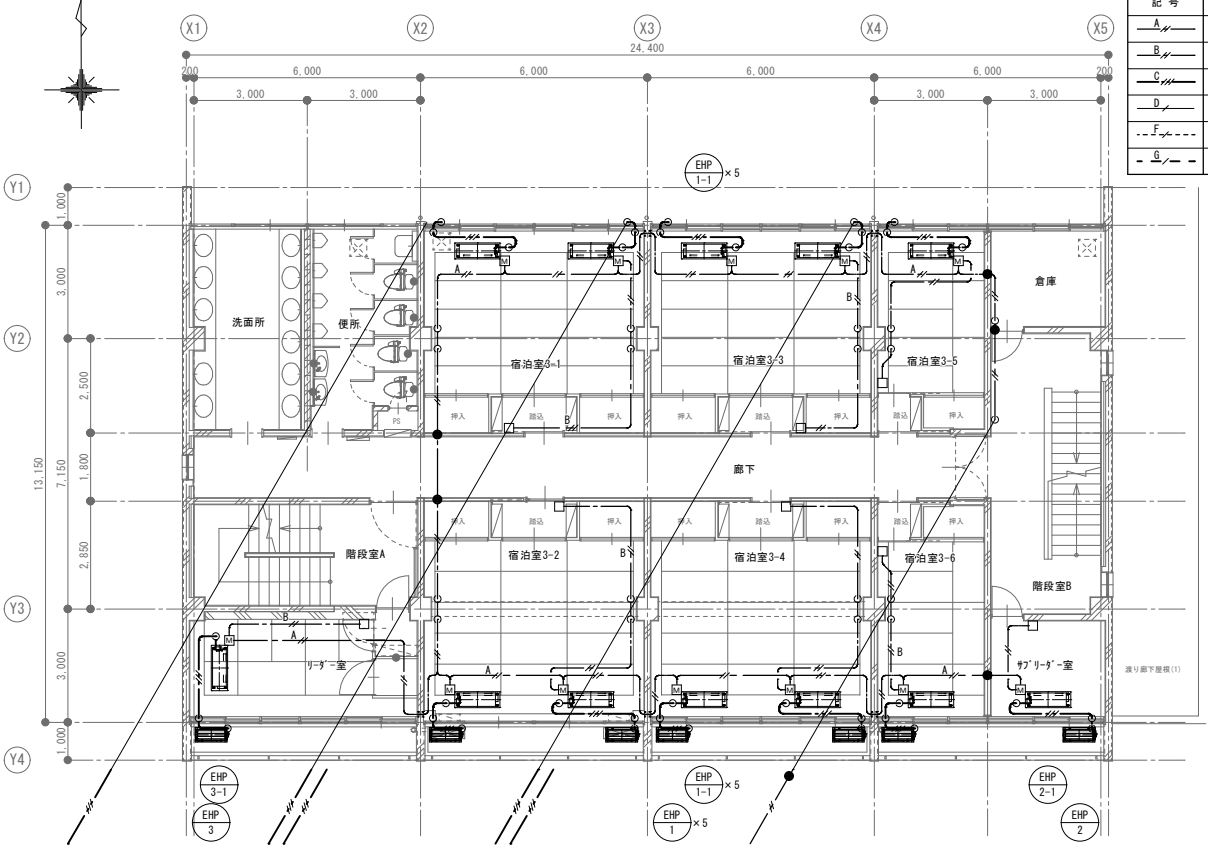
C棟 2階平面図(改修前) S=1/100



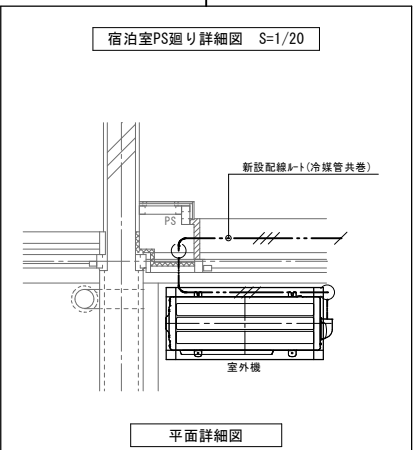
C棟 2階平面図(改修後) S=1/100

ケーブル凡例		保護管				
記号	名称	使用ケーブル	屋内・貫通部	屋内露出	屋外露出	ビッド内埋設
△	集中制御線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	E25	G22	G22
□	リモ配線	EM-CEE-S-1.25mm2-2C	PF22	M.M.A	-	-
◇	700室内機・室外機操作線	EM-CEE-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	-	-	-
○	インタフェイスケーブル	機器付属ケーブル	天井30φ	-	-	-
---	LANケーブル(室内用)	EM-UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	PF22	E25	G22	-
---	LANケーブル(ビッド・屋外用)	屋外用UTP-0.5-4P(100BASE-TX)	-	E25	G22	-

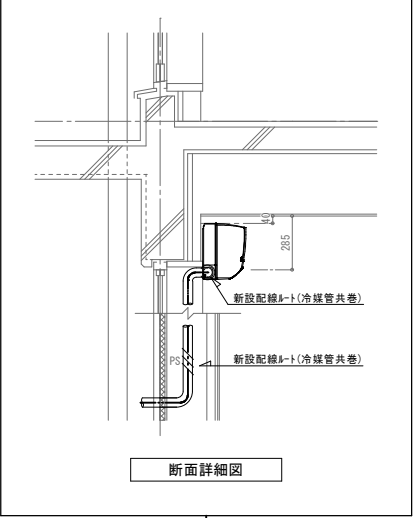
凡例) トアAの区画貫通処理箇所



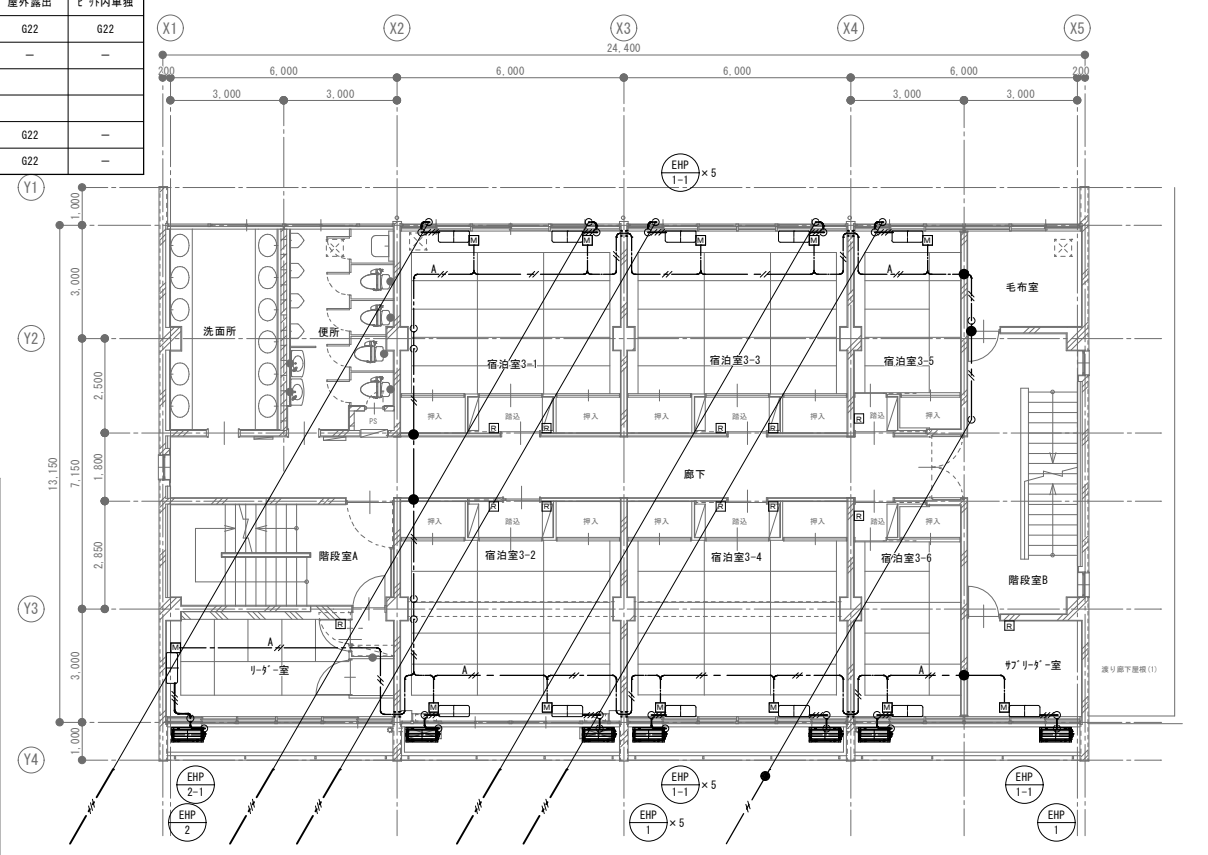
E棟 3階平面図 (改修前) S=1/100



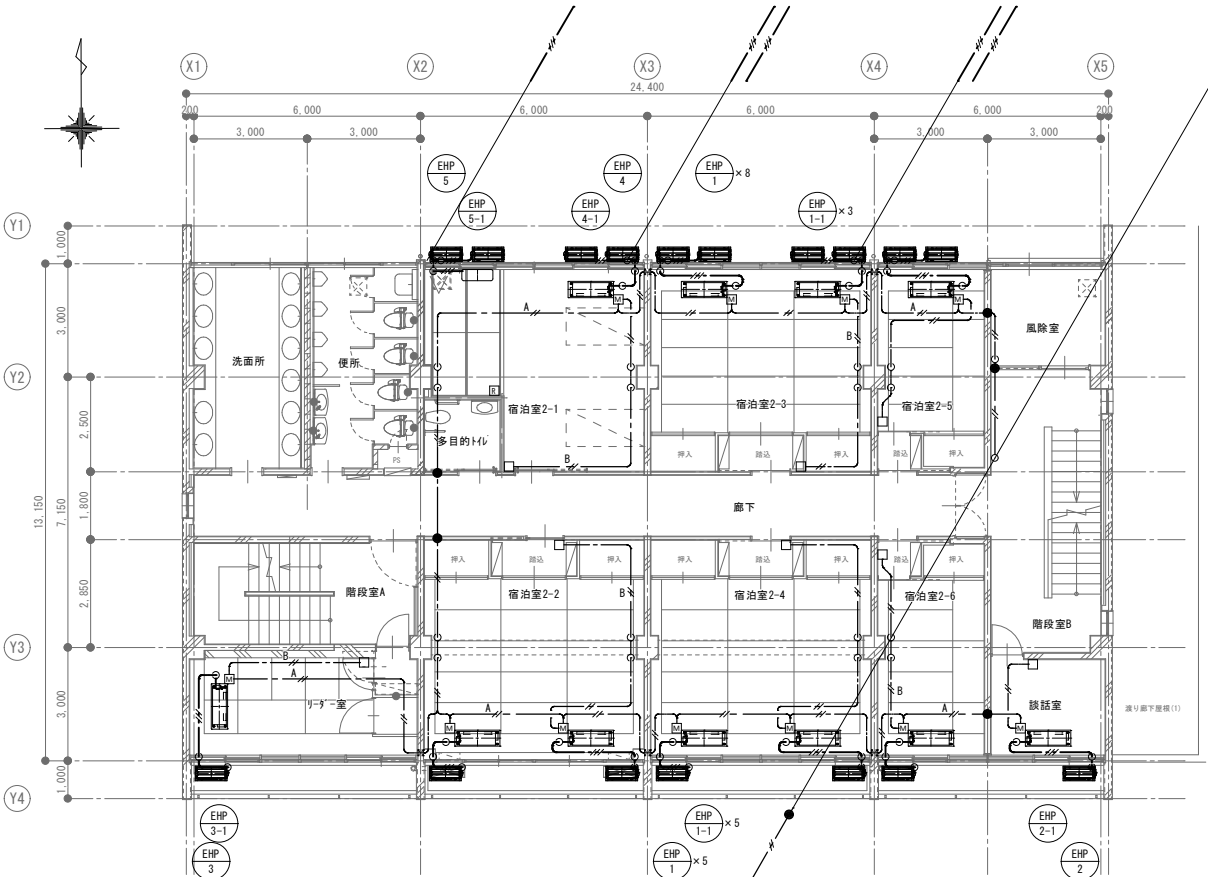
平面詳細図



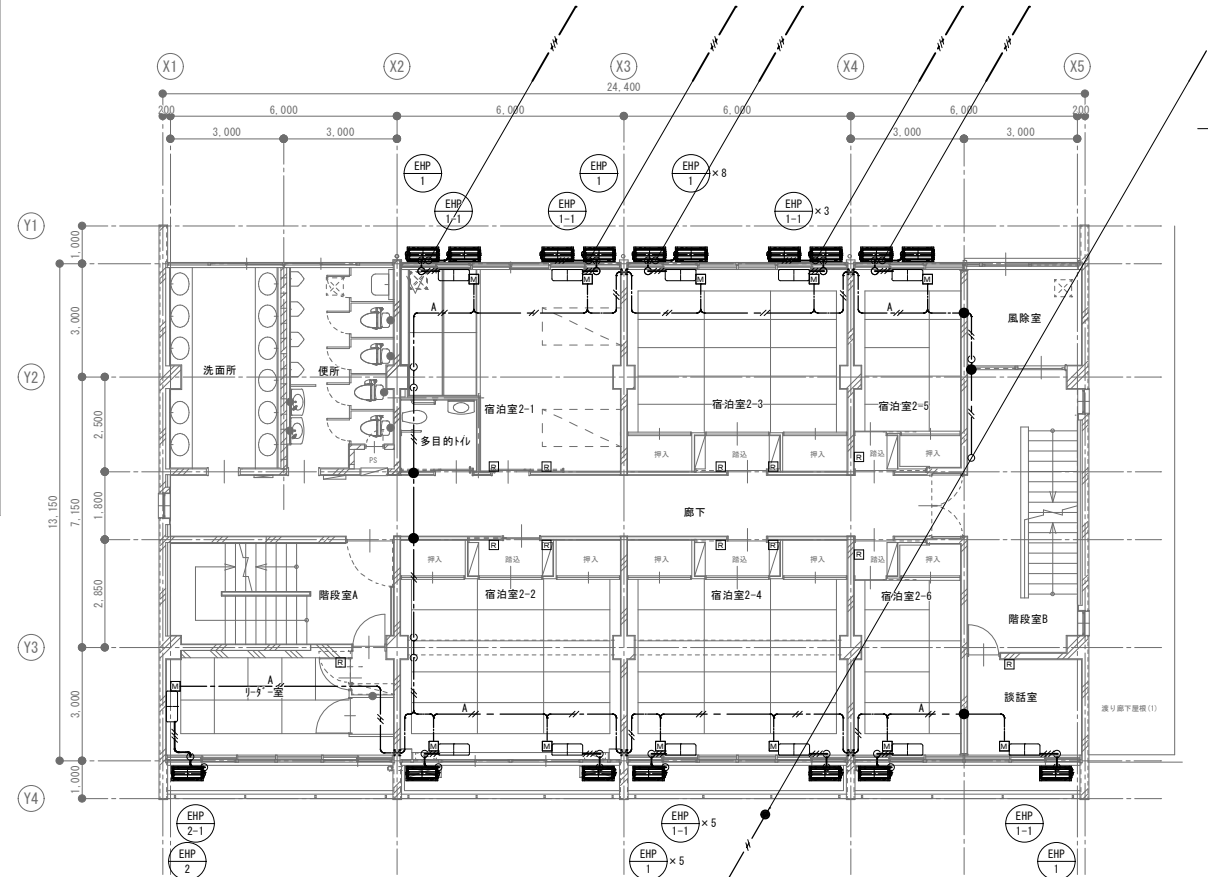
断面詳細図



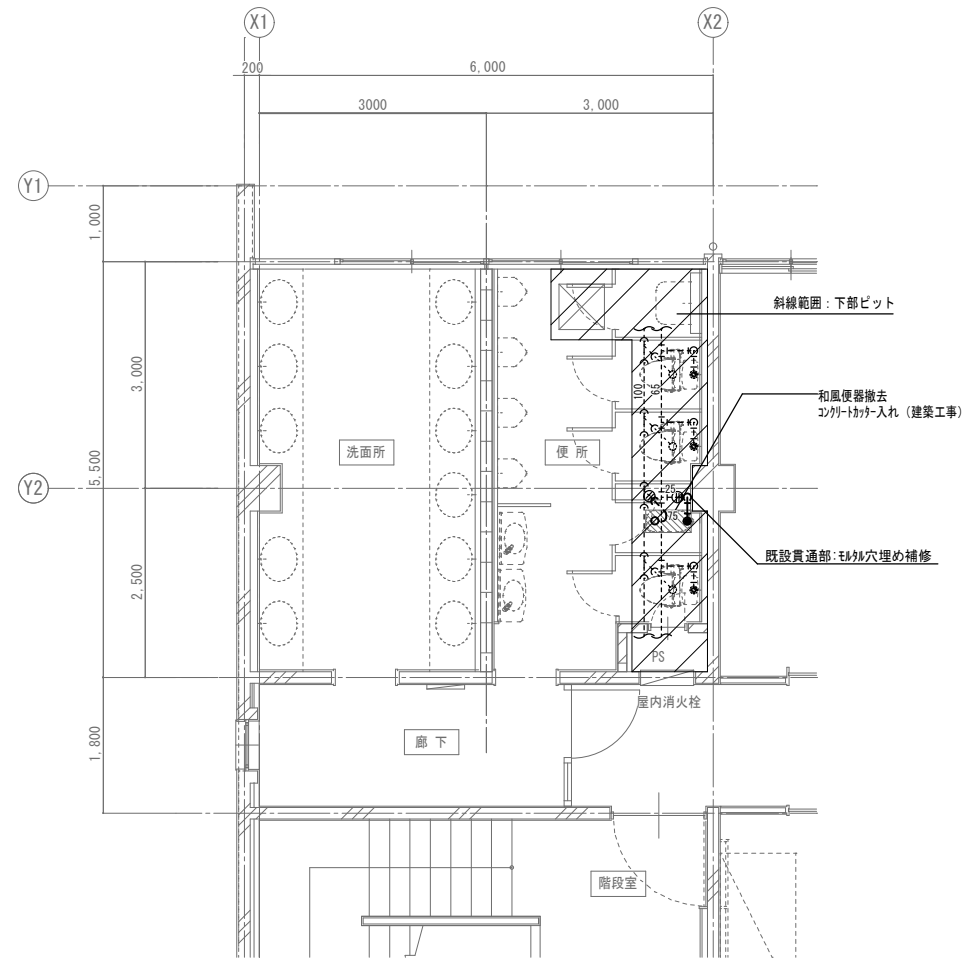
E棟 3階平面図 (改修後) S=1/100



E棟 2階平面図 (改修前) S=1/100



E棟 2階平面図 (改修後) S=1/100

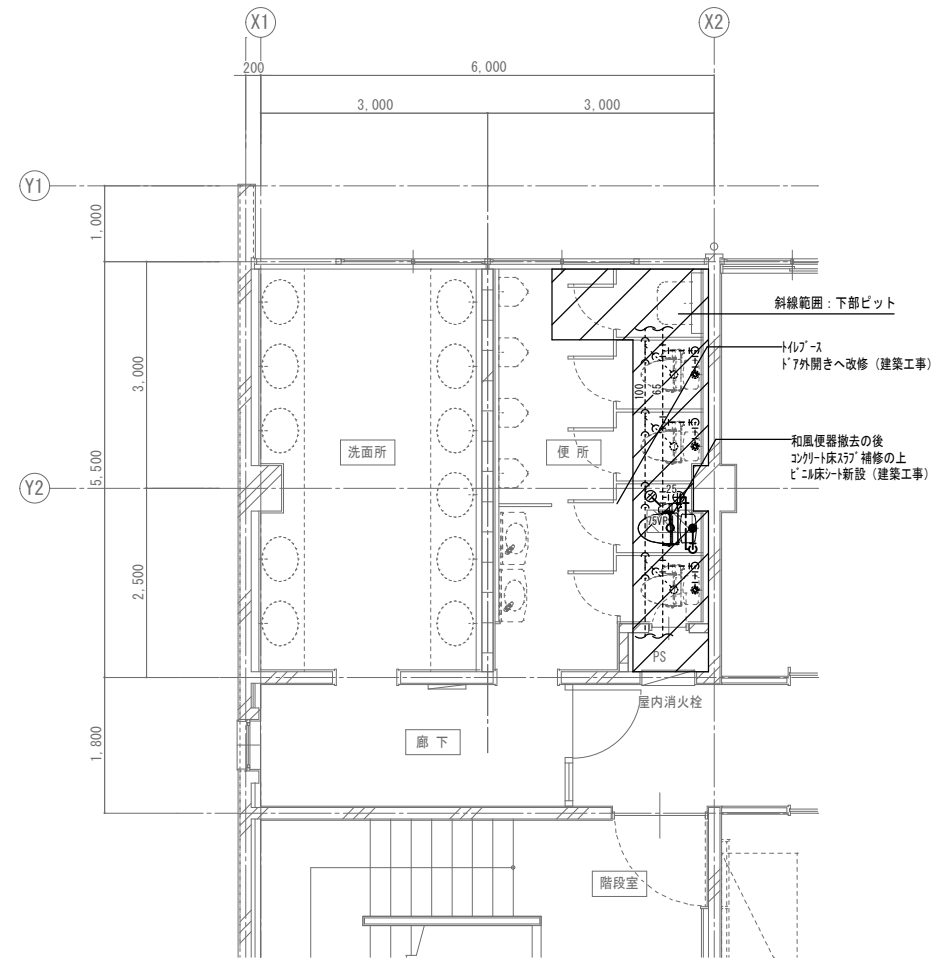


宿泊棟トイレ平面図(改修前) 1/50

凡例	
シンボル	摘要
———	撤去配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質塩化ビニル(ノン)鋼管 (SGP-PB)
———	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
———	汚水管 鉛管
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。



宿泊棟トイレ平面図(改修後) 1/50

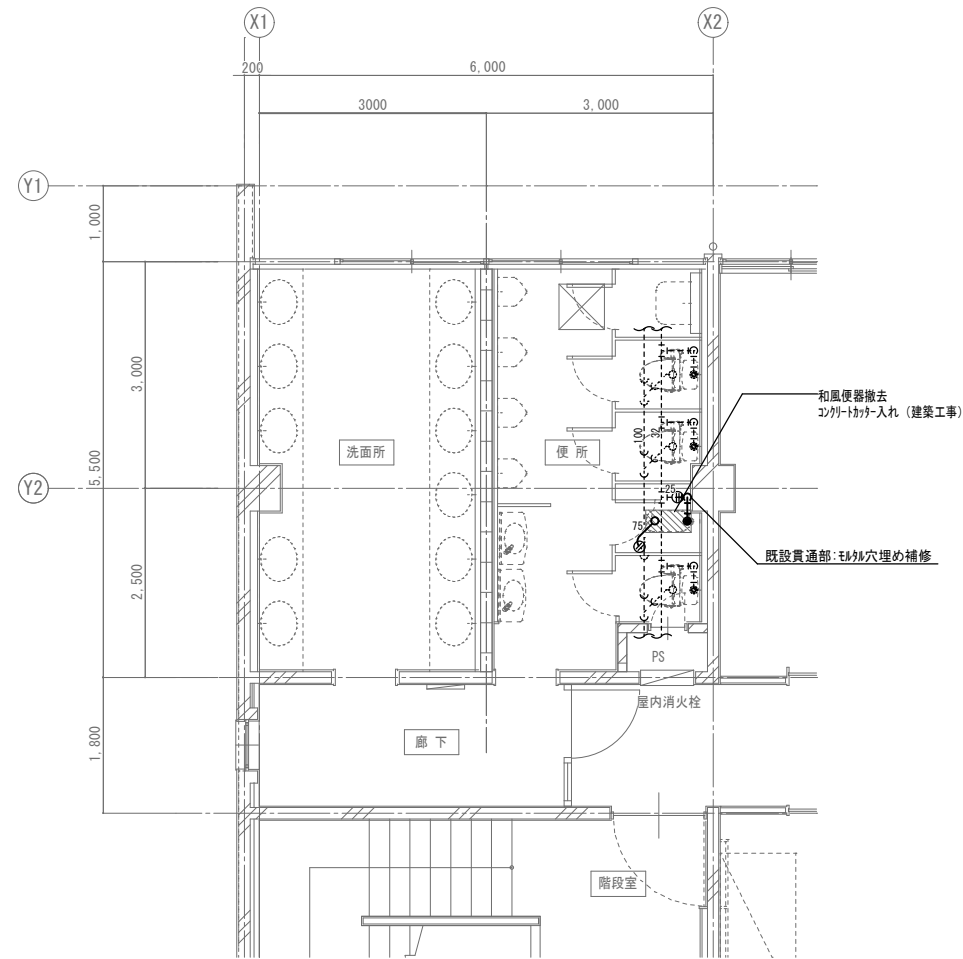
<床はつり箇所(厚さ120mm)>

名称	給水管 管径 サイズ	排水管 管径 サイズ	通気管 管径 サイズ	箇所数
(便所) 洋風大便器 (FY)	25A	50φ		1

凡例	
シンボル	摘要
———	新設配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質塩化ビニル(ノン)鋼管 (SGP-VB)
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(建築工事)

※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。

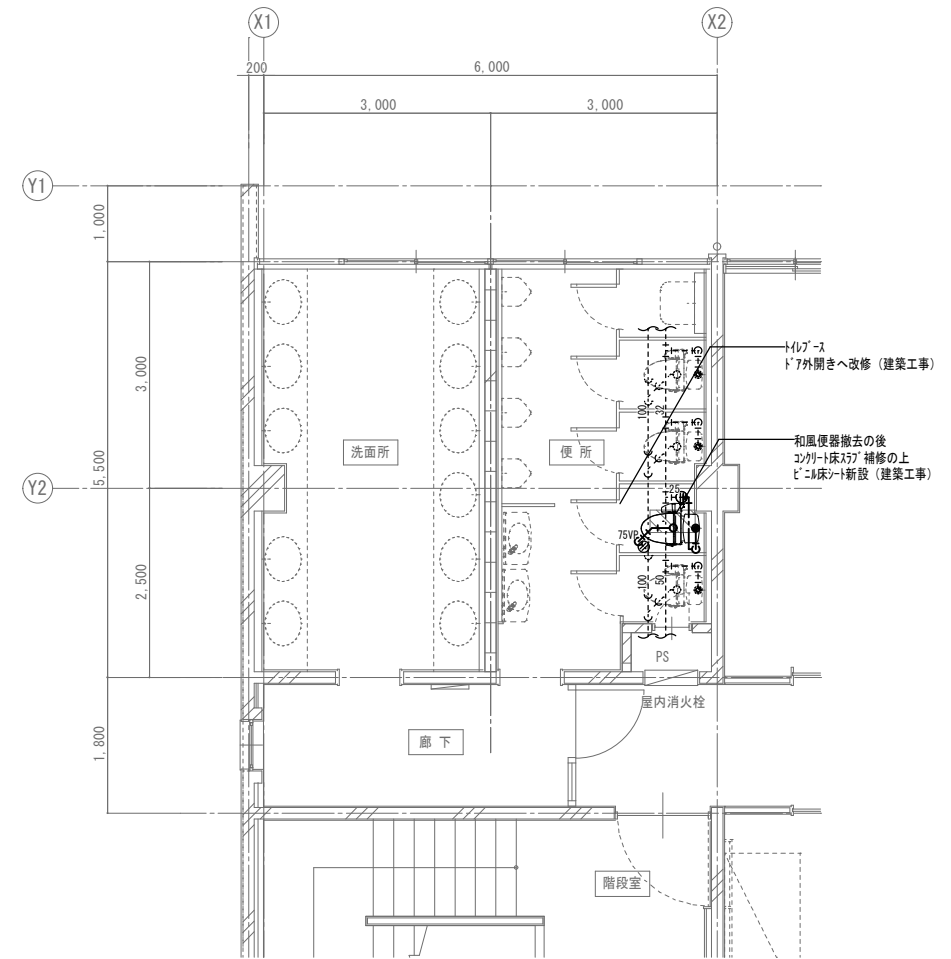


宿泊棟トイレ平面図(改修前) 1/50

凡例	
シンボル	摘要
—	撤去配管 (太線)
----	既設配管 (細線)
⊕-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質塩化ビニル(ノン)鋼管 (SGP-PB)
—	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
—	汚水管 鉛管
—	VP 排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。



宿泊棟トイレ平面図(改修後) 1/50

<床はつり箇所(厚さ120mm)>

名称	給水管		排水管		通気管		箇所数
	管径	口径	管径	口径	管径	口径	
(便所)							
洋風大便器 (FY)	25A	50φ					1

凡例	
シンボル	摘要
—	新設配管 (太線)
----	既設配管 (細線)
⊕-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質塩化ビニル(ノン)鋼管 (SGP-VB)
—	VP 排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(建築工事)

※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。